

河津町
第3次男女共同参画計画
(素案)
(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

河津町

目次

第1章 計画の見直しにあたって	1
1. 計画改定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 持続可能な開発目標（SDGs）の推進	3
第2章 男女共同参画に関する河津町の現状	4
1. 男女共同参画に関する統計データ	4
2. 男女共同参画に関するアンケート調査結果	18
第3章 計画の基本的な考え方	21
1. 基本理念	21
2. 基本目標	22
3. 施策の体系	23
第4章 計画の内容	24
1. 性別にとらわれず、お互いに認め合う意識の醸成	24
2. 政策・方針決定過程やあらゆる職域への女性の参画拡大	25
3. 仕事と家庭生活が両立できる環境の整備	26
4. 誰もが健やかに安心・安全で暮らせる環境の整備	27
第5章 計画の推進に向けて	29
1. 計画の周知	29
2. 庁内の推進体制	29
3. 計画の進捗管理	29
4. 国・県・関係機関等との連携	29
資料編	30
1. 調査結果	30
2. 河津町男女共同参画計画策定委員名簿	86
3. 用語解説	87

第1章 計画の見直しにあたって

1. 計画改定の趣旨

本町では、平成28年3月に「河津町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んできました。この間、令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症の流行により、社会情勢は大きく変化し、不安やストレスを感じた人や職を失った人もいます。また、外出制限中の家庭における女性への家事労働の負担偏重、ドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待の増加など、表面化してこなかった諸問題も顕在化しました。

国の動きについてみると、令和元年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の改正があり、令和4年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、令和5年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が新たに成立しています。

このような状況の中、現行の「河津町第2次男女共同参画計画」（令和3年度～令和7年度）、や新たに「男女共同参画に関する町民アンケート」を実施し、アンケート結果や社会情勢の変化等も踏まえた男女共同参画施策を推進するため、計画を見直し、「河津町第3次男女共同参画計画」（令和8年度～令和12年度）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条で市町村に策定の努力義務が課せられている「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」（市町村男女共同参画計画）です。

本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」や静岡県の「第3次静岡県男女共同参画基本計画」で示された方針に則って策定されます。また、これら2つの計画に加え、河津町の最上位計画である「河津町第5次総合計画」やその他関連する行政計画との整合を図ることで、町として目指す方向を統一し、効率的・効果的に男女共同参画を推進していきます。

3. 計画の期間

本計画は、令和8年度～令和12年度を計画期間とする5か年計画です。ただし、社会情勢の変化や関連法制度の改正等に伴って見直しが適切だと判断される場合には、最終年度を待たずに計画を見直すことがあります。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
第5次	「第6次男女共同参画基本計画」 令和17年度末までの「基本認識」、令和12年度末までの「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」									
第3次	第4次静岡県男女共同参画基本計画					第5次静岡県男女共同参画基本計画 (予定)				
河津町第5次総合計画						河津町第6次総合計画 (予定)				
第2次	河津町第3次男女共同参画計画					河津町第4次男女共同参画計画 (予定)				

4. 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

SDGsの達成に向けての取り組みは、国レベルで実施すべきものも含まれますが、地方自治体にも積極的な取り組みを呼び掛けています。

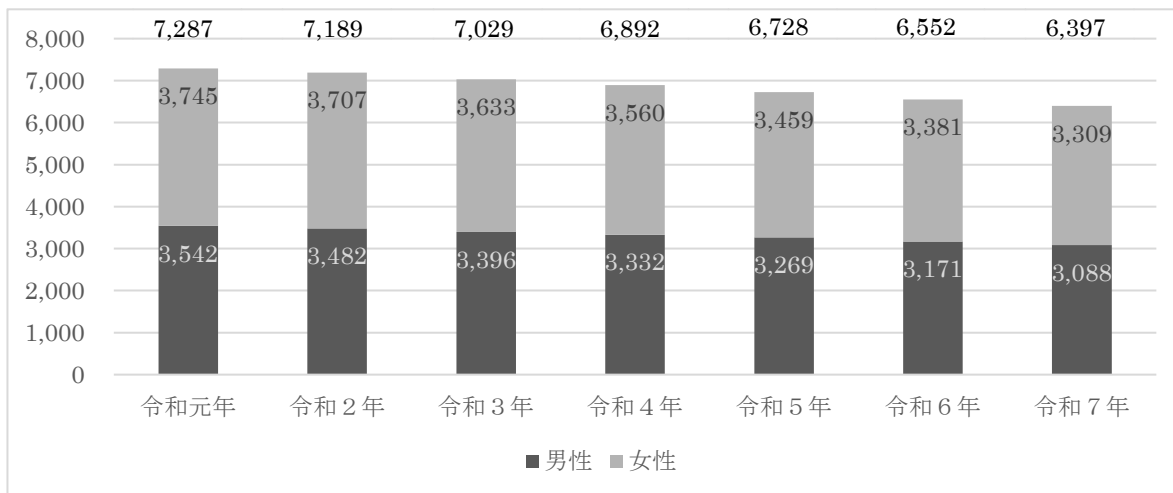
本計画の上位計画である「河津町第5次総合計画」においてもSDGsの推進を掲げており、その方針を踏まえ、本計画は、男女共同参画と特に関連が大きいと言える「様々な取り組みを連動させることで、持続可能な男女がともに活躍できる仕組みを構築していくことが期待されます。

第2章 男女共同参画に関する河津町の現状

1. 男女共同参画に関する統計データ

(1) 基本データ

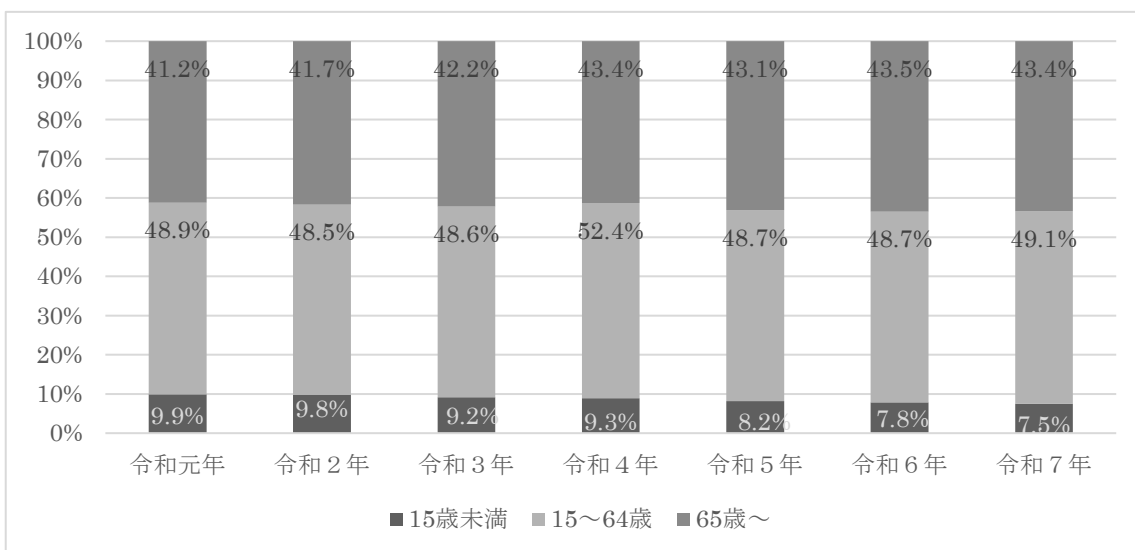
■ 総人口・男女別人口



資料:「住民基本台帳」(各年1月1日現在)

令和7年の総人口は6,397人で、男女別では「男性」が3,088人、「女性」が3,309人と、「女性」の方が多くなっています。令和元年以降の推移をみると、総人口は減少傾向にあります。男女別でも、令和元年からの6年間で「男性」が454人減、「女性」が436人減と、いずれの性別も減少しており、「女性」が「男性」を190～240人程度上回る傾向にあります。

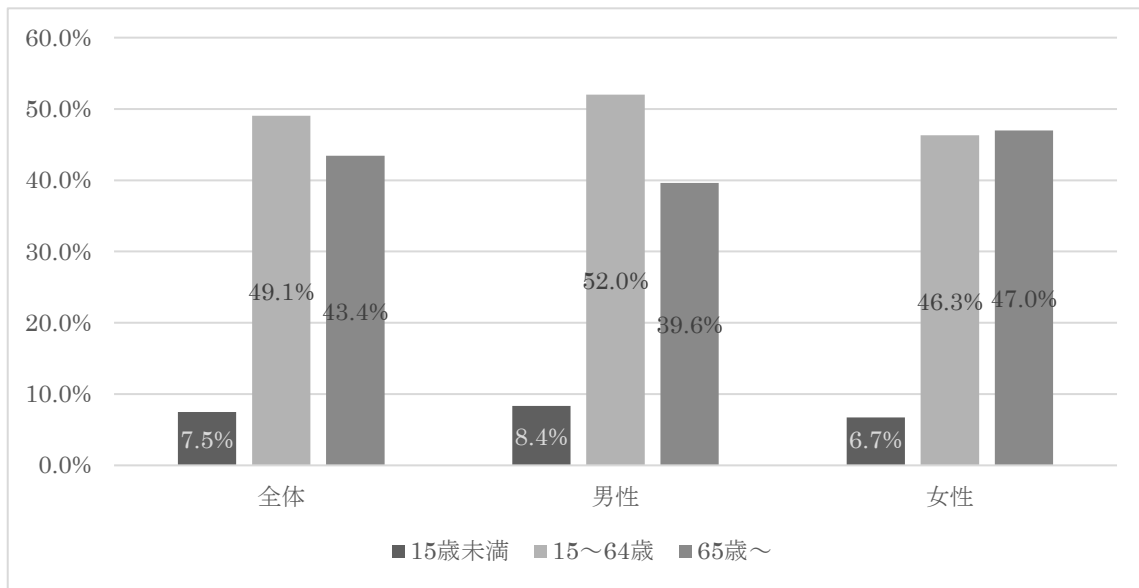
■ 年齢3区分人口割合



資料:「住民基本台帳」(各年1月1日現在)

令和7年の年齢3区分人口割合は、「15歳未満」が7.5%、「15～64歳」が49.1%、「65歳以上」が43.4%と、全体の9割を15歳以上人口が占めています。令和元年以降の推移をみると、「15歳未満」、「15～64歳」は横ばい、「65歳以上」は上昇傾向にあります。

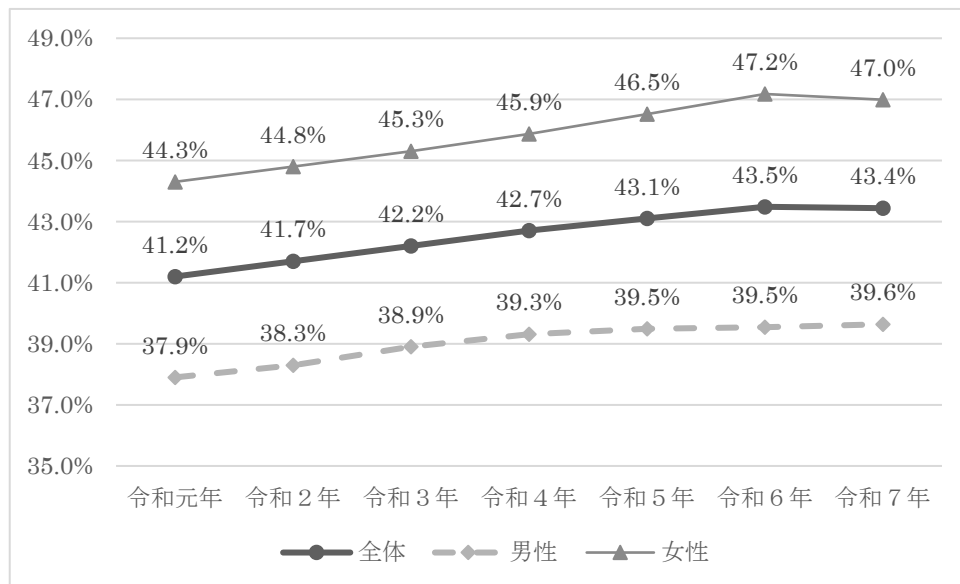
■ 男女別年齢3区分人口割合（令和7年）



資料：「住民基本台帳」（令和7年1月1日現在）

令和7年の男女別年齢3区分人口割合をみると、《男性》において「15～64歳」が多く、《女性》において「65歳以上」が多くなっています。

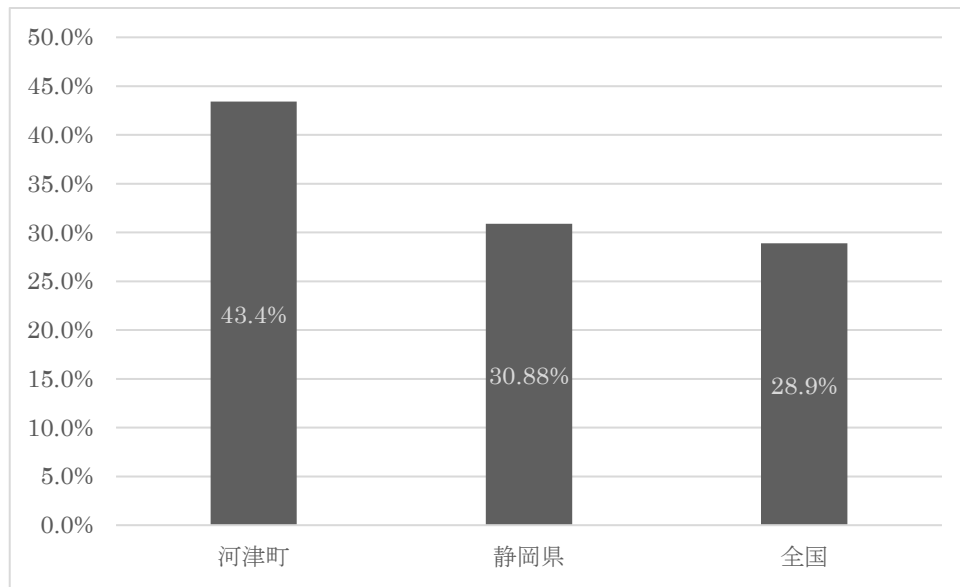
■ 高齢化率



資料：「住民基本台帳」（各年1月1日現在）

令和7年の高齢化率は43.4%で、男女別では「男性」が39.6%、「女性」が47.0%と、「女性」の方が高くなっています。令和元年以降の推移をみると、高齢化率は上昇し、高止まり傾向にあります。男女別でも、令和元年からの6年間で「男性」1.7ポイント、「女性」2.7ポイント増と、いずれの性別も上昇しています。

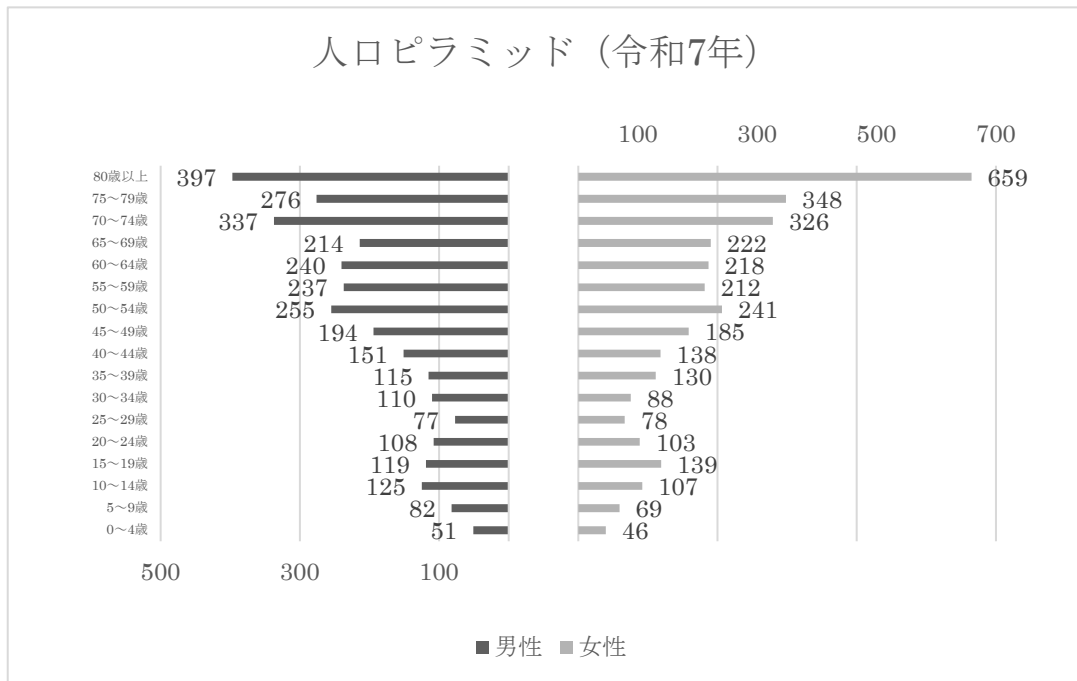
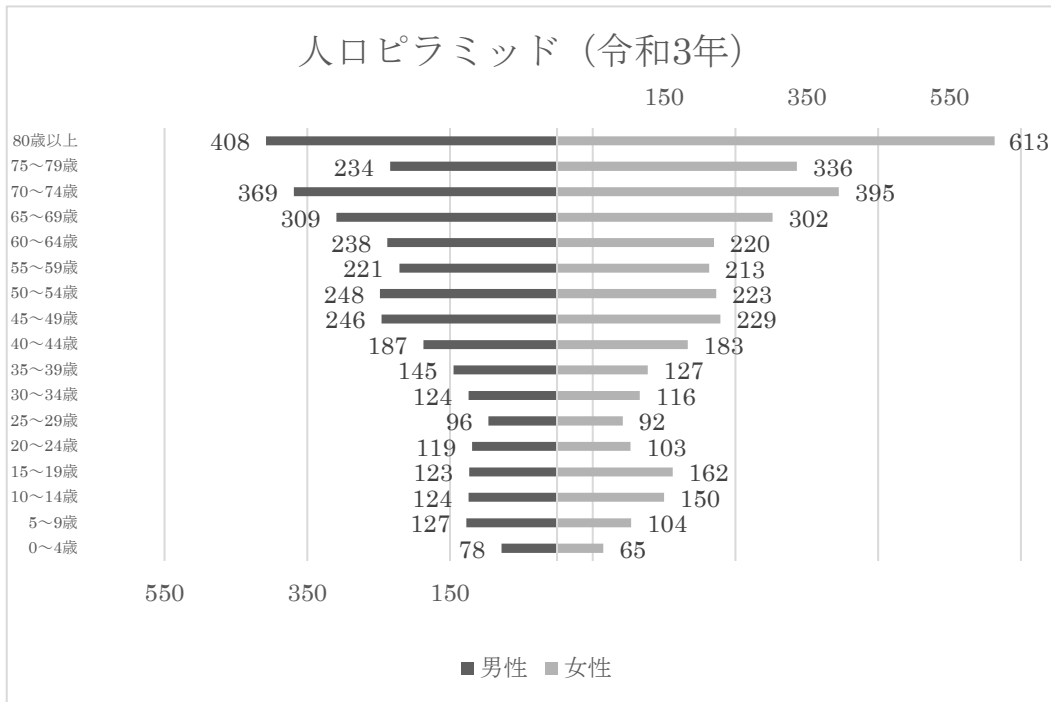
■ 高齢化率の比較（令和7年）



資料：河津町「住民基本台帳」（令和7年1月1日現在）
静岡県・全国「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（令和7年1月1日現在）

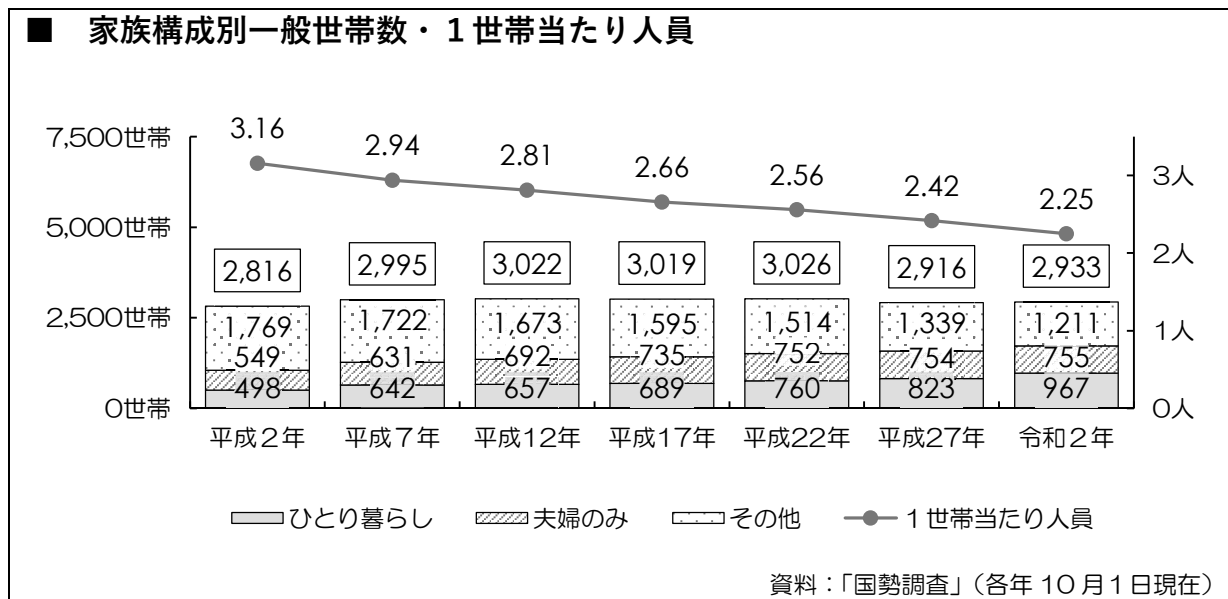
令和7年の高齢化率を比較すると、「河津町」が「静岡県」や「全国」を10ポイント以上上回っており、高齢化率の高さがうかがえます。

■ 人口ピラミッド



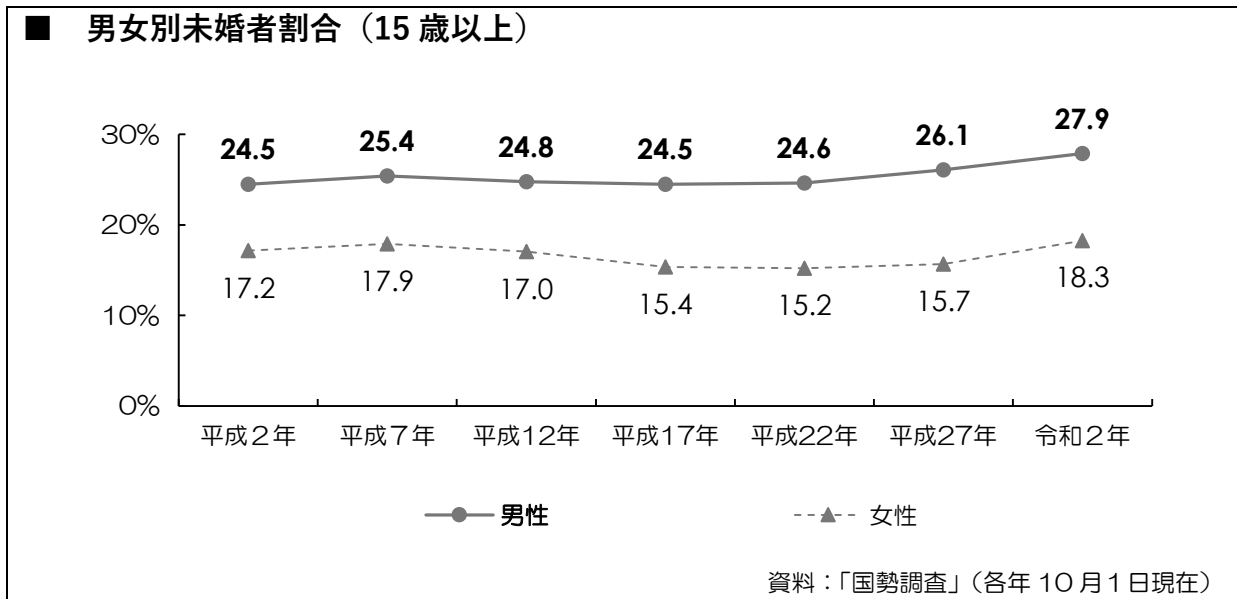
資料：「住民基本台帳」(各年1月1日現在)

男女別5歳階級別人口を人口ピラミッドで比較すると、《女性》の80歳以上が突出して多い傾向には変わりありませんが、男女ともに20歳代が大きく減少し、20~39歳の部分がくびれていることがわかります。20歳代に加え、就学前の乳幼児の減少が著しいことが分かります。また、75歳以上が増加しており、高齢化の進行がうかがえます。

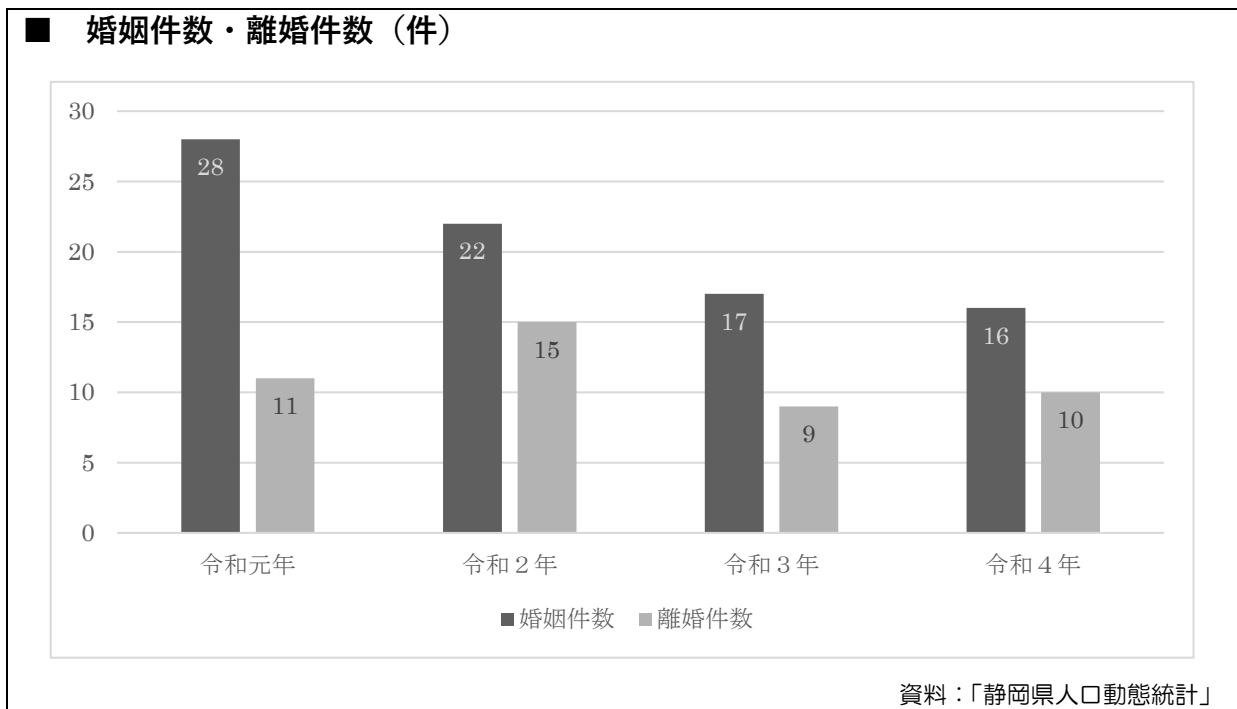


令和2年の一般世帯数は2,933世帯で、家族構成別では「ひとり暮らし」が967世帯、「夫婦のみ」が755世帯、「その他」が1,211世帯となっています。また、1世帯当たり人員は2.25人となっています。平成2年以降の推移をみると、一般世帯数は平成22年をピークに減少に転じたものの、令和2年に僅かに増加しています。家族構成別をみると、「ひとり暮らし」、「夫婦のみ」が増加傾向、「その他」が減少傾向にあります。1世帯当たり人員は、緩やかな減少傾向にあります。

(2) 婚姻・出生に関するデータ



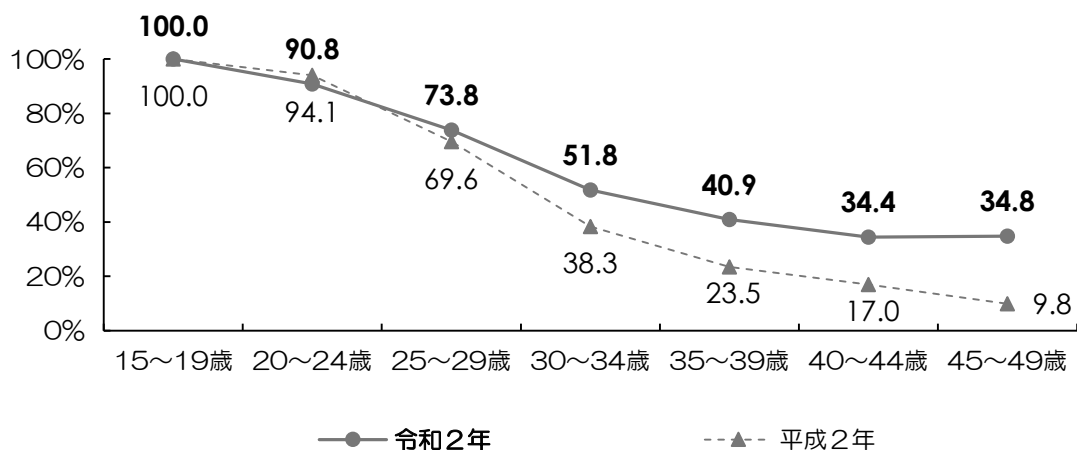
令和2年の男女別未婚者割合（15歳以上）は、「男性」が27.9%、「女性」が18.3%と、「男性」の方が高くなっています。平成2年以降の推移をみると、「男性」は上昇傾向、「女性」は横ばい～低下傾向にありましたが、平成27年以降は上昇傾向にあります。



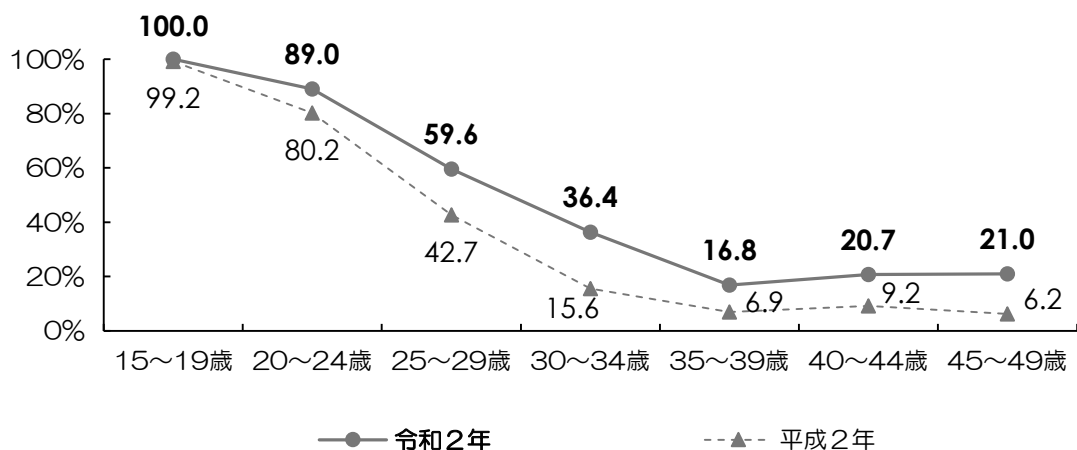
令和4年の「婚姻件数」は16件、「離婚件数」は10件となっています。令和元年以降の推移をみると、「婚姻件数」は減少傾向にあり、「離婚件数」は年によって前後あるものの10件前後で推移しています。

■ 年齢別未婚者割合（15歳以上）

◀男性▶



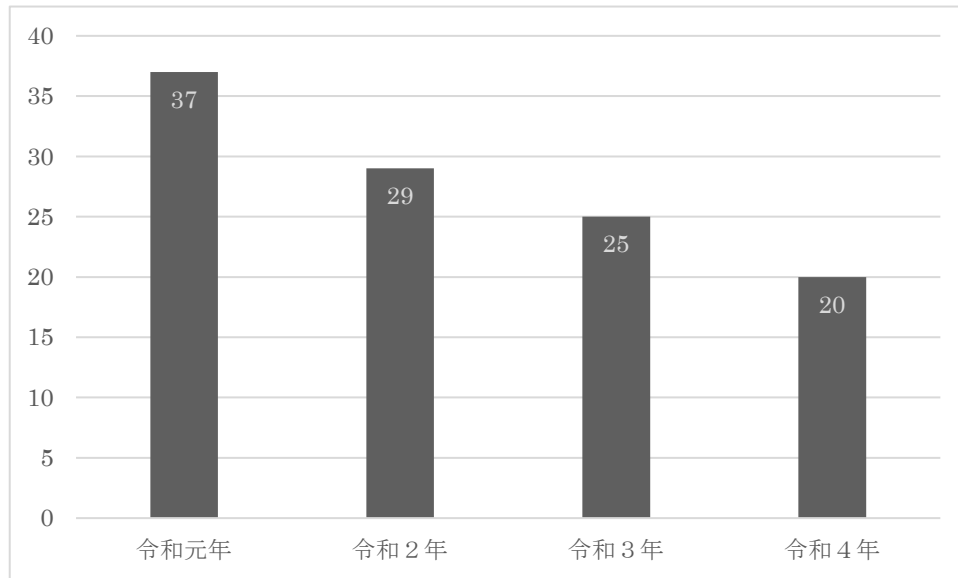
◀女性▶



資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

令和2年の未婚者割合を平成2年と比較すると、◀男性▶・◀女性▶ともに令和2年の方が高い、または同程度となっています。特に◀男性▶の45~49歳、◀女性▶の30~34歳においてその傾向は顕著であり、20ポイント以上の差がみられます。◀女性▶は25~29歳、30~34歳、35~39歳において大きく低下していることから、この年齢階級で結婚する人が多いことがわかります。一方で、◀男性▶は◀女性▶のように大きく低下することなく、比較的緩やかなグラフになっています。

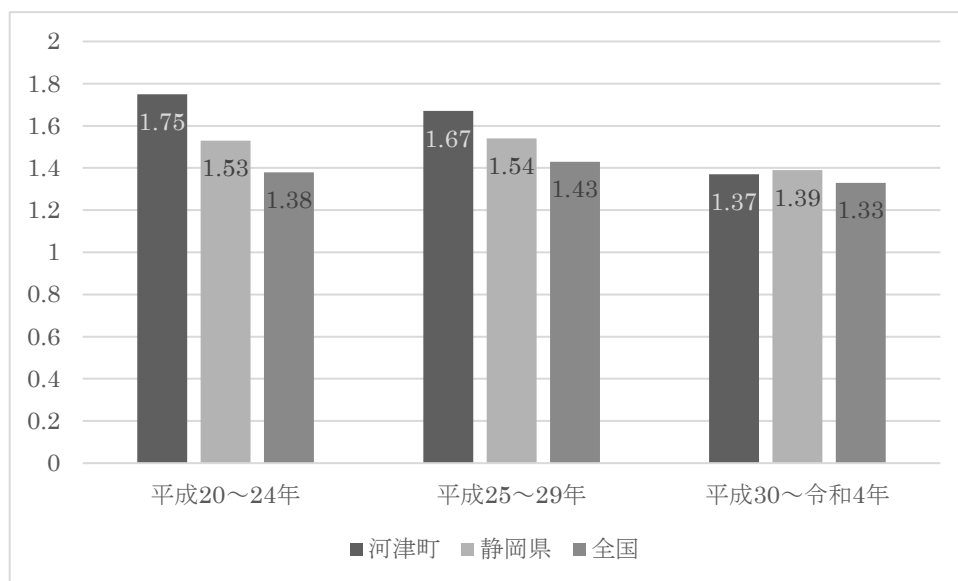
■ 出生数（人）



資料：「静岡県人口動態統計」

令和4年の出生数は、20人となっています。令和元年以降の推移をみると、出生数は減少傾向にあります。

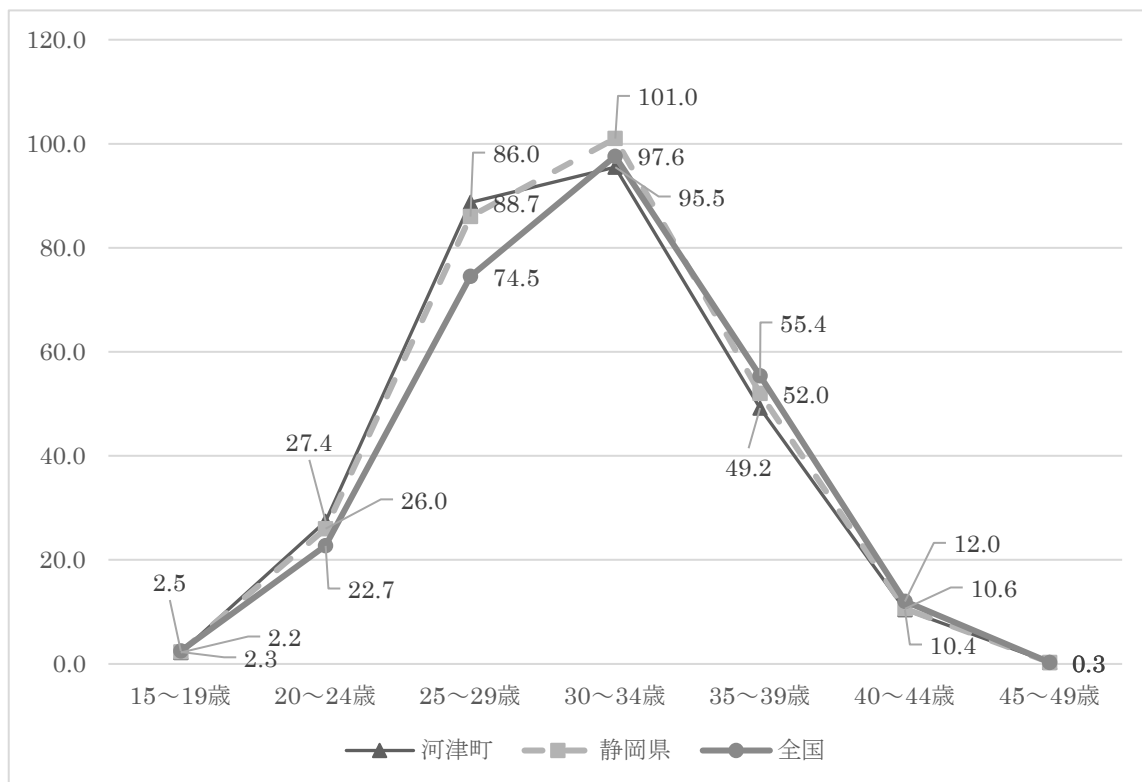
■ 合計特殊出生率



資料：「人口動態保健所・市区町村別統計」

合計特殊出生率を比較すると、平成20～29年までは「河津町」が「静岡県」や「全国」を上回っています。しかし、「河津町」は低下傾向にあり、平成30～令和4年には「静岡県」を下回り、「全国」との差も小さくなっています。

■母親の年齢階級別出生率の比較（平成30年～令和4年）

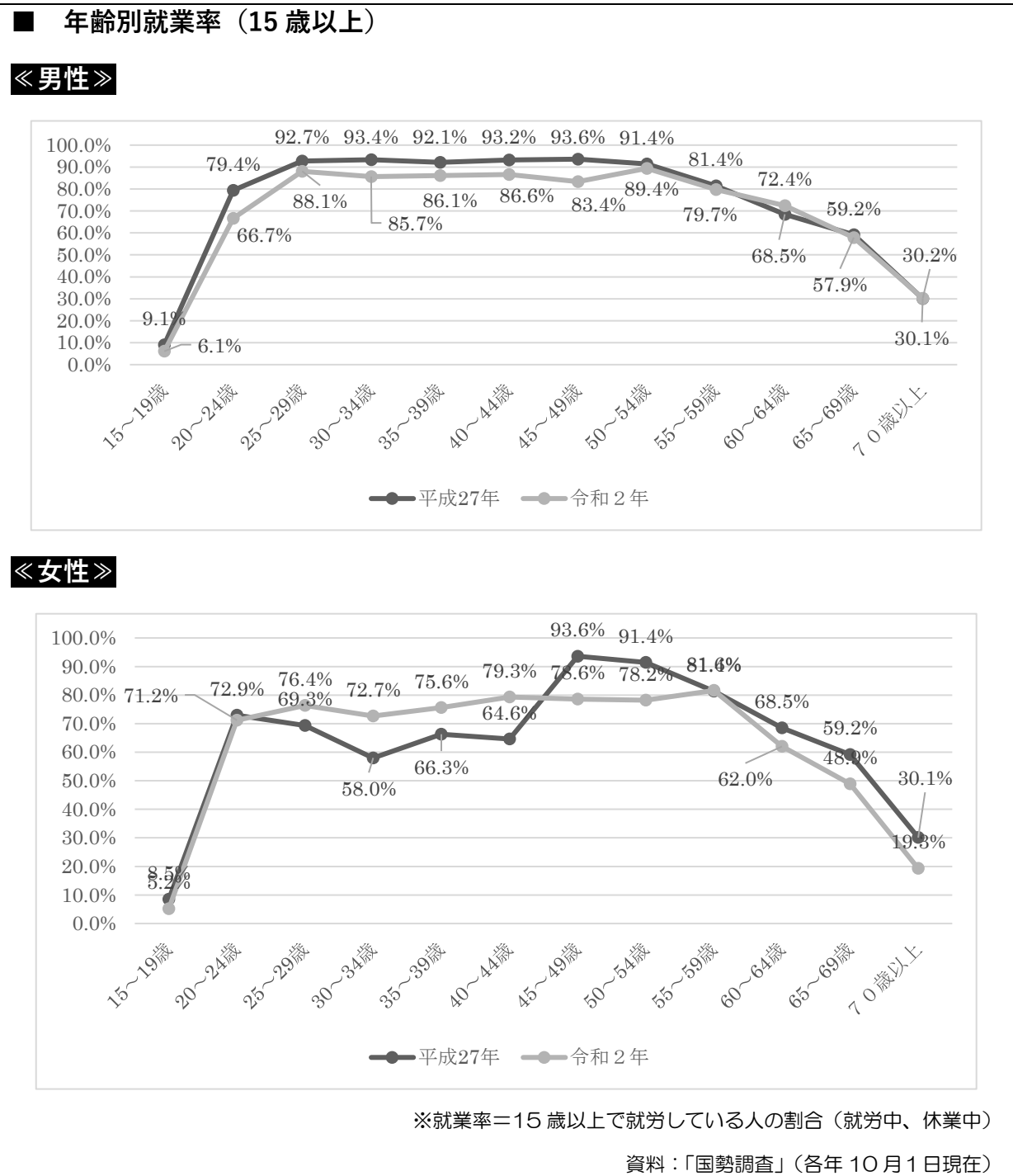


平成30年～令和4年	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
河津町	2.2	27.4	88.7	95.5	49.2	10.4	0.3
静岡県	2.3	26.0	86.0	101.0	52.0	10.6	0.3
全国	2.5	22.7	74.5	97.6	55.4	12.0	0.3

資料：「人口動態保健所・市区町村別統計」

平成30～令和4年の母親の年齢階級別出生率を比較すると、20～24歳・25～29歳において「河津町」が「静岡県」や「全国」を上回っています。逆に、他の年齢階級においては「静岡県」や「全国」よりも下回っています。

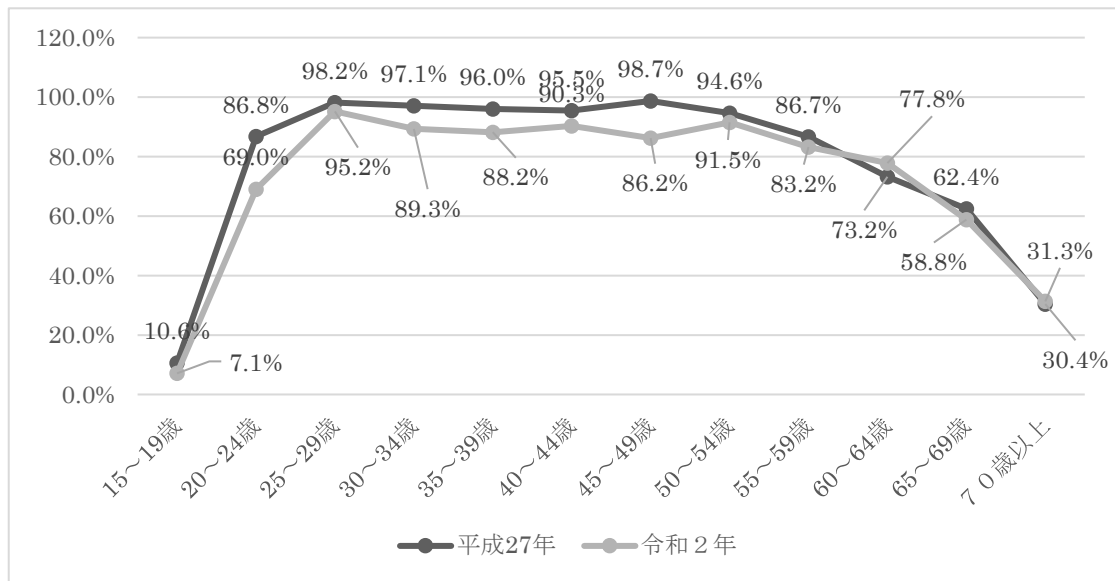
(3) 就業等に関するデータ



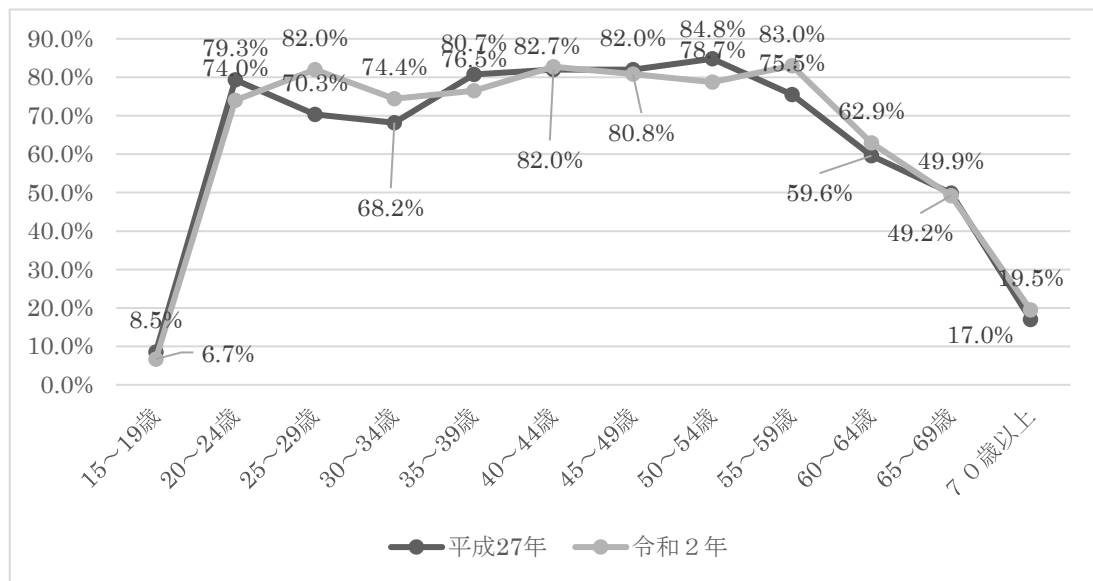
令和2年の就業率を平成27年と比較すると、男性において平成27年とほぼ同率～低下傾向にあるものの、女性においては25歳以上において平成27年とほぼ同率～上昇傾向にあります。女性は結婚したら離職して家事・育児に専念するという風習があったことから、結婚する方が多い25～29歳・30～34歳・35～39歳の就業率は低くなる傾向にありました。しかし、近年では結婚しても女性が働き続けることが多いことや結婚する年齢が上がったことにより、女性の就業率が高くなっていると思われます。

■ 年齢別労働力率（15歳以上）

◀ 男性 ▶



◀ 女性 ▶

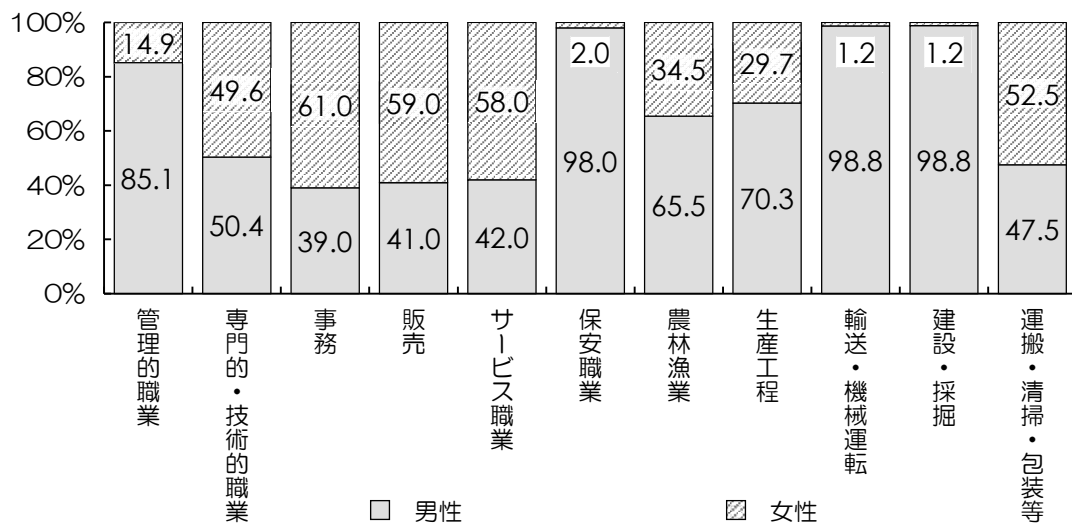


※労働力率＝15歳以上で就労することができる人の割合（就労中、休業中、完全失業中）

資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

令和2年の労働力率を平成27年と比較すると、男性において大きな差異はみられないものの、女性においては平成27年より高い年齢階級が多くなっています。これも就業率と同様に、結婚による離職の減少や結婚する年齢の上昇による影響があると推測されます。特に女性の35～54歳においては労働力率が8割を超え、就労することができる状況にある方が多くなっています。高齢者にあたる65～69歳でも約半数が労働力であり、時代の変化がうかがえます。

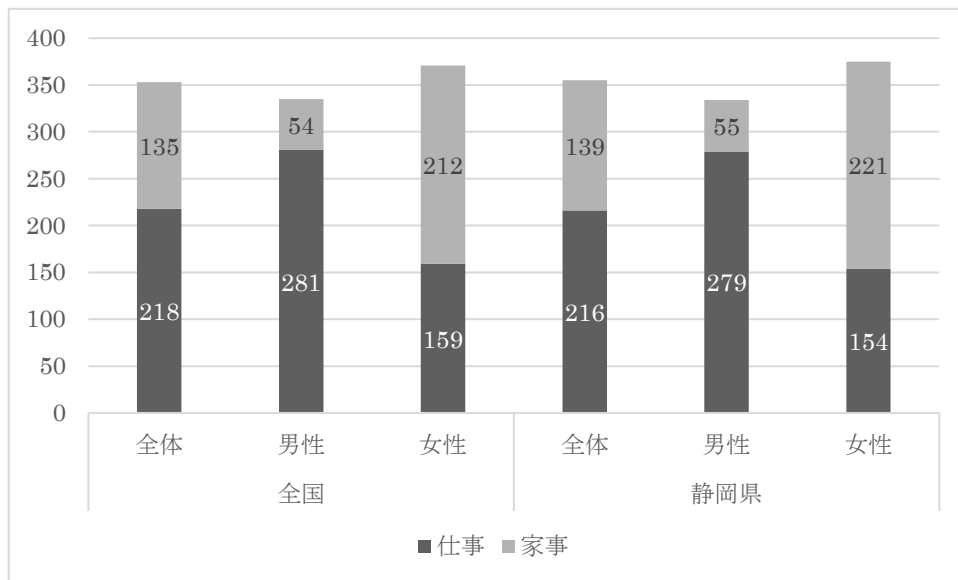
■ 職業別男女割合（平成27年）



資料：「国勢調査」（平成27年10月1日現在）

平成27年の職業別男女割合をみると、「男性」は《管理的職業》、《保安職業》、《輸送・機械運転》、《建設・採掘》において8割以上、《農林漁業》、《生産工程》において6割以上となっています。「女性」が突出して多い職業はないものの、《事務》、《販売》、《サービス職業》においては6割前後と、「女性」の方が多くなっています。《専門的・技術的職業》、《運搬・清掃・包装等》においては男女別で大きな差異はありません。

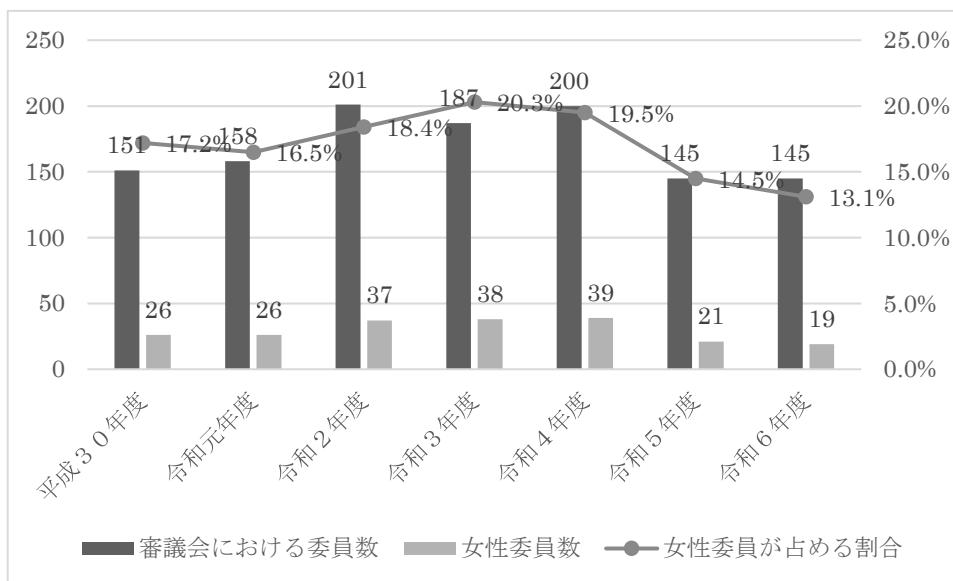
■ 仕事・家事関連時間（令和3年）



資料：「社会生活基本調査」（令和3年10月20日現在）

令和3年の仕事・家事関連に費やす時間をみると、「静岡県」は性別問わず、「全国」よりも「家事」に費やす時間が多くなっています。

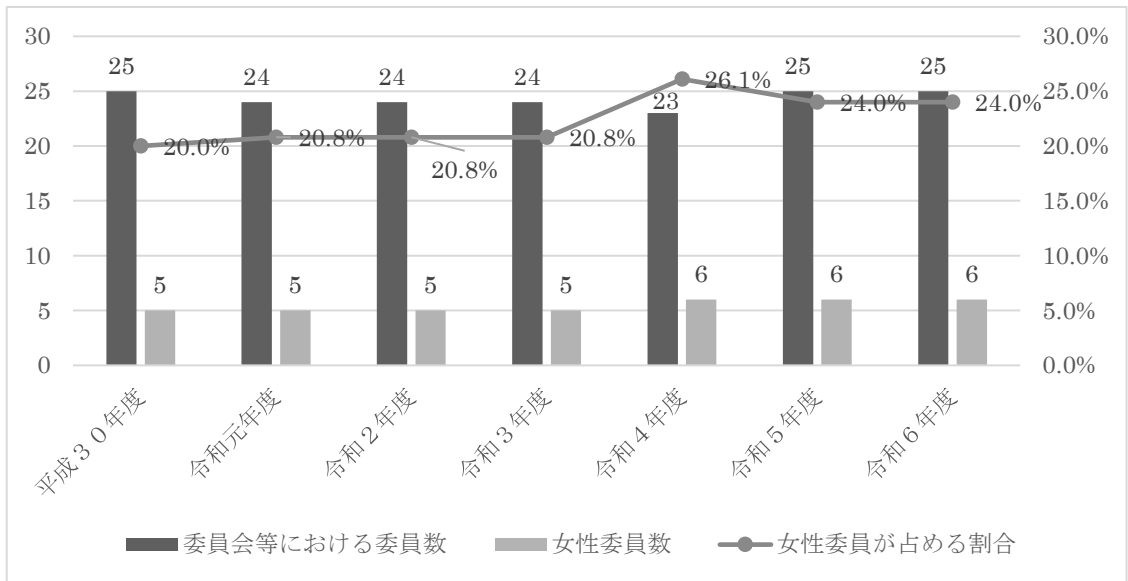
■ 審議会等における女性委員数



資料：「静岡県男女共同参画白書」（各年度4月1日現在）

令和6年度の「審議会等における委員数」は145人で、そのうち「女性委員数」は19人（13.1%）となっています。

■ 委員会等における女性委員数



資料：「静岡県男女共同参画白書」（各年度4月1日現在）

令和6年度の「委員会等における委員数」は25人で、そのうち「女性委員数」は6人(24.0%)となっています。平成30年度以降の推移をみると、「女性委員数」は5人程度、「女性委員が占める割合」は22%前後で推移しています。

2. 男女共同参画に関するアンケート調査

I 調査概要

(1) 調査の目的

令和3年度に策定した「河津町第2次男女共同参画計画」に続く計画として策定する「河津町第3次男女共同参画計画」の基礎資料とするために、男女共同参画に関する意識や現状についてのアンケート調査を行いました。令和6年度に実施された静岡県「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」の内容を比較し、河津町の現状について考察します。

(2) 調査の項目

1. 社会における制度・慣行について
2. 男女共同参画に関する教育・学習について
3. パートナー間の暴力やセクシュアル・ハラスメントについて
4. 男女が共に子育てや介護等に主体的にかかわることができる環境について
5. 意思決定の過程への女性の参画について
6. 男女が共に能力を発揮できる就業環境について
7. 地域社会の一員としての活動について
8. 性的マイノリティ（LGBTなどの性的少数者）について
9. その他（男女共同参画関係）

(3) 調査の方法

対象者：河津町在住の満18歳以上の700人
抽出方法：層化二段無作為抽出
調査方法：郵送配布・郵送回収・Web回答
調査期間：令和7年9月1日～令和7年9月30日

(4) 回収状況

対象数	有効回収数	有効回収率
700人	280票	40.0%

(5) 報告書を読む際の注意点

- ・ 回答は、各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示しています。
- ・ 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- ・ 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- ・ 問や選択肢が長い場合、スペースの関係上、省略して表記していることがあります。

(6) 調査結果詳細について

- ・ 回答の詳細は資料編にアンケート結果として記載されています。

(6) 回答者の属性

性別

上段：人 下段：%

調査数	男性	女性	あてはまらない	無回答
280	111	167	2	0
100.0	39.6	59.6	0.7	0.0

年齢

上段：人 下段：%

調査数	18 ～ 19 歳・ 20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 ～ 64 歳	70 歳代	無回答
280	31	27	38	51	69	62	1
100.0	11.0	9.6	13.5	18.2	24.6	22.1	0.3

職業

上段：人 下段：%

調査数	勤め人 (パートタイム等も含む)	自営業 (農林漁業・商工業)	専業主婦 (夫)	無職	学生	その他	無回答
280	153	37	25	47	10	8	0
100.0	54.6	13.2	8.9	16.7	3.5	2.8	0

II 調査結果・男女共同参画の視点からみる河津町の課題

*本町の人口は、少子高齢化の影響が顕著に表れており、男女ともに人口減少が続いています。特に高齢化率は、国や静岡県よりも、男女ともに10ポイント以上高くなっています。また、国勢調査による1世帯当たりの人数はこの30年間で0.91人減少しており、夫婦のみの世帯やひとり暮らし世帯が増加しています。人口減少の状況が続けば、地域経済の縮小や福祉サービスの不足、若い世代の負担増等、町民の生活に直接影響が及ぶ可能性があります。

*国勢調査による未婚者割合は、平成2年以降、男性は微増傾向、女性は横ばい～微減傾向でしたが、平成27年以降は、男女ともに増加傾向にあります。また、近年の出生数は全般的には減少傾向にあり、平成20年以降の5か年間ごとの合計特殊出生率は1.37～1.75で、国も高い数値で推移していますが、静岡県よりは低い数値となっています。少子化に歯止めをかけるには、若い世代も安心して暮らすために十分な所得とやりがいと得られる仕事ができ、家族を形成しやすく、暮らしやすい魅力的な地域と出会いの場が必要で、雇用環境の整備と子育て支援により、仕事と子育ての両立が可能となる環境が求められます。

*女性の年齢別就業率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブを描くことが知られていますが、統計結果が発表されている直近の令和2年の国勢調査では、本町のM字の谷の部分は浅くなり、結婚、出産後も継続して働く傾向にあります。人口減少社会に突入しているなか、いかにして労働力人口を維持し、また生産性やイノベーション力を引き上げていけるかが持続的成長の最大の課題と言えます。この課題を解決するには、働くことを希望する女性が仕事を持つようになるだけでなく、働く女性が結婚や出産などさまざまなライフステージを経ても、その希望に応じ能力を十分に発揮できる働き方を実現できるかが鍵と言えます。

*近年の本町の審議会や委員会における女性の割合は微増傾向にあるものの、まだ2割前後に留まっています。私たちの生活に関する物事の方針を決める場面で、様々な立場の人が意思を表明できることは、誰もが暮らしやすい社会をつくることにつながります。政策・方針決定の場への男女共同参画を進めることにより、より多くの人々の多様なニーズを反映した政策・方針をつくり出すことが可能となります。そのため、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、女性の人材の育成・活用に努める必要があります。

*暴力に関しては、割合は少ないものの、被害を被っている人が本町にも存在しており、関係機関との連携のもと、相談体制の充実や被害者へのきめ細かな支援が必要となります。

*アンケート調査結果では、年齢層によって、男女共同参画に関する意識や性別的役割分担に対する考え方が大きく異なっています。時代による背景を捉え、多様性を尊重した男女共同参画社会を目指し、年齢層を意識した啓発方法の工夫や施策・取り組みの実践が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

男女共同参画の実現している社会は、男女が性別にとらわれることなく、社会の対等な構成員としてお互いの人権を尊重しつつ、あらゆる分野における活動の中で、その個性と能力を十分に発揮し合い、ともにいきいきと暮らせる社会です。

令和3年に策定した「河津町第2次男女共同参画計画」においては、本町の独自性を表現するため、住民一人ひとりが生きがいを持って、様々な場面で活躍している状況を目指す姿とし、“男女が互いに思いやり、尊重しあい、一人ひとりが輝いて暮らせるまち”を基本理念に掲げていました。「河津町第3次男女共同参画計画」では、河津町第2次男女共同参画計画の内容を継承しつつ、これまでの取り組みの反省や、新たな課題への取り組みを組み込み、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる状況を目指す姿とし、“**男女が互いに尊重し合い、一人ひとりが多様な幸せ(Well-being)を実現して暮らせるまち**”を基本理念に掲げ、男女共同参画社会の実現を目指します。

男女が互いに
尊重し合い、
一人ひとりが
多様な幸せ (Well-being) を
実現して暮らせるまち

2. 基本目標

本計画の基本理念である“男女が互いに尊重し合い、一人ひとりが多様な幸せ(Well-being)を実現して暮らせるまち”の実現に向けて、以下の4つを基本目標として掲げ、住民や地域、企業・事業者、行政の共通認識を深め、協働で男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

1 性別にとらわれず、お互いに認め合う意識の醸成

男女共同参画社会の実現のためには、住民一人ひとりが男女共同参画についての意識と理解を共有し、家庭や地域、職場、学校等の社会のあらゆる場面において、お互いを対等な人格として認め、尊重し合うことが不可欠です。

家庭や学校教育、地域等の様々な活動の場において、男女共同参画社会についての理解を深め、男女共同参画を推進するための意識醸成を図ります。

2 政策・方針決定過程やあらゆる職域への女性の参画拡大

活力ある男女共同参画社会を実現するためには、すべての男女が個人として対等な立場で参画し、活躍できる社会を形成することが必要です。

特に、女性の参画が少ない行政や地域等における政策や方針決定の場において、これまで女性が参加することが容易でなかったことを踏まえ、その改善に向けた女性委員の積極的登用、女性の職域拡大・人材育成などに取り組んでいきます。

3 仕事と家庭生活が両立できる環境の整備

女性の社会進出に伴い、職場環境も徐々に変化してきているものの、未だ十分とは言えません。性別問わず能力に応じて評価を受けることができることや、男女が家事・育児等と仕事を両立することができるようになることなどを目指し、誰もが各自の能力を十分に発揮し、生きがいを持って働き、暮らしていくことができるよう、一人ひとりの価値観を反映した多様なライフスタイルの実現を可能にする環境づくりを推進します。

4 誰もが健やかに安心・安全で暮らせる環境の整備

安心・安全に暮らせることは、男女がともに充実した生活を送り、社会で活躍する上で非常に大切なこととなります。そのために、日頃から健康管理や防災対策といった取り組みを実施・継続していきます。

また、暴力はその対象の性別や年齢、加害者と被害者の関係を問わず、決して許されるものではありません。一人ひとりの意識を高め、あらゆる暴力の発生をなくすとともに、被害に悩む人を救済できる体制の整備を進めます。

3. 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向・主要施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">男女が互いに尊重し合い、一人ひとりが多様な幸せを実現して暮らせるまち</p>	<p style="text-align: center;">1 性別にとらわれず、 お互いに認め合う 意識の醸成</p>	<p>(1) 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを解消するための意識改革と社会慣行の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 広報・啓発の推進 ② 男女共同参画についての情報の収集と提供 ③ 社会制度や慣習・慣行の見直しと意識づくり <p>(2) 男女共同参画を推進するための教育・学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校における人権の尊重・男女平等の推進 ② 男女共同参画に関する学習機会の充実
	<p style="text-align: center;">2 政策・方針決定過程や あらゆる職域への 女性の参画拡大</p>	<p>(1) 町の政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 町の審議会・委員会等への女性の参画促進 ② 女性職員の活躍の推進 <p>(2) 地域・職場の政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域・職場での女性参画への啓発促進 ② 女性の人材育成と情報提供
	<p style="text-align: center;">3 仕事と家庭生活が 両立できる環境の整備</p>	<p>(1) ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 育児休業・介護休業制度等の普及啓発 ② 子育てや介護・介護予防支援の充実 ③ 事業所等におけるワーク・ライフ・バランスの推進 <p>(2) 男女の均等な雇用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 関連法令等の周知と遵守のための啓発 ② 家族従業者等として働く女性の環境の向上
	<p style="text-align: center;">4 誰もが健やかに 安心・安全で暮らせる 環境の整備</p>	<p>(1) 生涯を通じた心身の健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進 ② 母性保護と母子保健事業の充実 <p>(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ① あらゆる差別と暴力等を許さないまちづくり ② 相談体制の充実と被害者保護の推進 <p>(3) 防災・減災対策における男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 男女共同参画の視点での防災・減災対策の整備

第4章 計画の内容

1. 性別にとらわれず、お互いに認め合う意識の醸成

男女共同参画社会の実現には、正しく男女共同参画について理解することが必要不可欠です。ここ30年ほどで外で働く女性は増えてきましたが、依然として地域社会には固定的な性別役割分担や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が反映された不平等な社会制度や慣行が見受けられます。

そこで大切なことは、大人も子どもも男女共同参画について関心を持ち、なぜ男女共同参画が必要なのか、男女共同参画社会が実現したらどうなるのかなど、自分の問題として男女共同参画について考えることが必要です。従来の性別による固定的役割分担意識や能力のある女性を管理的な職につかせないことが本当に最善なのかをよく考え、先を見据えた意識改革や社会慣行の見直しが求められています。

(1) 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを解消するための意識改革と社会慣行の見直し

具体的な取組み・施策		担当課
①	広報・啓発の推進 広報かわづや町のホームページ、回覧板などの各種媒体及びセミナーや男女共同参画週間のイベント等の様々な機会を通じて、「河津町第3次男女共同参画」の周知や広報を進め、男女共同参画社会に興味を持ってもらえるよう男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発に努めます。	企画調整課
②	男女共同参画についての情報の収集と提供 男女共同参画に対する関心の向上や正しい認識の習得のため、国や県の男女共同参画関係機関等より、男女共同参画の視点に立った男女平等や人権尊重の考え方に関する情報収集を行い、広く情報提供を推進します。	企画調整課
③	社会制度や慣習・慣行の見直しと意識づくり 男女の固定的な役割分担意識などの解消に努め、住民一人ひとりの意識に実態が伴うよう、様々な場面で周知啓発を行うとともに、社会制度・慣行等の見直しが見られるような意識啓発を図ります。	企画調整課

(2) 男女共同参画を推進するための教育・学習の推進

具体的な取組み・施策		担当課
①	学校における人権の尊重・男女平等の推進 学年ごとに重点目標を定め、人権の尊重や男女の相互理解・協力等の男女平等を推進する教育・学習を推進します。	教育委員会
②	男女共同参画に関する学習機会の充実 国や県の男女共同参画関係機関等で実施する住民や団体が参加できる男女共同参画関係の研修を図書館掲示板や町のホームページなどを活用し、積極的に周知し、住民の男女共同参画に関する意識の向上を図ります。	教育委員会

2. 政策・方針決定過程やあらゆる職域への女性の参画拡大

我が国は、世界的に政治に参画する女性が少ないと評価されています。実際、都道府県議員に占める女性の割合は14.6%です。(内閣府男女共同参画局「女性の政治参画マップ2025」)国民の男女比はおおよそ半々なので、この割合が50%に近いことが理想だとすると、女性の政治参画はまだまだと言えます。また、政治に限らず、地域や職場における政策・方針決定過程に参画する女性も多くはありません。

女性の参画が少ないことは、これまで女性がリーダー的な役割を担う機会が男性に比べて少なかったことが背景にあります。性別による固定的役割分担意識も、その原因の1つです。また、女性の政策・方針決定過程への参画が少ないことによる影響の1つに、様々な決めごとに女性の視点が盛り込まれないことで、後々女性だけが不便や苦痛を感じるようになる可能性があるということがあります。実際に女性が男性と意見交換できる環境があることは、女性の視点を盛り込む上で非常に有効に働きます。

そこで、町や地域、職場における様々な政策・方針決定過程に女性が多く参画することを目指します。

(1) 町の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

具体的な取組み・施策		担当課
①	町の審議会・委員会等への女性の参画促進 審議会・委員会において女性の積極的な参画を進め、女性委員の登用状況を定期的に調査するとともに、結果を公表し、女性の登用を推進します。また、男女のバランスのとれた委員会運営を目指します。	関係各課
②	女性職員の活躍の推進 本町においては、女性活躍推進法に基づく「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(令和3年度～令和7年度)」を策定しており、当該計画に掲げた数値目標の達成に向け、性別による固定的役割分担意識等のない公平な採用、男性の育児休業取得の推進等を働きかけに取り組みます。	総務課

(2) 地域・職場の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

具体的な取組み・施策		担当課
①	地域・職場での女性参画への啓発促進 政策や方針決定の場へ若い世代や女性の参画を促進するために、女性の能力・視点を活かした組織づくり等、女性が参画しやすい環境づくりに重点をおき、職場における男女共同参画が促進されるよう啓発に努めます。	総務課
②	女性の人材育成と情報提供 審議会委員など町政に参画することができる人材の育成や、女性団体等の指導者の資質向上を図るため、県や関係機関が実施する各種研修会等の情報提供を積極的に行います。	企画調整課

3. 仕事と家庭生活が両立できる環境の整備

女性の社会進出を推し進めたことで、現在では男性も女性も仕事をしている人が多くなりました。ワーク・ライフ・バランスの推進は、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会の実現に不可欠です。

そのため、一人ひとりの希望や家庭の状況に応じて、仕事と家庭生活のバランスを調整できる環境が必要になります。雇用主側にも、従業員の希望に可能な限り応じた働き方に対する配慮を求めていく必要があります。また、育児や介護を理由に仕事を諦めることがないよう、保育サービスや介護サービスを充実させ、柔軟に対応できる体制を整えていくことも必要です。

現在は、国を挙げて長時間労働や年次有給休暇取得、正規社員・非正規社員間の不合理な待遇差について改善が図られている状況にあります。また、国として柔軟な働き方の実現や家庭生活との両立、病気治療との両立、再就職支援等にも取り組んでおり、今後はより多様な働き方が認められる社会へと変化していくこととなります。あわせて、雇用機会において特定の性別が不平等な扱いを受けることがないようにしていかなければなりません。

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

	具体的な取組み・施策	担当課
①	<p>育児休業・介護休業制度等の普及啓発</p> <p>広報かわづや町のホームページ及びママパパ学級等で、育児休業法及び介護休業法に係る制度の説明を継続的に実施し、利用促進を図ります。</p> <p>また、男性の育児休業が取りやすくなる育児・介護休業法の改正に伴い、大手企業だけでなく中小企業も準備が必要であることなど、町内の事業主に対して広報・周知を行い、制度の啓発と労働者への説明責任を課すことにより、男女がともに安心して働き続けられる環境整備に努めます。</p>	健康増進課 産業振興課
②	<p>子育てや介護・介護予防支援の充実</p> <p>男女が互いに尊重しともに責任を分かち合い、家庭生活を営んでいくための意識醸成に取り組み、「河津町こども計画」に基づき、働きながら安心して子育てができるような環境整備に取り組んでいきます。</p> <p>「第10次河津町高齢者保健福祉計画・第9期河津町介護保険事業計画」及び「第5次賀茂地区障害者計画・第7期賀茂地区障害福祉計画・第3期賀茂地区障害児計画」に基づき、各種介護サービス、高齢者福祉サービス、障害者(児)福祉サービスの充実を図るとともに、介護している家族の心身の負担軽減のため、介護家族同士の交流や情報交換、相談体制の充実を図ります。</p>	福祉介護課
③	<p>事業所等におけるワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>男女がともに職業生活と家庭・地域活動を担うことができるように、事業者への啓発やさらなる取り組みを促すとともに、両立支援制度の導入・定着、労働時間の短縮など、仕事と家庭・地域活動が両立できる環境づくりの促進に努めます。</p>	産業振興課

(2) 男女の均等な雇用環境の整備

具体的な取組み・施策		担当課
①	関連法令等の周知と遵守のための啓発 男女雇用機会均等法に関する法令や情報について、男女雇用機会均等月間などの機会を活用し、制度の普及・促進に努めます。また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び国の認定制度等について、関係機関と連携して周知を図ります。	産業振興課
②	家族従業者等として働く女性の環境の向上 女性の経営参画や労働環境等の負担軽減について家族で話し合うなど、男女がともにパートナーとして携わっていける体制づくりを進めるための意識啓発を図ります。	産業振興課

4. 誰もが健やかに安心・安全で暮らせる環境の整備

地域で生活を営む上で、健やかで安心・安全に暮らせる環境は大変重要な要素になります。また、必要な時に助けてもらえる、助けを求められる関係性も非常に大切です。

心身の健康は、生活の資本とも言え、どちらかの健康が不調をきたすだけで、生活の質(QOL)が低下してしまう恐れがあります。そのため、妊娠期(胎児期)から高齢期までライフステージに応じた健康づくりを行い、心身の健康が維持・増進できるように努める必要があります。

ドメスティック・バイオレンス(DV)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等ジェンダーに基づく暴力は重大な人権侵害であり、安全・安心に暮らせる社会の実現を阻害する大きな要因となっています。暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。

最近では、防災・減災対策に男女共同参画の視点を取り入れられるようになってきました。それは、これまでの被災経験から、女性が避難所生活等で不便や苦痛を感じていたことが徐々に周知・認識されるようになってきたことによります。今後は、女性が防災・減災対策の検討過程に参画することで、女性が求める備蓄品や配慮等を明確にするとともに、災害時に活用できるように進めていく必要があります。

(1) 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

具体的な取組み・施策		担当課
①	生涯を通じた健康の保持増進対策の推進 各ライフステージに応じた健康相談、健康診断、健康教室など実施して、健康づくりの充実を図ります。また、町の健診(検診)事業の充実を図るとともに、他の受診機会(職場健診等)を含めた呼びかけに努めます。子どもの健やかな成長を願い、高校3年生までの子どもを対象に医療費の助成を継続します。	健康増進課
②	母性保護と母子保健事業の充実 妊娠期から各種母子保健事業を通じて、出産・子育ての相談に応じ、相談支援体制構築とその周知に努めます。妊産婦と子ども、その家族に寄り添い手厚い相談支援体制を保ち、母子の心身の健康づくりを支援します。	健康増進課

(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶

DV 防止基本計画

具体的な取組み・施策		担当課
①	<p>あらゆる差別と暴力等を許さないまちづくり</p> <p>人権侵害にあたるような性表現や暴力表現等は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであることから、人権擁護委員等を中心に意識啓発や情報提供を行います。また、女性の人権を保障するという視点から、女性が被害を訴えやすい社会環境づくり、女性に対するあらゆる暴力を許さない地域づくりを行うための啓発を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭内暴力の防止 ・売買春(児童を含む)問題への取り組み ・セクシュアル・ハラスメントの防止 ・ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止 等 	町民生活課
②	<p>相談体制の充実と被害者保護の推進</p> <p>町内の相談窓口を明確にするとともに、国・県、賀茂健康福祉センター、警察、NPO 法人 静岡犯罪被害者支援センター、女性相談センター、男女共同参画センター、日本司法支援センター(法テラス)等の関係機関と連携しながら、緊急の援助を必要とする女性への相談窓口や保護体制の充実を図り、住民への周知を行います。</p>	福祉介護課
③	<p>被害者に対する支援体制の充実</p> <p>警察・県など関係機関と連携し、被害を未然に防ぐとともに、被害者の救済、支援に努めます。</p>	福祉介護課

(3) 防災・減災対策における男女共同参画の推進

具体的な取組み・施策		担当課
①	<p>男女共同参画の視点での防災・減災対策の整備</p> <p>男女のニーズの違いにより、災害時・避難時に起こる様々な問題を解決できるよう、男女双方の視点等を十分に配慮した防災施策の推進を図ります。また、地域における自主防災組織等の育成などを通じて地域の防災力の向上を図るとともに、それらの活動における男女共同参画を推進します。</p>	防災課

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の周知

男女共同参画の推進にあたっては、住民一人ひとりの意識の持ち方や取り組み・行動が重要となります。そのため、本計画がより多くの住民に周知されるよう、広報紙や町のホームページなどの媒体やイベントや生涯学習の場などのあらゆる機会を通じて積極的に周知します。

また、男女共同参画に関する情報提供を積極的に行い、住民、地域の関係機関・団体、及び地元の企業・事業者などの理解を深め、主体的な取り組みの支援に努めます。

2. 庁内の推進体制

各事業の実施・進捗管理などは担当部署が進めていくことが基本ですが、男女共同参画計画における施策は、広範囲で多岐にわたっており、個々の施策を総合的かつ効果的に進めていく必要があるため、部署間の密な連携や庁内全体として男女共同参画の意識の醸成・定着に努め、男女共同参画を推進していきます。

3. 計画の進捗管理

男女共同参画の推進に関する施策の実施状況については、担当部署が各事業の進捗状況や効果を点検・評価・検証し、必要に応じて事業の見直しを行います。また、計画期間の中間年度に、必要に応じて住民意識調査等を行い、施策の達成状況を確認し、事業見直しの参考とします。

4. 国・県・関係機関等との連携

男女共同参画は全国的に推進されており、国や県、関係機関、企業・事業所、学校等、様々なところで取り組みが行われています。これらがそれぞれ単独で男女共同参画を推進していくよりも、情報交換・共有を行い、連携し、協力していくことで、より効果的・効率的に推進していくことが期待できます。

本町としても、国や県と連携して最も身近な行政としての働きを行うとともに、地域における関係機関や企業・事業所、学校等とも連携し、より広い範囲に男女共同参画の意識が醸成されるように努めます。

資料編

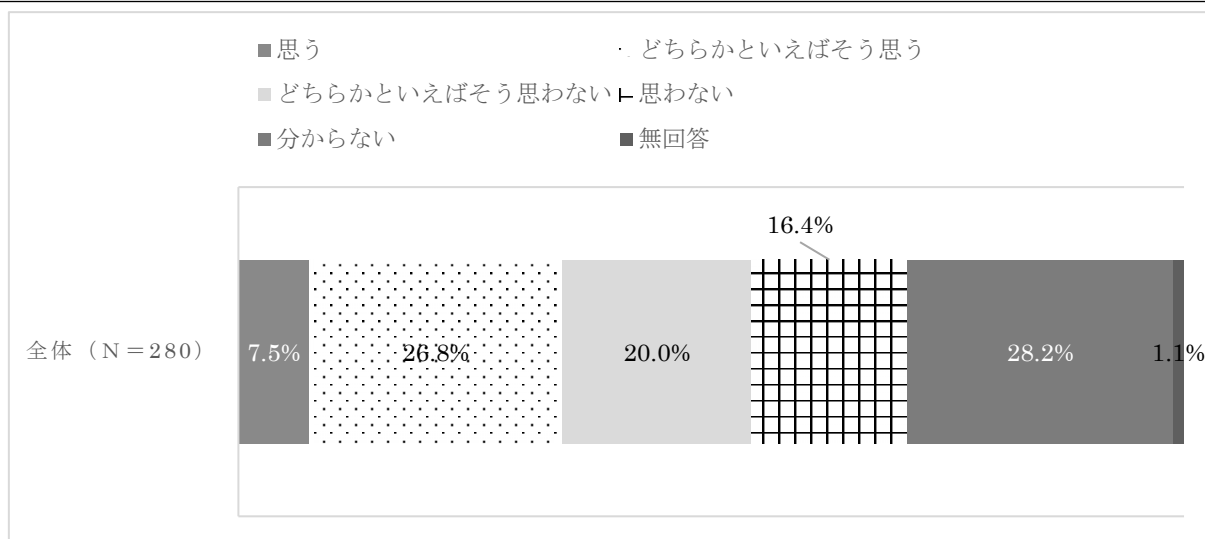
1. 調査結果

1. 社会における制度・慣行について

1. 河津町における男女共同参画の機会の確保

問1 河津町において、男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保されていると思いますか。(1つに○)

男女共同参画の機会が確保されていると『思わない』人は36.4%



河津町において、男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保されていると思うかとたずねたところ、『思わない』(36.4%、「思わない」+「どちらかといえばそう思わない」)が『思う』(34.3%、「思う」+「どちらかといえばそう思う」)を上回っています。

性別で見ると、『思わない』が、男性は42.3%、女性は33.0%、『思う』が男性は36.9%、女性は33.0%となっており、男女間で差がみられます。

年代別で見ると、60歳代が『思わない』の割合が他の年代より高くなっている一方で、18歳・19歳及び30歳代は『思う』の割合が他の年代より高くなっています。

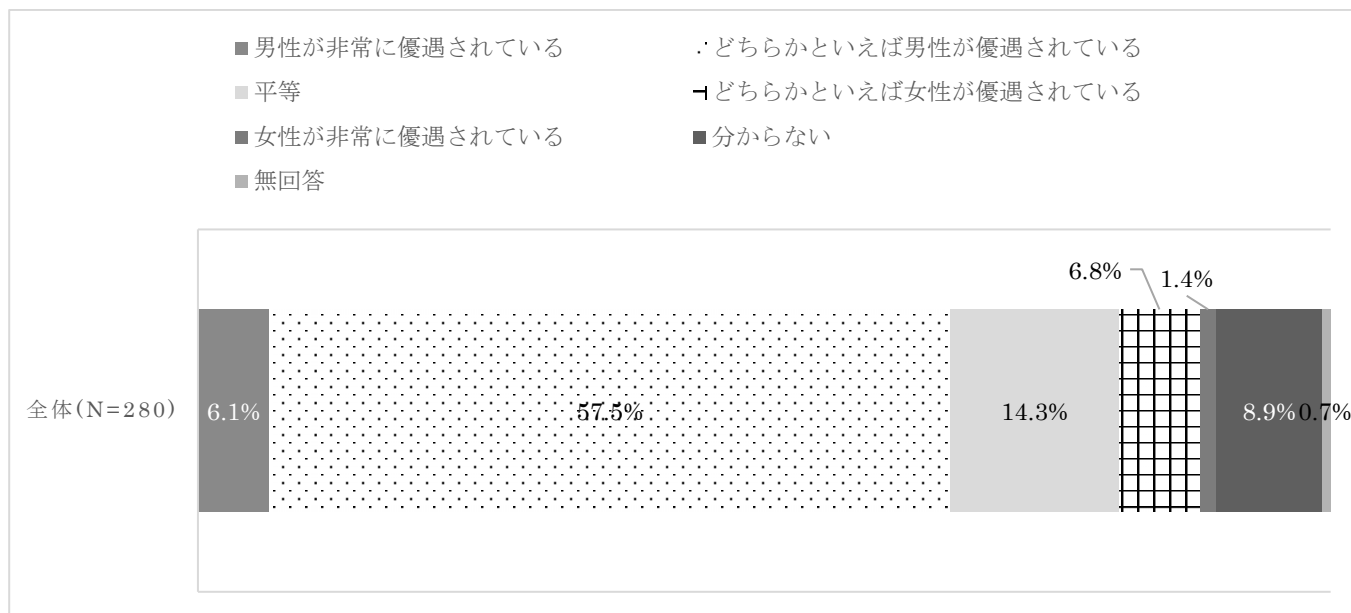
静岡県民と河津町民との比較

町民の方が男女共同参画の機会が確保されていると思う人の割合が高い。

2. 社会全体における男女平等感

問2 あなたは、社会全体で見た場合、男女は平等になっていると思いますか。(1つに○)

社会全体において『男性優遇』と感じている人は63.6%



社会全体で見た場合、男女は平等になっていると思うかとたずねたところ、『男性優遇』（「男性が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性が優遇されている」）が63.6%、「平等」が14.3%、『女性優遇』（「どちらかといえば女性が優遇されている」＋「女性が非常に優遇されている」）が8.2%となっています。

性別で見ると、『男性優遇』が、男性は59.0%、女性は72.0%となっており、男女間で差がみられます。年代別で見ると、60歳～69歳が『男性優遇』と感じている割合が他の年代より高く、一番割合が低い年代は30歳代となっています。

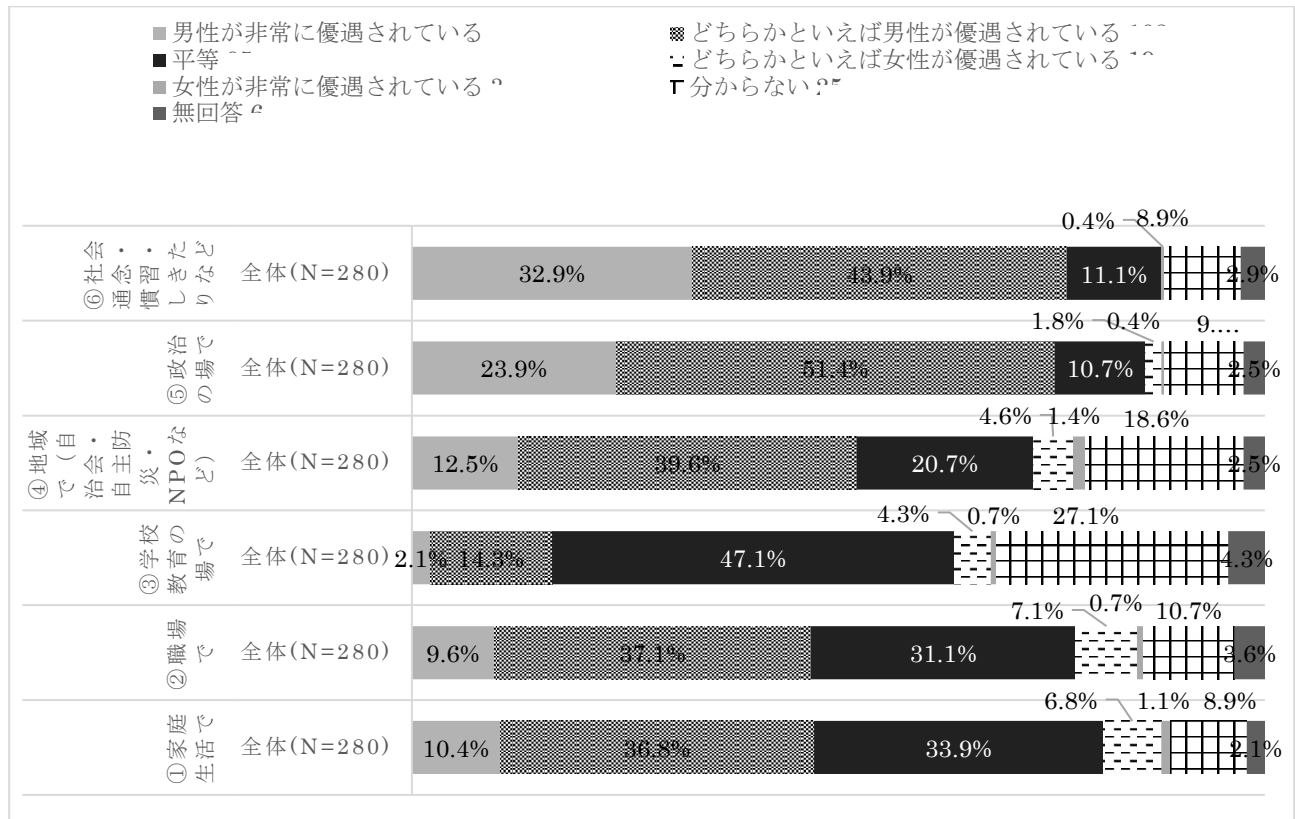
静岡県民と河津町民との比較

社会全体において『男性優遇』と感じている人の割合は同数であり、年代別でも大きな差はない。

3. 各分野における男女平等感

問3 あなたは、次の分野で男女が平等であると思いますか。(それぞれ1つに○)

【家庭生活】 【職場】 【地域】 【政治の場】 【社会通念・習慣・しきたり】
の分野で『男性優遇』と感じる割合が高い。



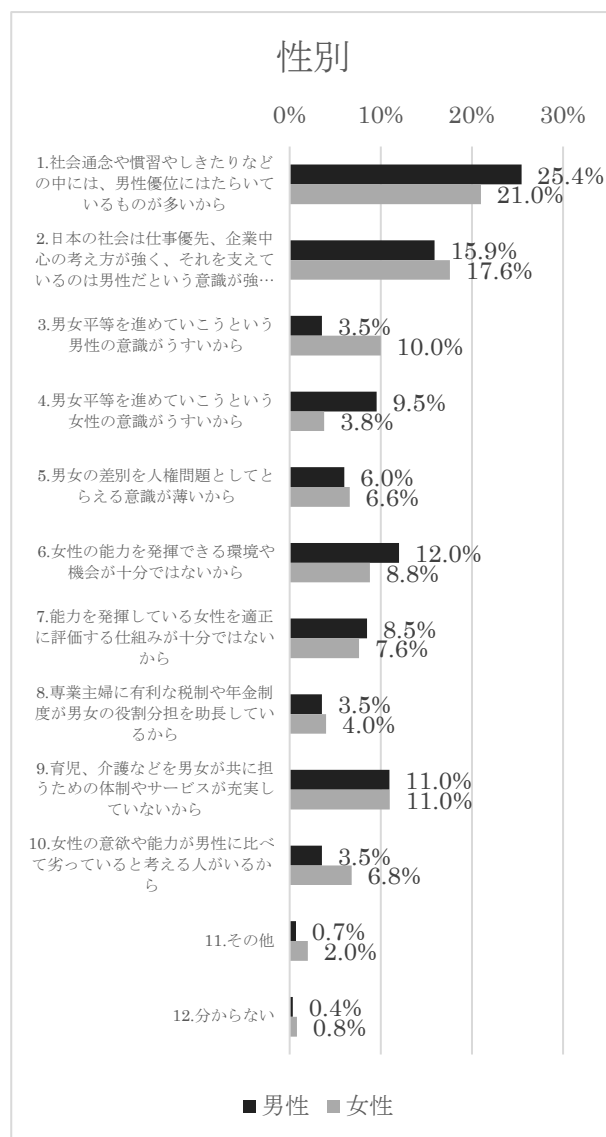
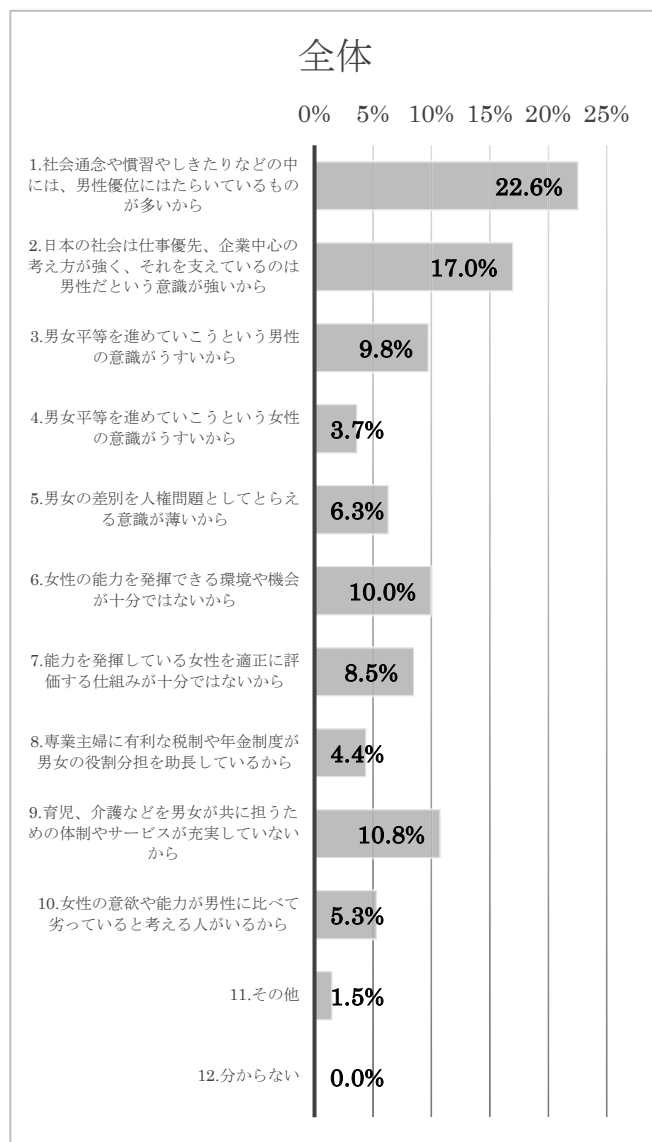
6つの分野において男女が平等になっていると思うかとたずねたところ、『男性優遇』(「男性が非常に優遇」+「どちらかといえば男性が優遇」と『女性優遇』(「どちらかといえば女性が優遇」+「女性が非常に優遇」)の比較では、【学校】を除く5分野で『男性優遇』が上回っています。

4. 男性が優遇される原因

問3-2 (問3の①から⑥のうち1つでも「1.男性が非常に優遇されている」または「2.どちらかといえば男性が優遇されている」と答えた方に伺います。)

男性が優遇されている原因は何だと思えますか。(あてはまるもの全てに○)

「社会通念や慣習やしきたりなどの中には、男性優位にはたらいっているものが多いから」が22.6%



男性が優遇される原因についてたずねたところ、「社会通念や慣習やしきたりなどの中には、男性優位にはたらいっているものが多いから」が22.6%と最も高く、次に「日本の社会は仕事優先、企業中心の考え方が強く、それを支えているのは男性だという意識が強いから」が17.0%、「育児、介護などを男女が共に担うための体制やサービスが充実していないから」が10.8%となっています。

性別でみると、「男女平等を進めていこうという男性の意識がうすいから」と「男女平等を進めていこうという女性の意識がうすいから」で6ポイントの差がみられますが、性別での大きな差はありません。

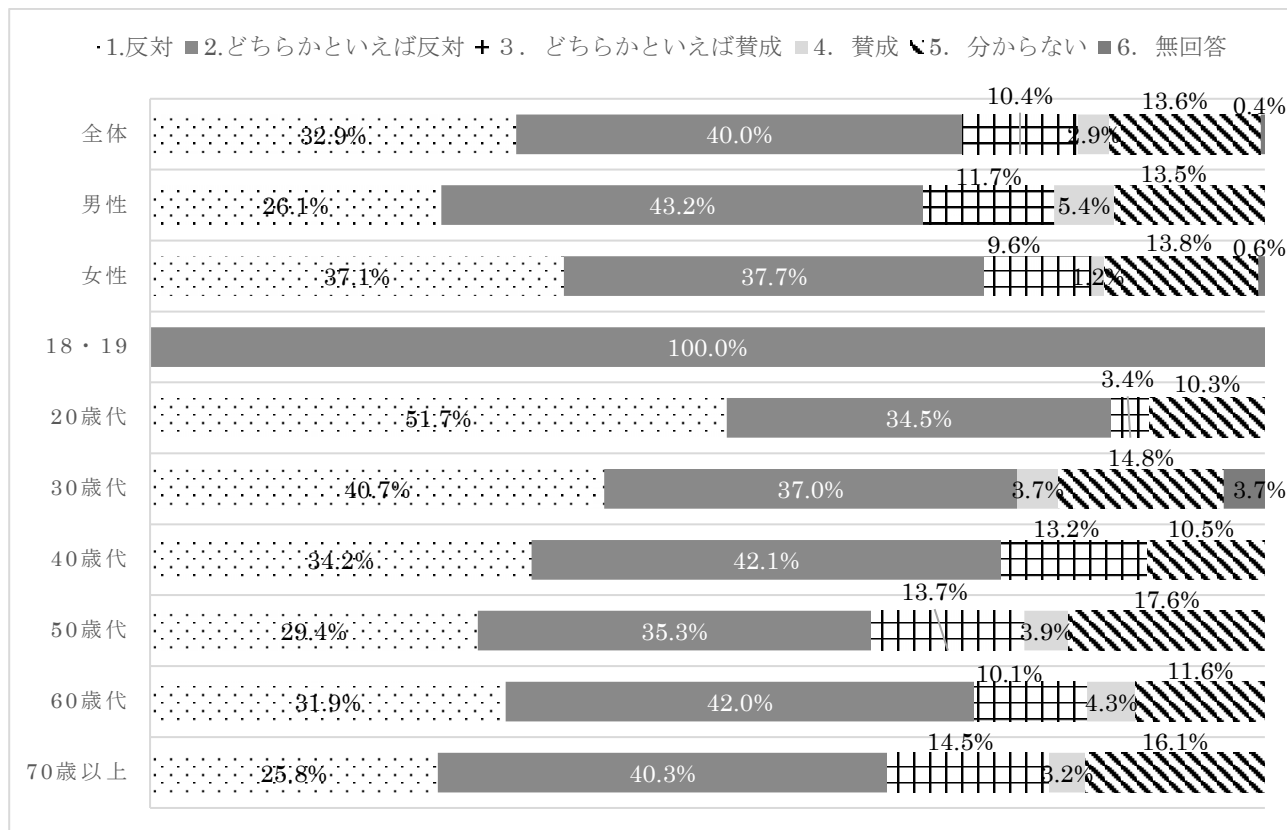
静岡県民と河津町民との比較

社会全体において『男性優遇』と感じている人の割合は同数であり、年代別でも大きな差はない。

5. 男女の役割を固定的に考えることに関する意識

問4「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というような男女の役割を固定的に考えることについて、どのように思いますか。(1つに〇)

男女の役割を固定的に考えることは『反対』が7割以上。



男女の役割を固定的に考えることについてたずねたところ、『反対』（「反対」＋「どちらかといえば反対」）が72.9%、『賛成』（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）が13.3%となっています。

6. 仕事、家事、育児、介護への男女のかかわり方について

問4-2 仕事、家事、育児、介護について男女がどのようにかかわるべきだと思いますか。(1つに○)

仕事、家事、育児、介護について男女がどのようにかかわり方は「男女ともに職業を持ち、家事、育児、介護は男女で分担する」が85.0%



仕事、家事、育児、介護について男女がどのようにかかわるべきかについてたずねたところ、「男女ともに職業を持ち、家事・育児・介護は男女で分担する」が85.0%と最も高くなり、他の項目は全て1割より低くなっています。

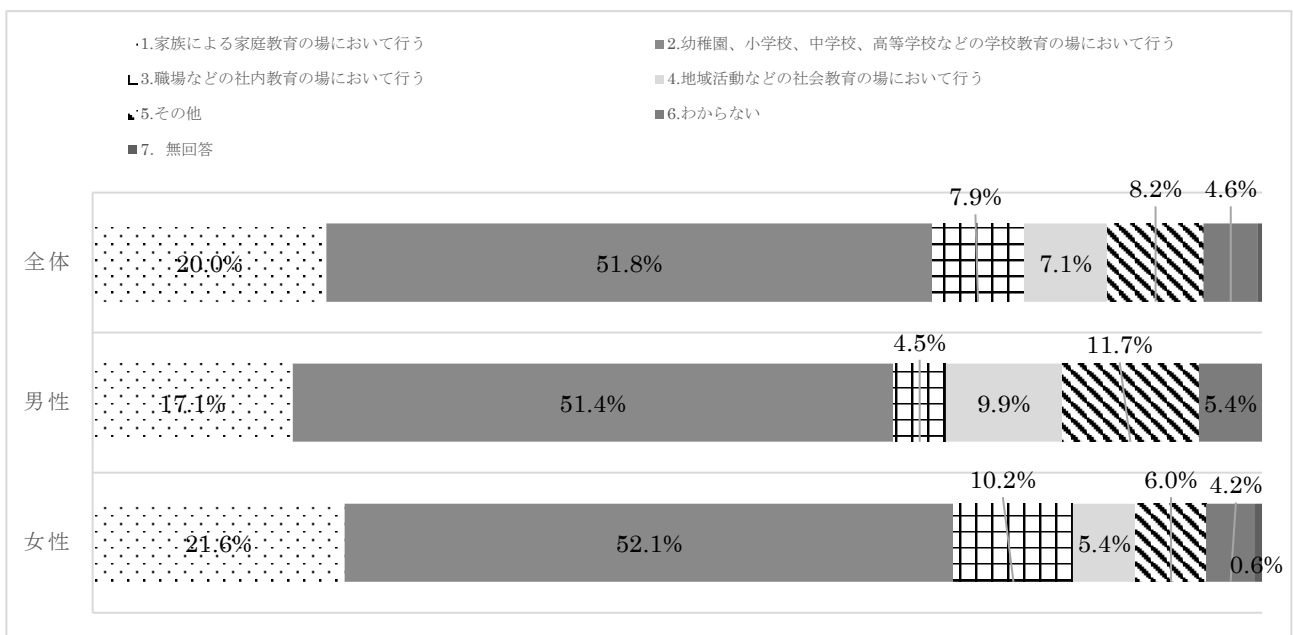
性別で見ると、男性、女性ともに「男女ともに職業を持ち、家事・育児・介護は男女で分担する」が8割以上となっています。

2 男女共同参画に関する教育・学習について

1. 人権の尊重、男女平等を推進する教育

問5 あなたは、人権の尊重、男女平等を推進する教育を主にどこで行うべきだと考えますか。
(1つに○)

人権の尊重、男女平等を推進する教育を行う場は
“学校教育の場”が51.8%、“家庭教育の場”が20.0%



人権の尊重、男女平等を推進する教育を主にどこで行うべきだと考えるところ、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの学校教育の場において行う」が51.8%と最も高く、次に「家族による家庭教育の場において行う」が20.0%、「職場などの社内教育の場において行う」が7.9%「その他」が8.2%となっています。

性別でみると、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの学校教育の場において行う」とが男性は51.4%、女性は52.1%となっています。

年代別でみると、20歳代～60歳代の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの学校教育の場において行う」の割合が50%～67%と高くなっています。

静岡県民と河津町民との比較

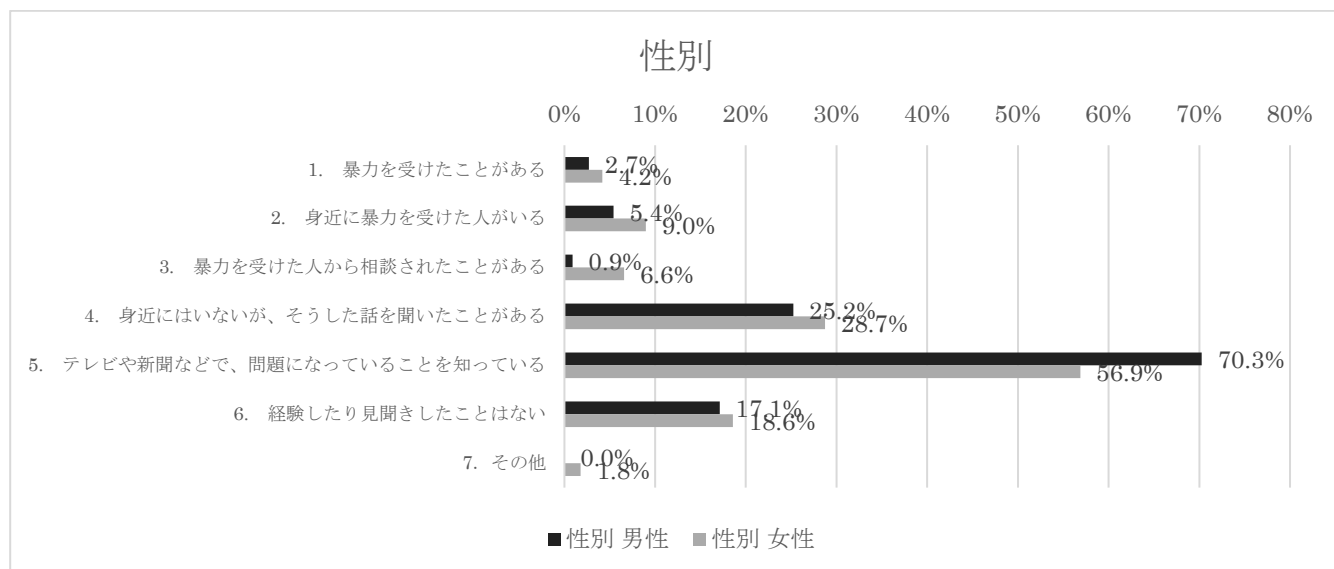
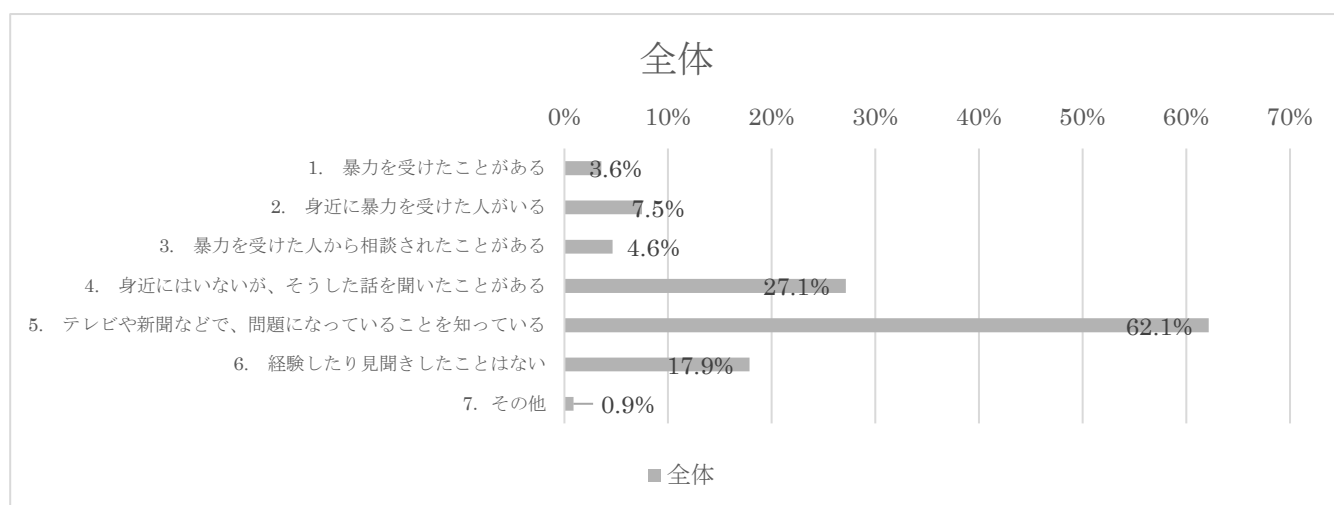
県民は全ての年代で『学校教育の場で行う』が最も高いが、河津町民は18歳・19歳では『職場』、70歳以上は『家庭教育』が最も高くなっています。

3 パートナー間の暴力やセクシュアル・ハラスメントについて

1. ドメスティック・バイオレンスの経験

問6 過去1年間に、「夫婦・恋人など親しい間柄にあるパートナー間の暴力」(ドメスティック・バイオレンス)について、経験したり見聞きしたことがありますか。(あてはまるもの全てに○)

過去1年間に男性の2.7%、女性の4.2%が「暴力を受けたことがある」。



過去1年間に、ドメスティック・バイオレンスについて、経験したり見聞きしたことについてたずねたところ、「テレビや新聞などで、問題になっていることを知っている」が62.1%と最も高く、次に「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」が27.1%となっています。また、「暴力を受けたことがある」は3.6%、「経験したり見聞きしたりしたことはない」は17.9%となっています。

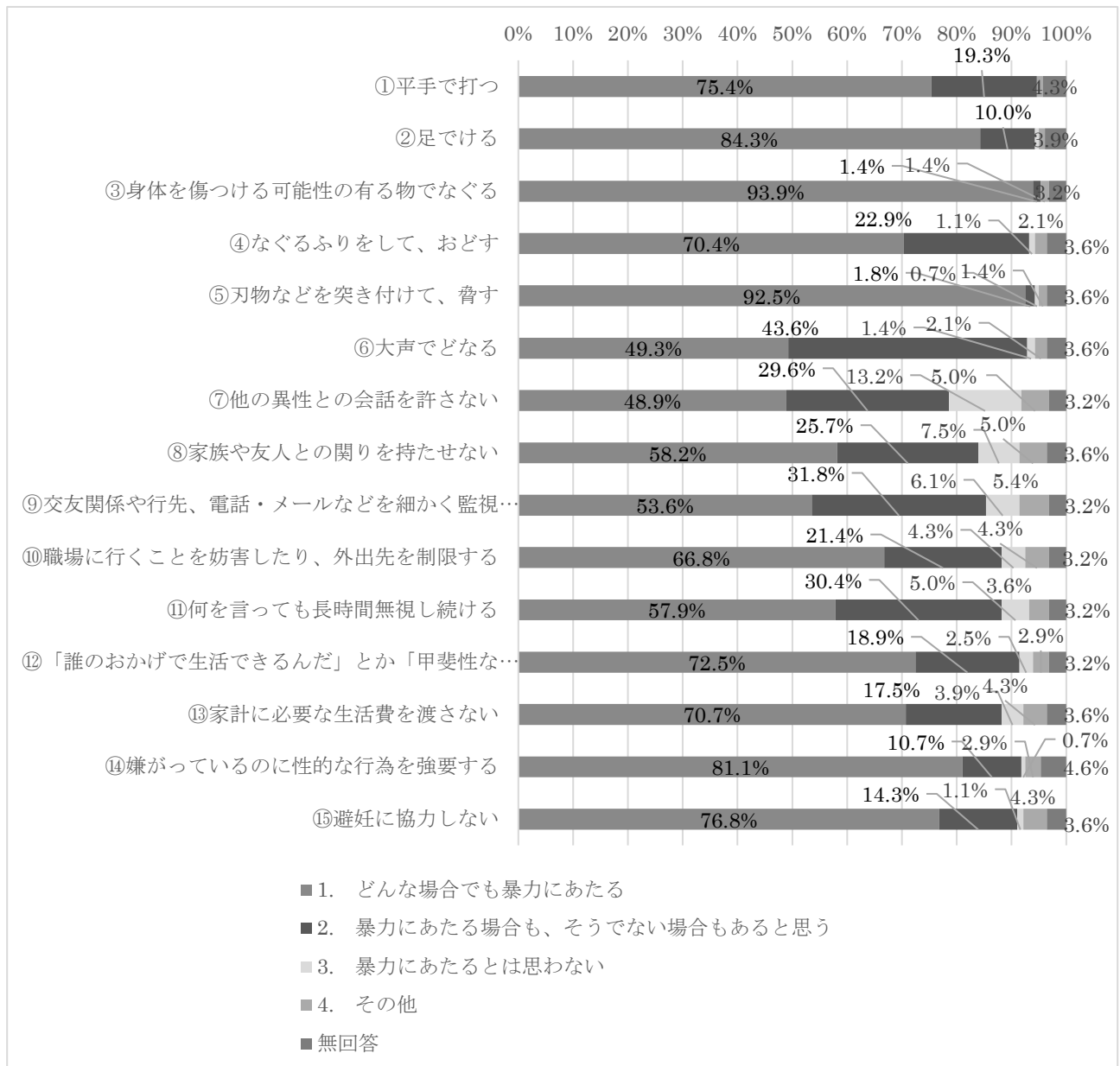
河津町第3次男女共同参画計画

性別でみると、「暴力を受けたことがある」は男性が 2.7%、女性が 4.2%となっています。

2. ドメスティック・バイオレンスだと思ふ行為

問6-2 あなたは、次のようなことが夫婦・恋人など親しい間柄にあるパートナー間で行われた場合、それを暴力(ドメスティック・バイオレンス)だと思ひますか。①～⑮のそれぞれについて、「1」から「4」のうちあなたの考えに近い番号をお選びください。なお、ここでの「夫婦」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦も含まれます。(それぞれ1つに○)

「身体を傷つける可能性のあるものでなぐる」「刃物などを突き付けて、おどす」は9割以上が暴力だと思ふ行為。



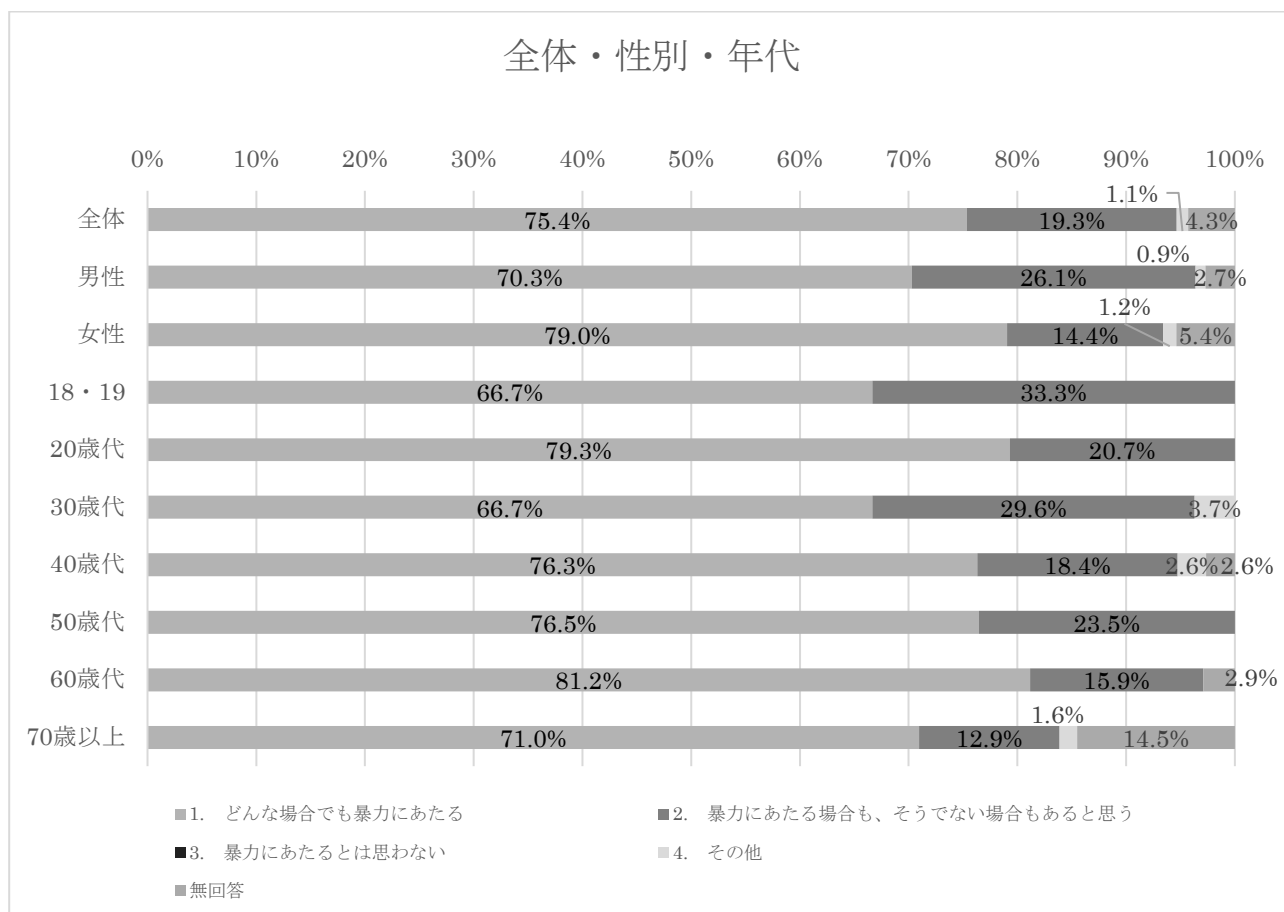
15の行為について夫婦・恋人など親しい間柄にあるパートナー間で行われた場合、それを暴力(ドメスティック・バイオレンス)だと思ふかをたずねたところ、「どんな場合でも暴力にあたると思う」は、「③身体を傷つける可能性のある物でなぐる」、「⑤刃物などを突きつけて、おどす」が9割以上、「②足でける」、「⑭嫌がっているのに性的な行為を強要する」が8割以上となっています。

静岡県民と河津町民との比較

15全ての行為において河津町民は「どんな場合でも暴力にあたる」の割合が全体より下回っている。

①平手で打つ

＜平手で打つ＞は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が75.4%



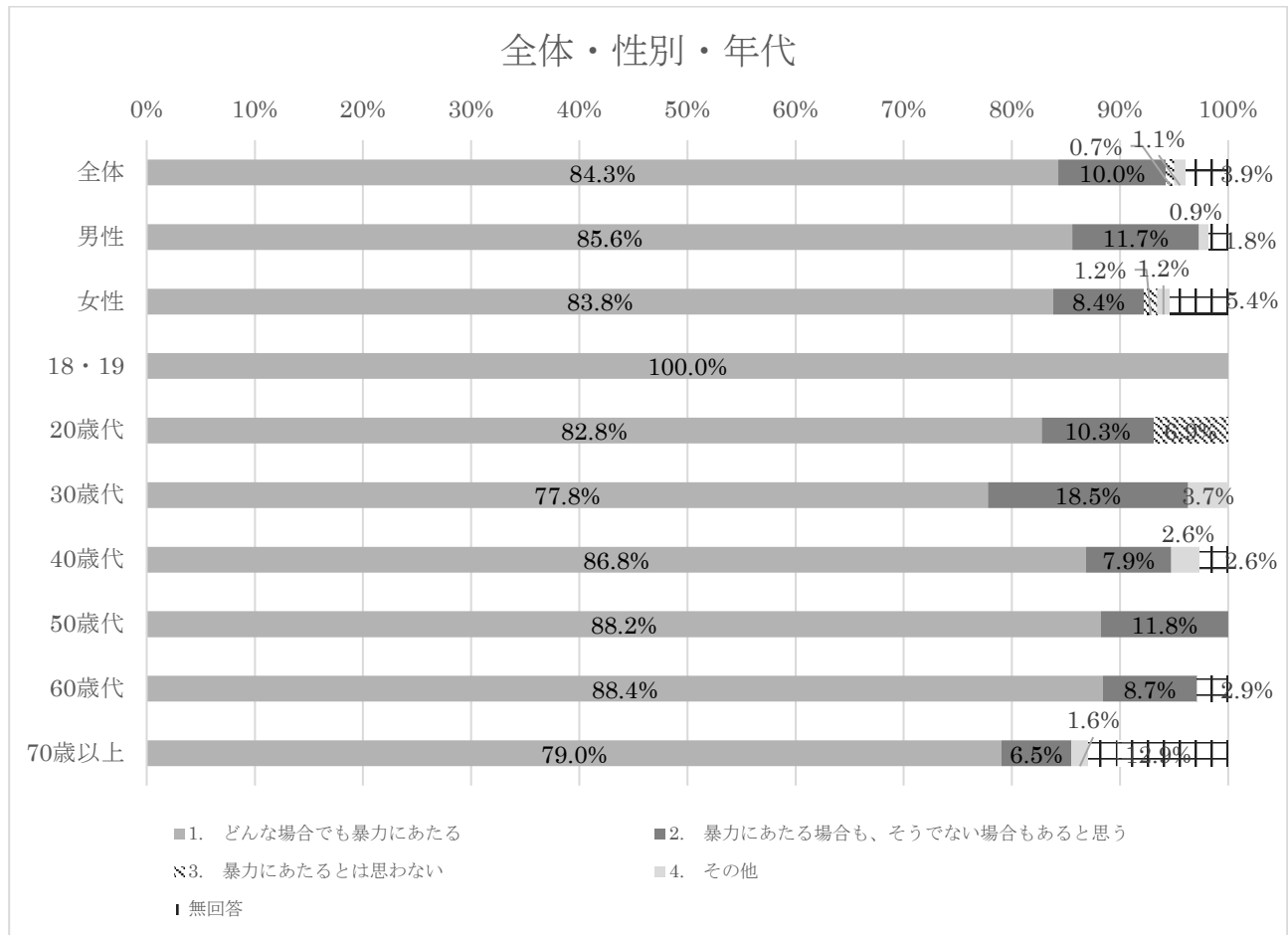
【①平手で打つ】は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が75.4%、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」が19.3%、「暴力にあたるとは思わない」が0.0%となっています。

性別でみると、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が男性は70.3%、女性は79.0%となっています。

年代別でみると、20歳代、40歳代以上で「どんな場合でも暴力にあたると思う」が7割以上となっています。

②足でける

<足でける>は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が84.3%



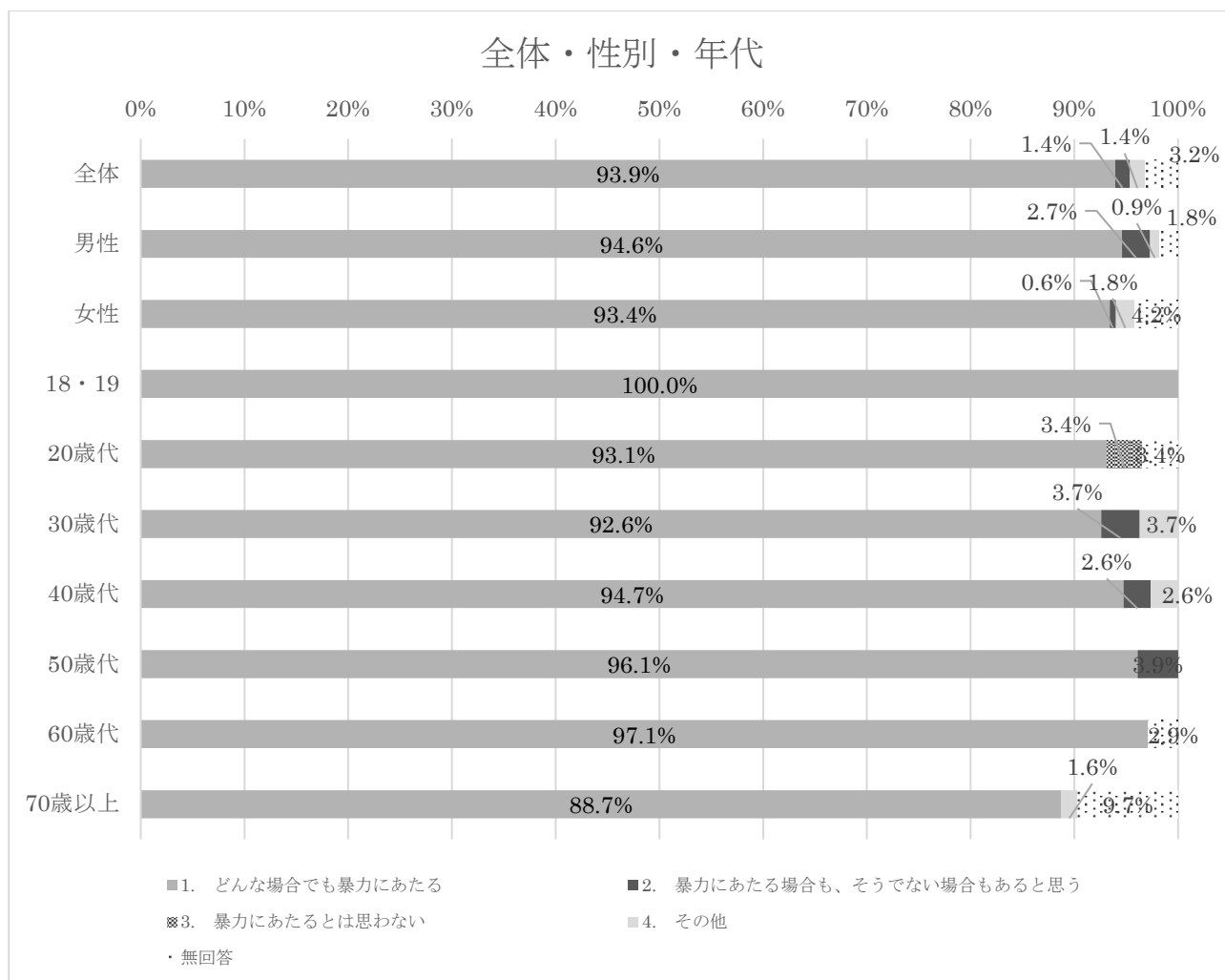
【②足でける】は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が 84.3%、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」が 10.0%、「暴力にあたるとは思わない」が 0.7%となっています。

性別でみると、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が男性は 85.6%、女性は 83.8%となっています。

年代別でみると、30歳代と70歳以上は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が全体より下回っています。

③身体を傷つける可能性のある物でなくる

＜身体を傷つける可能性のある物でなくる＞は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が93.9%

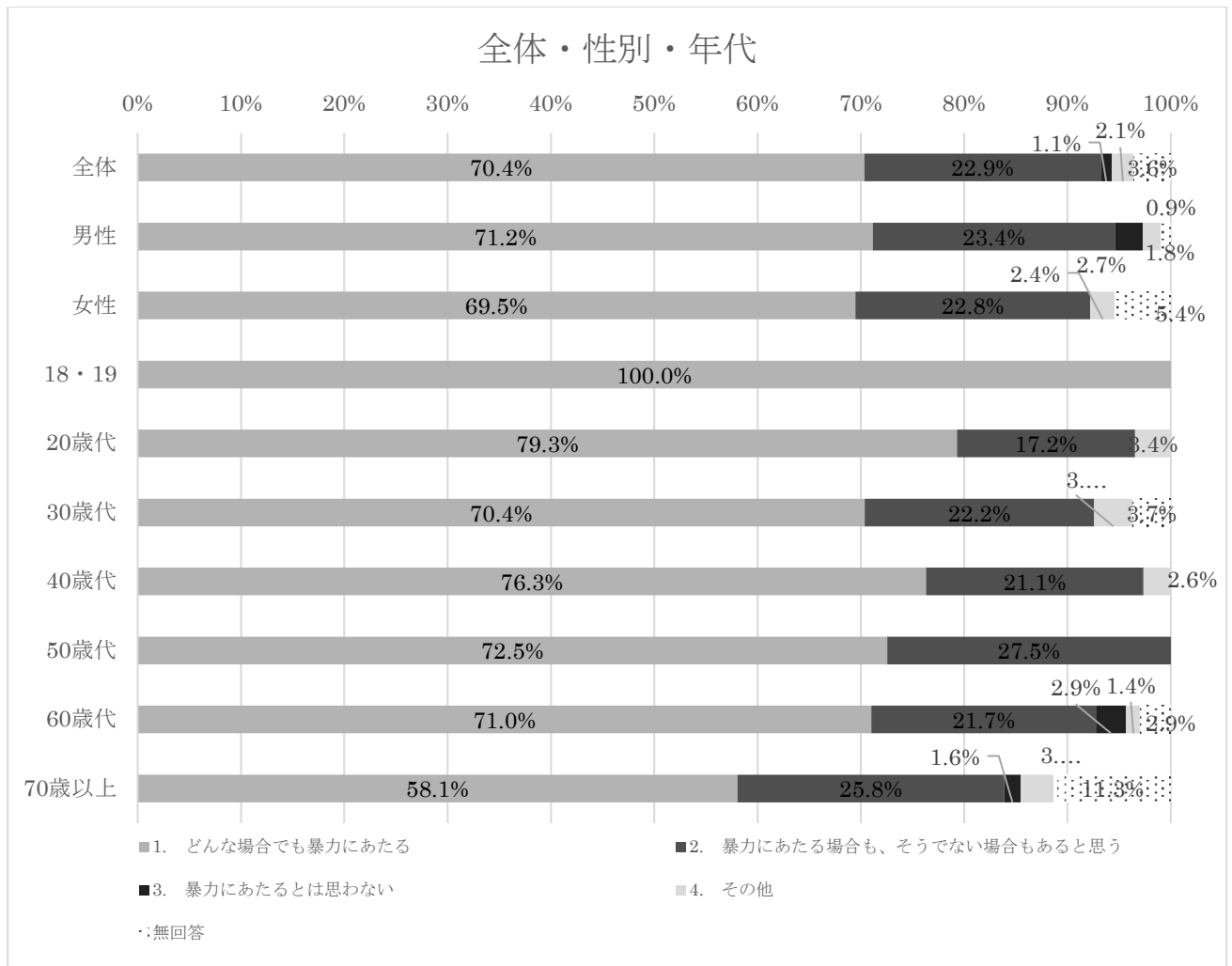


【③身体を傷つける可能性のある物でなくる】は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が93.9%、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」が1.4%、「暴力にあたるとは思わない」が0%となっています。

性別でみると、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が男性は94.6%、女性は93.4%となっています。年代別でみると、70歳以上の年代以外が「どんな場合でも暴力にあたると思う」が9割以上となっています。

④なぐるふりをして、おどす

<なぐるふりをして、おどす>は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が70.4%
 「暴力にあたる場合でも、そうでない場合もあると思う」が22.9%

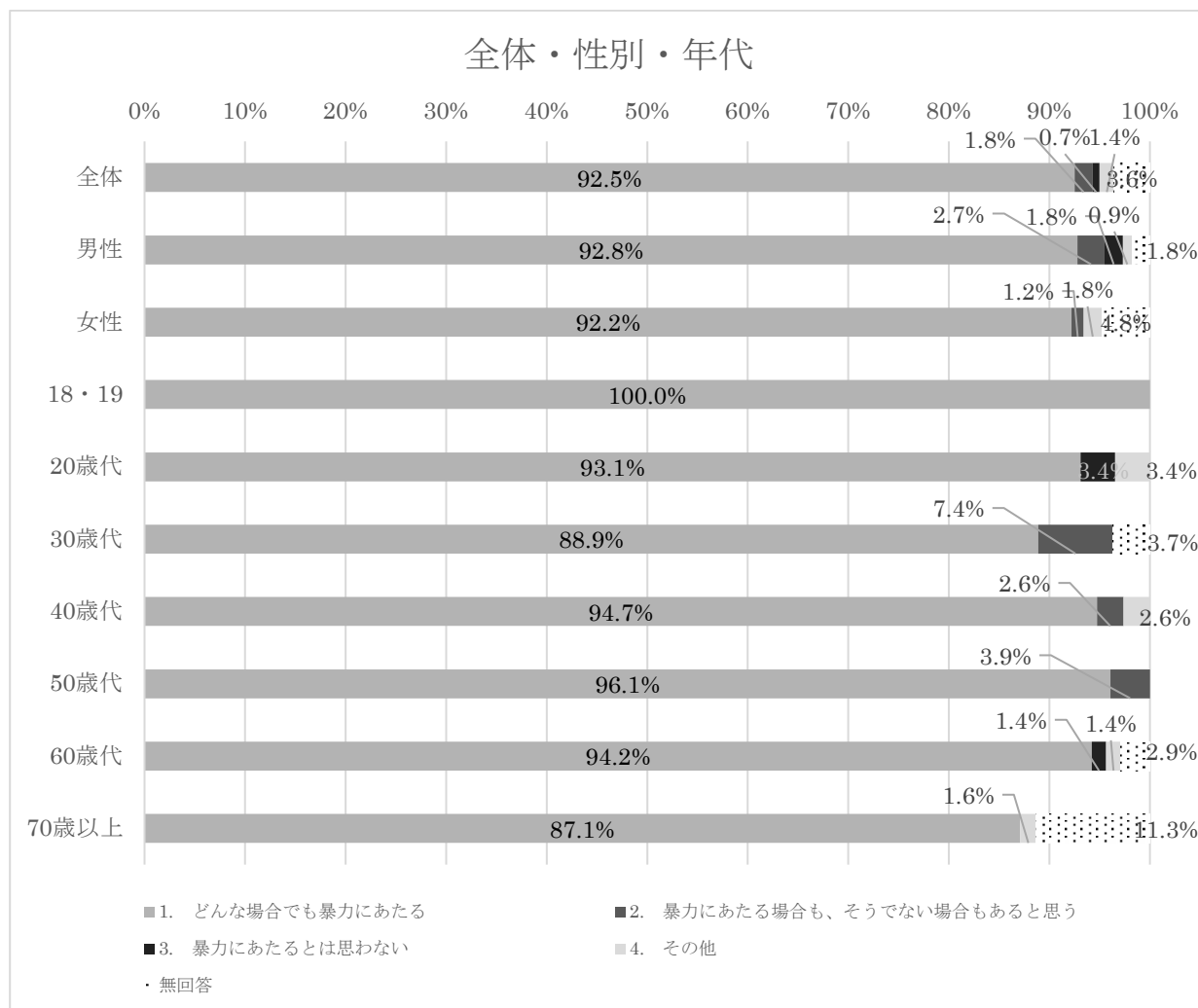


【④なぐるふりをして、おどす】は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が70.4%、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」が22.9%、「暴力にあたるとは思わない」が1.1%となっています。性別で見ると、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が男性は71.2%、女性は69.5%となっています。

年代別で見ると、70歳以上以外で「どんな場合でも暴力にあたると思う」の割合が、7割から10割を示しているのに対し、70歳以上では58.1%となっています。

⑤刃物などを突きつけて、おどす

＜刃物など突きつけて、おどす＞は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が92.5%

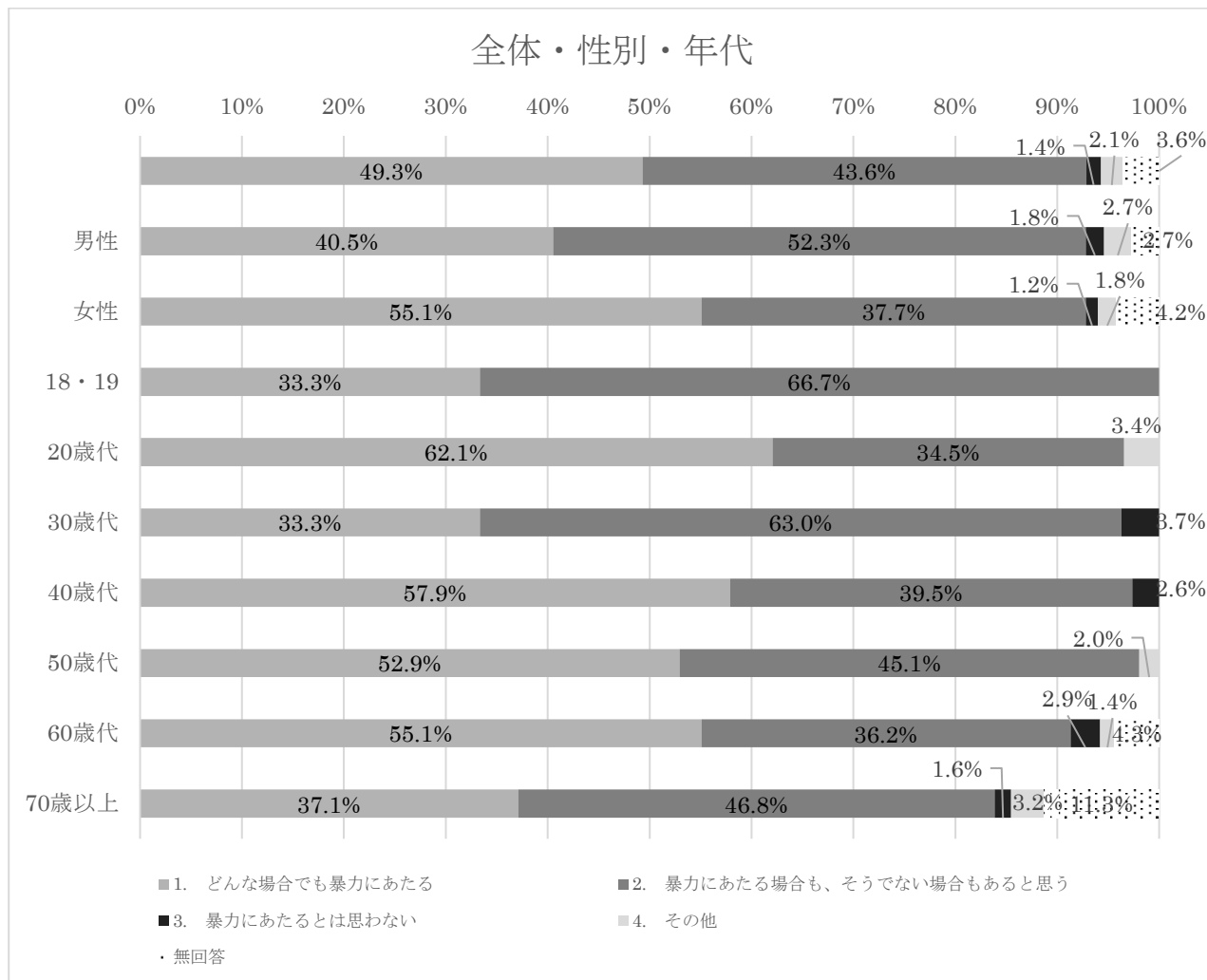


【⑤刃物などを突きつけて、おどす】は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が92.5%、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」が1.8%、「暴力にあたるとは思わない」が0.7%となっています。性別で見ると、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が男性は92.8%、女性は92.2%となっています。

年代別で見ると、30歳代と70歳以上以外の年代で「どんな場合でも暴力にあたると思う」が9割以上となっています。

⑥大声でどなる

＜大声でどなる＞は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が49.3%
 「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」が43.6%



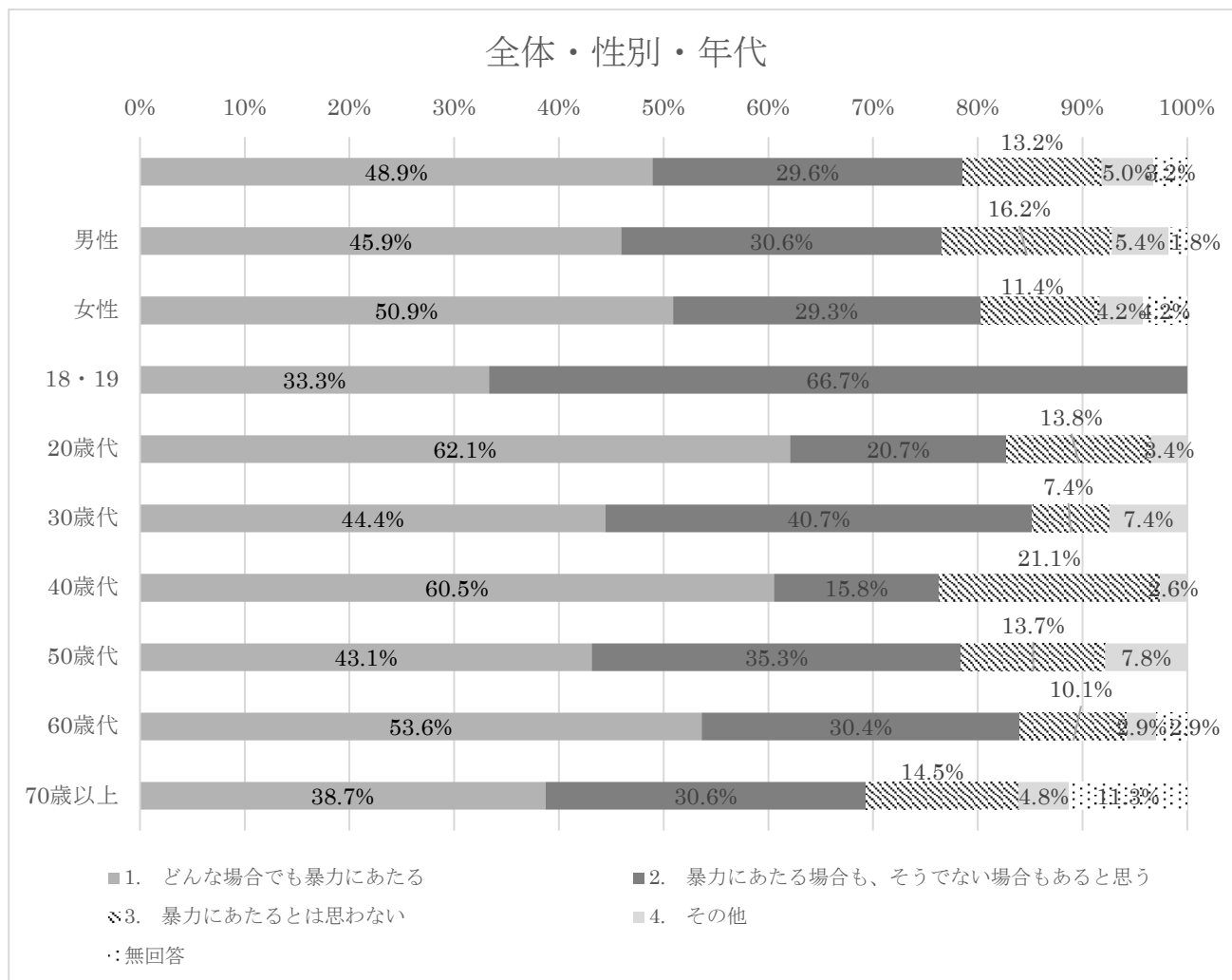
【⑥大声でどなる】は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が 49.3%、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」が 43.6%、「暴力にあたるとは思わない」が 1.4%となっています。

性別でみると、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が男性は 40.5%、女性は 55.1%となっており、男女間で差がみられます。

年代別でみると、20歳代、40歳代～60歳代は「どんな場合でも暴力にあたると思う」の割合が、5割～6割であり、18歳、19歳、30歳代、70歳以上は3割であり、20ポイント以上の差があります。

⑦他の異性との会話を許さない

<他の異性との会話を許さない>は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が48.9%
「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」が29.6%

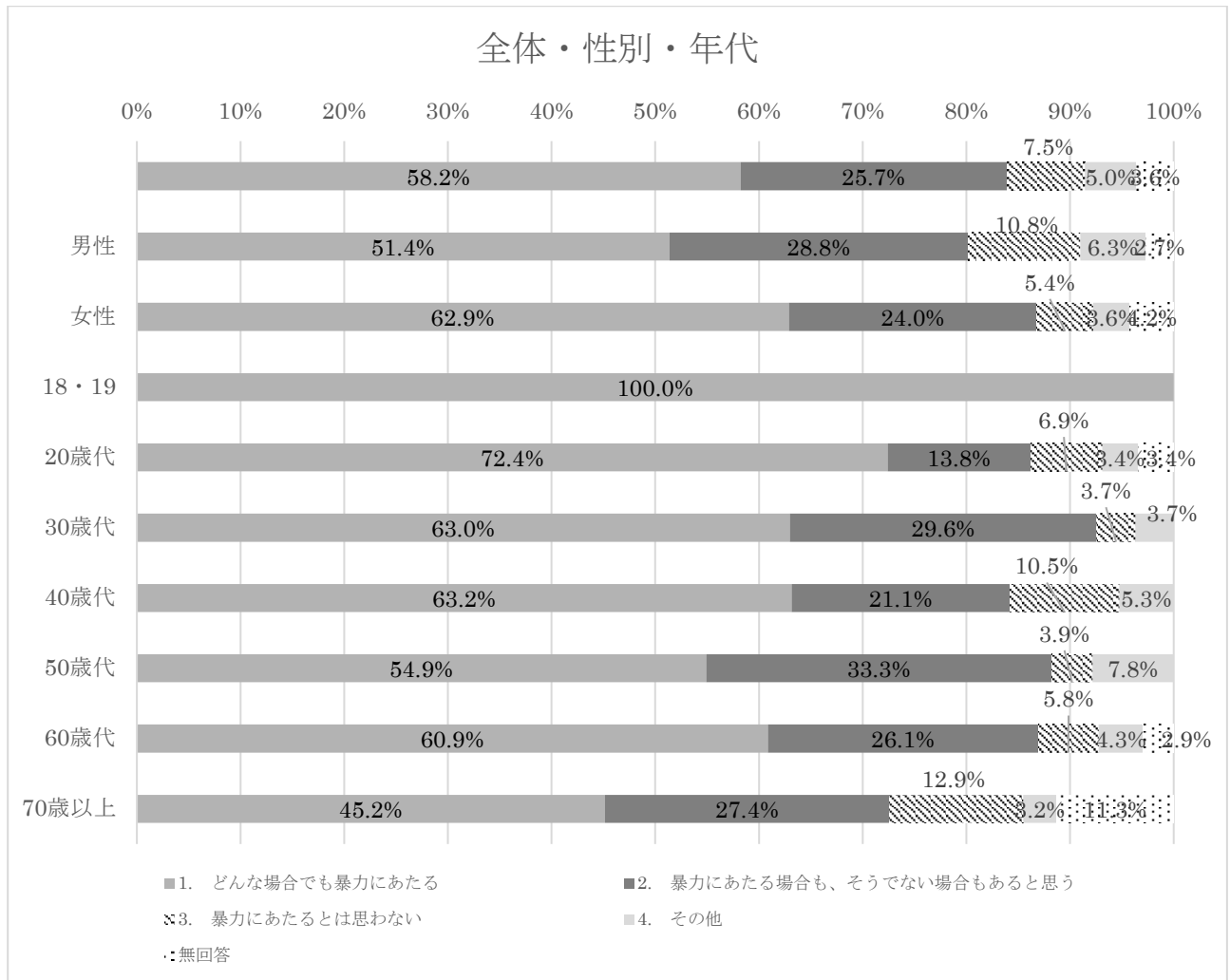


【⑦他の異性との会話を許さない】は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が48.9%、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」が29.6%、「暴力にあたるとは思わない」が13.2%となっています。性別で見ると、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が男性は45.9%、女性は50.9%となっており、男女間で差がみられます。

年代別で見ると、また、20歳代、40歳代で「どんな場合でも暴力にあたると思う」の割合が、6割以上であり、18歳・19歳と70歳以上は3割以上であり、年代別での差があります。

⑧家族や友人との関わりを持たせない

＜家族や友人との関わりを持たせない＞は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が58.2%
 「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」が25.7%

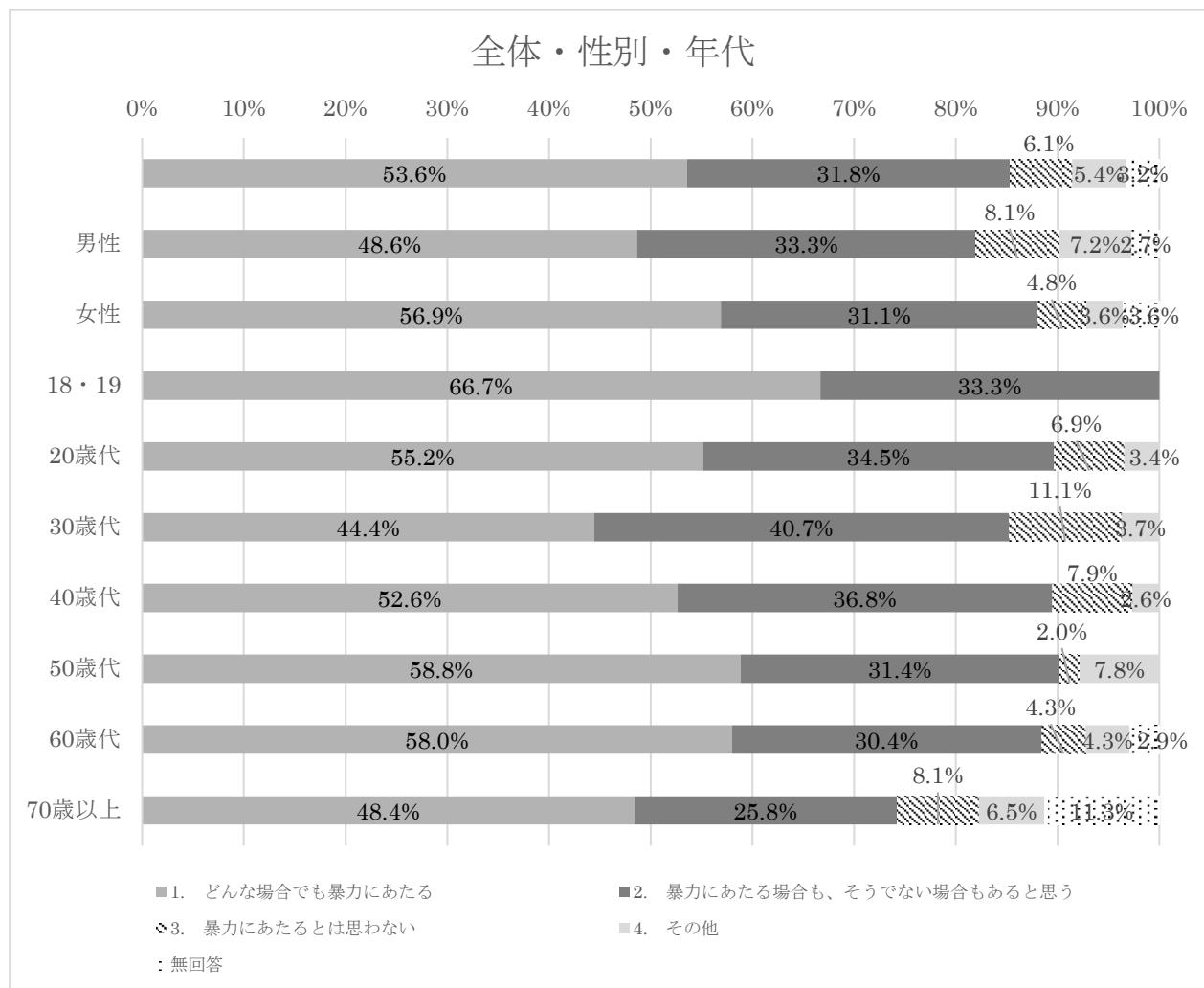


【⑧家族や友人との関わりを持たせない】は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が58.2%、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」が25.7%、「暴力にあたるとは思わない」が7.5%となっています。性別で見ると、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が男性は51.4%、女性は62.9%となっています。

年代別で見ると、70歳以上で「どんな場合でも暴力にあたると思う」の割合が他の年代より低くなっています。

⑨交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する

＜交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する＞は
「どんな場合でも暴力にあたると思う」が53.6%

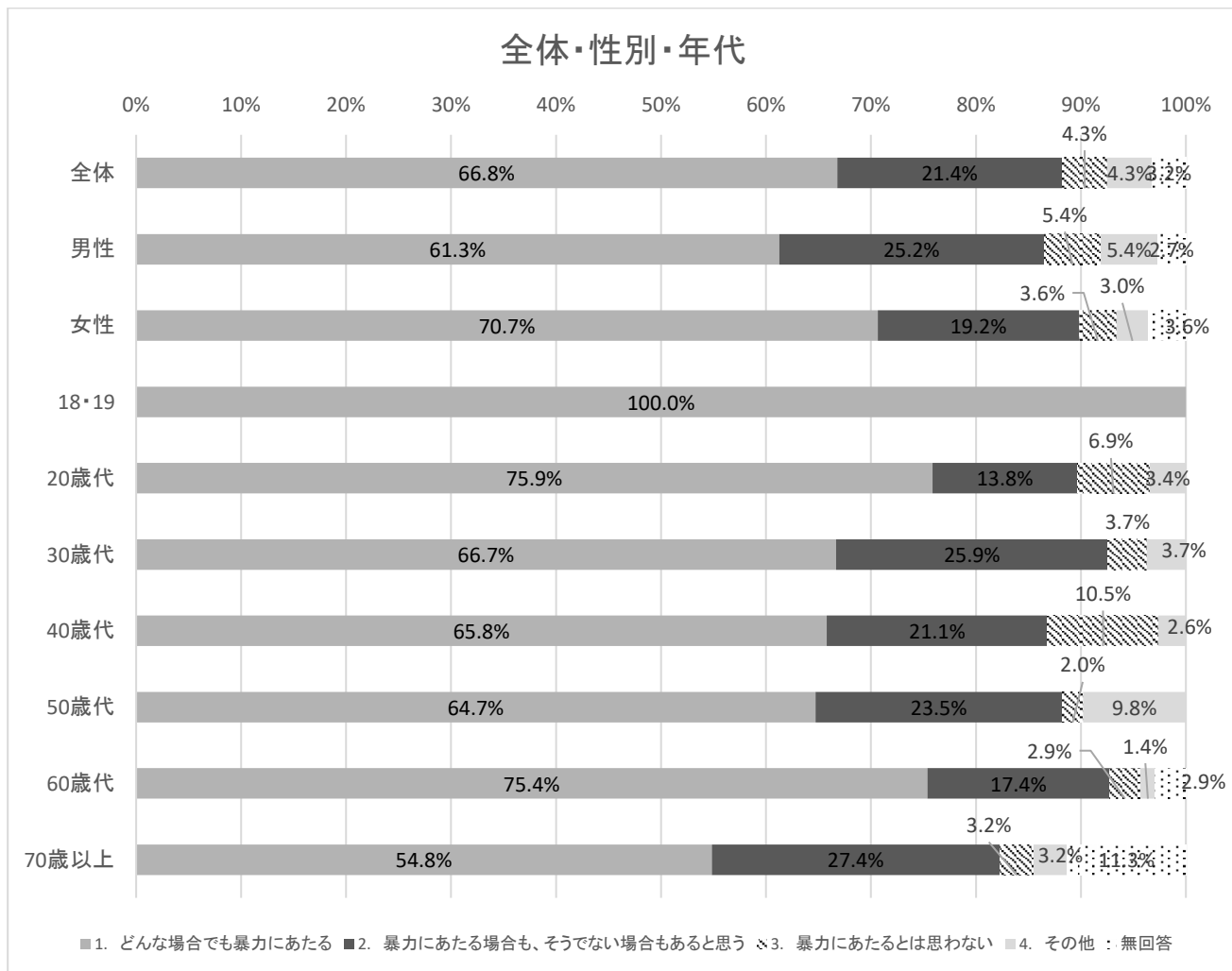


【⑨交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する】は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が 53.6%、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」が 31.8%、「暴力にあたるとは思わない」が 6.1%となっています。

性別でみると、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が男性は 48.6%、女性は 56.9%となっており、男女間で差がみられます。

⑩職場に行くことを妨害したり、外出先を制限する

＜職場に行くことを妨害したり、外出先を制限する＞は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が66.8%

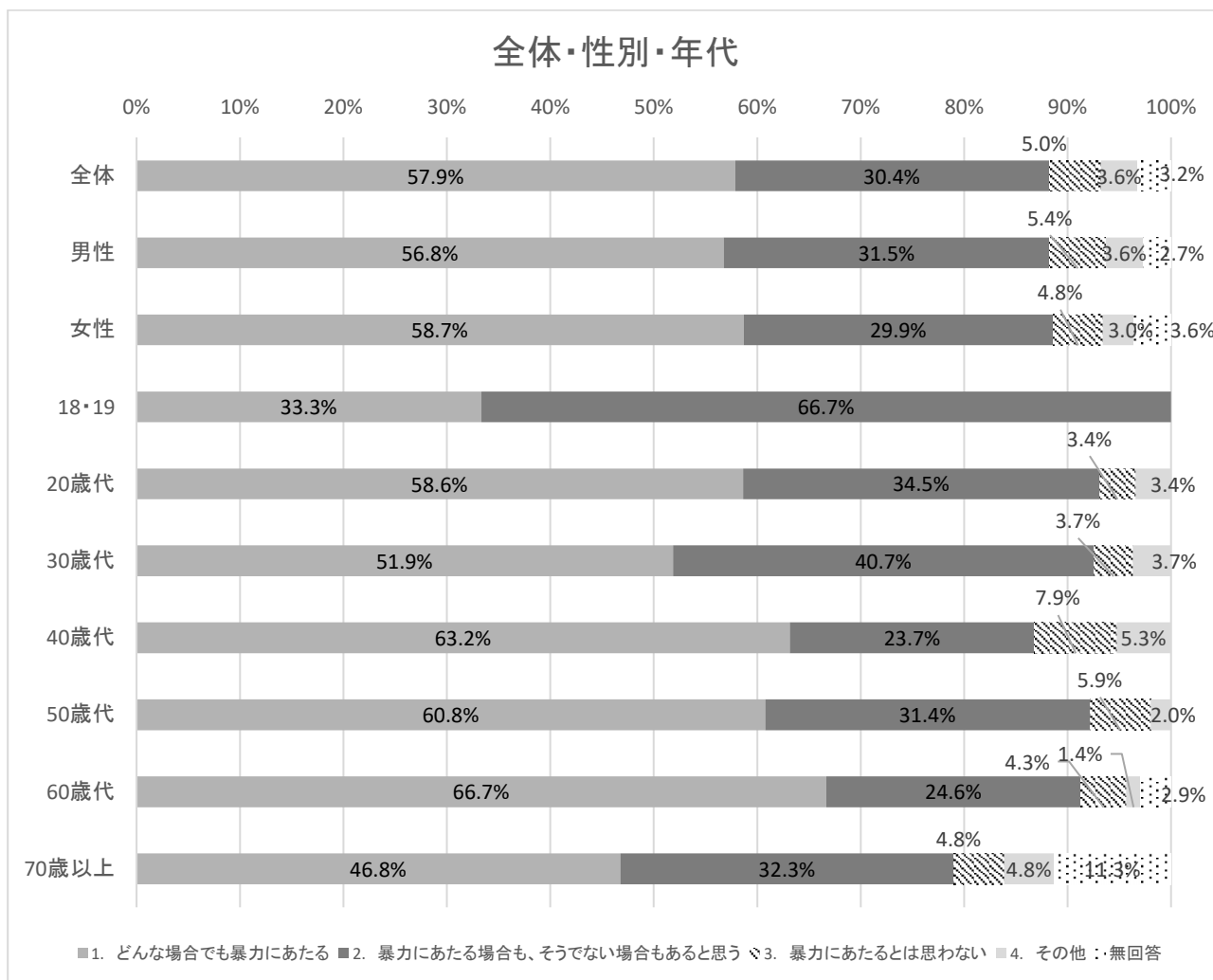


【⑩職場に行くことを妨害したり、外出先を制限する】は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が 66.8%、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」が 21.4%、「暴力にあたるとは思わない」が 4.3% となっています。

性別で見ると、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が男性は 61.3%、女性は 70.7% となっており、男女間で差がややみられます。

⑪何を言っても長期間無視し続ける

＜何を言っても長期間無視し続ける＞は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が57.9%

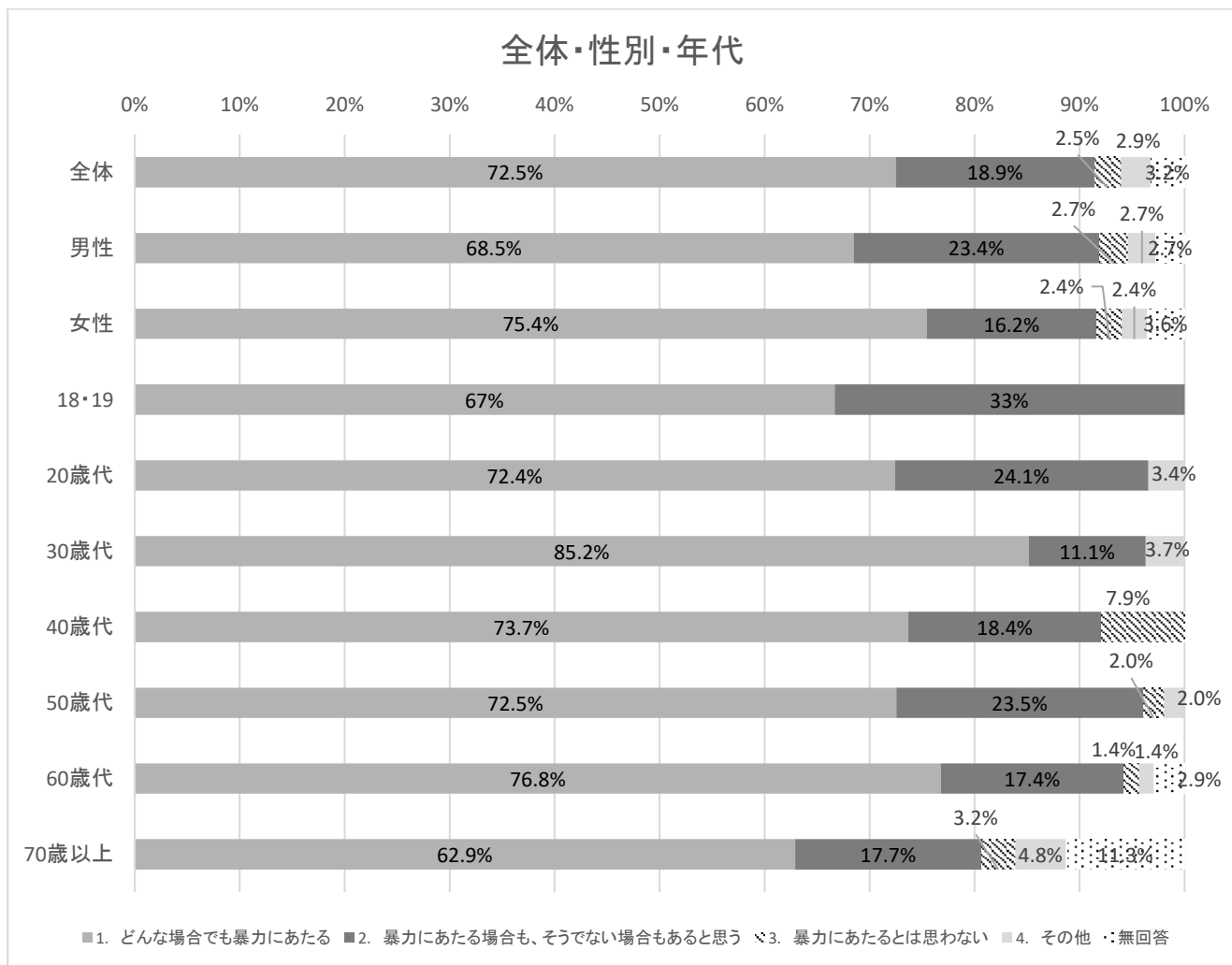


【⑪何を言っても長期間無視し続ける】は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が 57.9%、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」が 30.4%、「暴力にあたるとは思わない」が 5.0%となっています。

性別でみると、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が男性は 56.8%、女性は 58.7%となっています。

⑫ 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「甲斐性なし」と言う

＜「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「甲斐性なし」と言う＞は
「どんな場合でも暴力にあたると思う」が72.5%

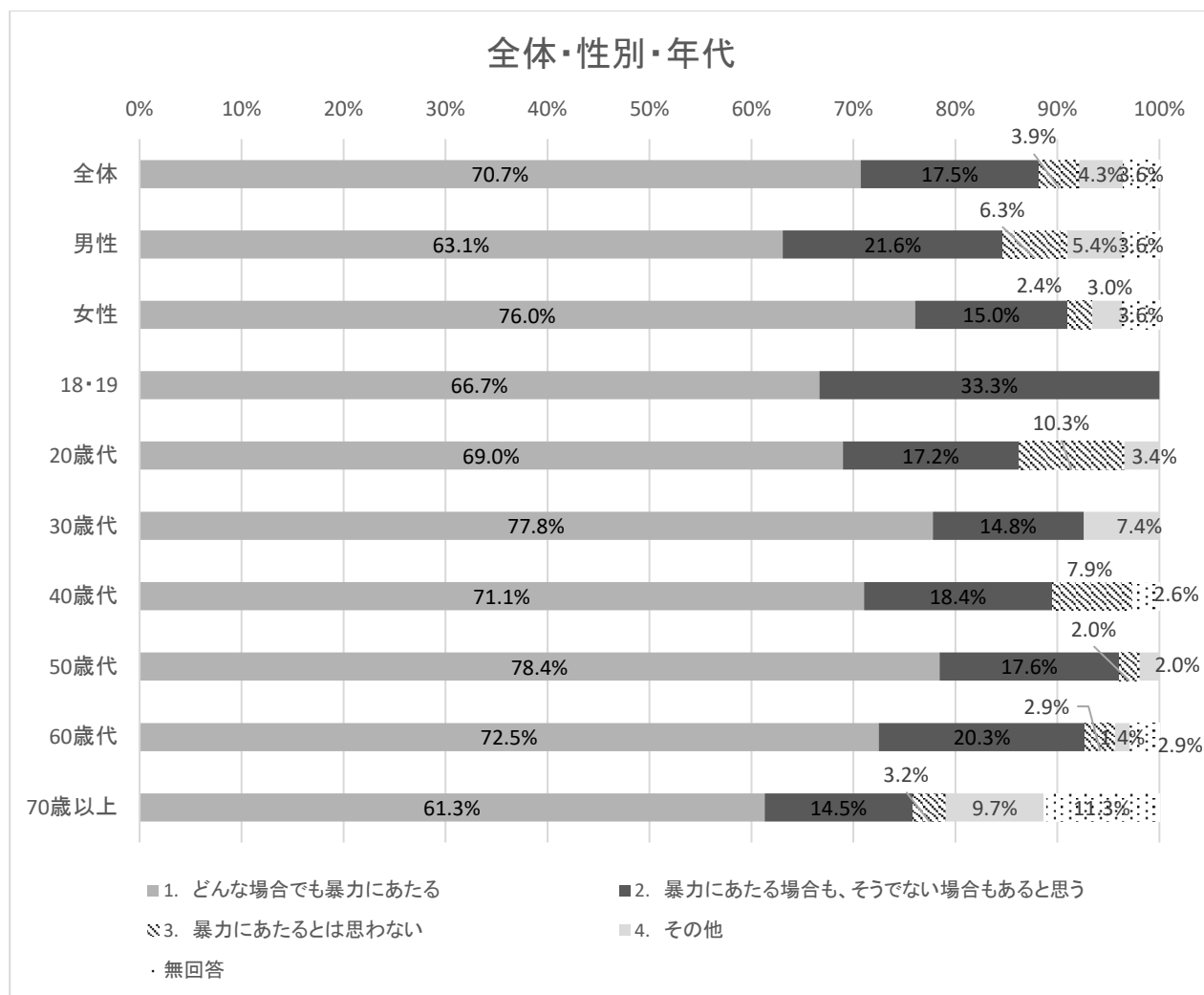


【⑫「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「甲斐性なし」と言う】は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が72.5%、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」が18.9%、「暴力にあたるとは思わない」が2.5%となっています。

性別で見ると、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が男性は68.5%、女性は75.4%となっており、男女間で差がややみられます。

⑬家計に必要な生活費を渡さない

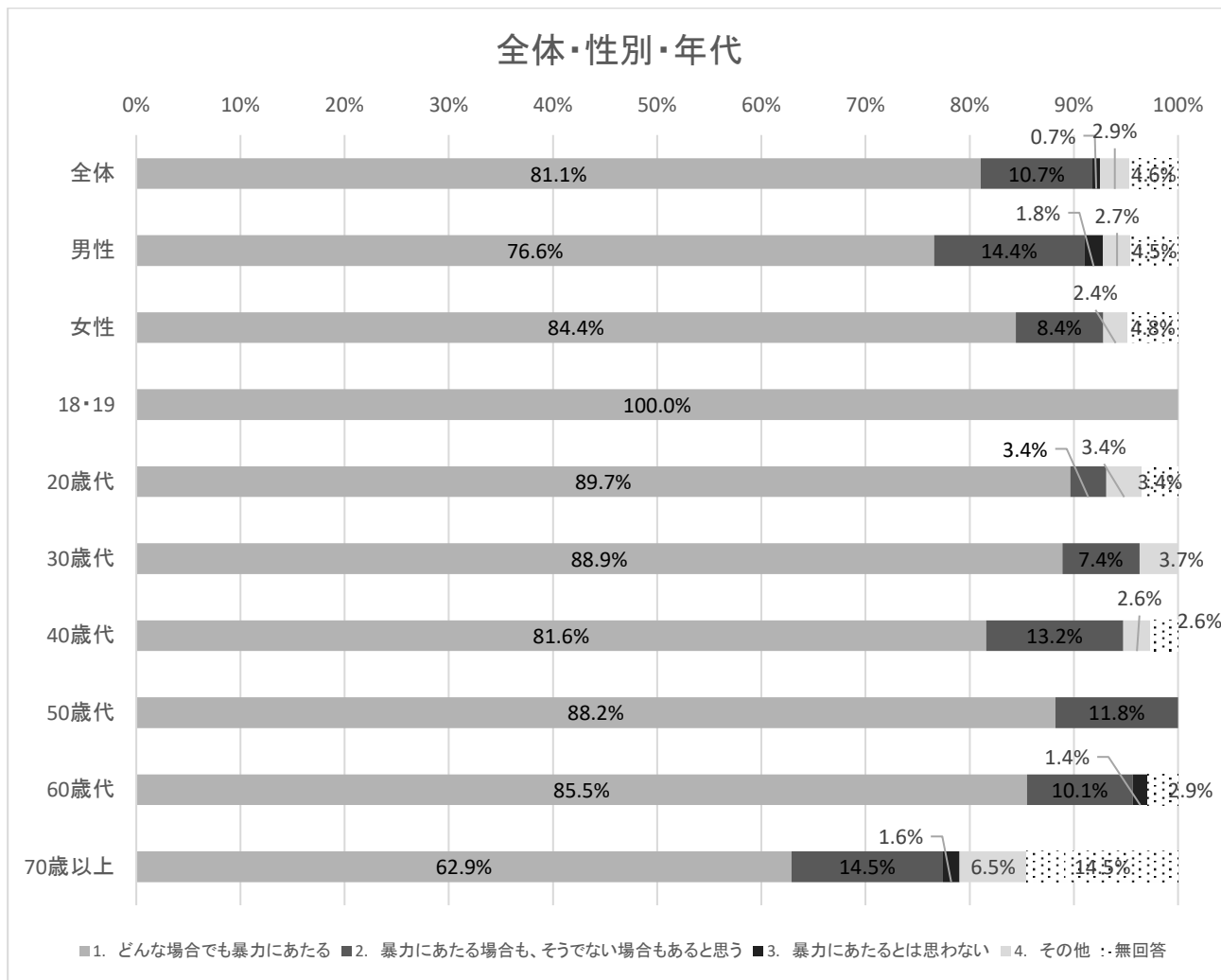
＜家計に必要な生活費を渡さない＞は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が70.7%



【⑬家計に必要な生活費を渡さない】は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が70.7%、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」が17.5%、「暴力にあたるとは思わない」が3.9%となっています。性別で見ると、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が男性は63.1%、女性は76.0%となっており、男女間で差がややみられます。

⑭嫌がっているのに性的な行為を強要する

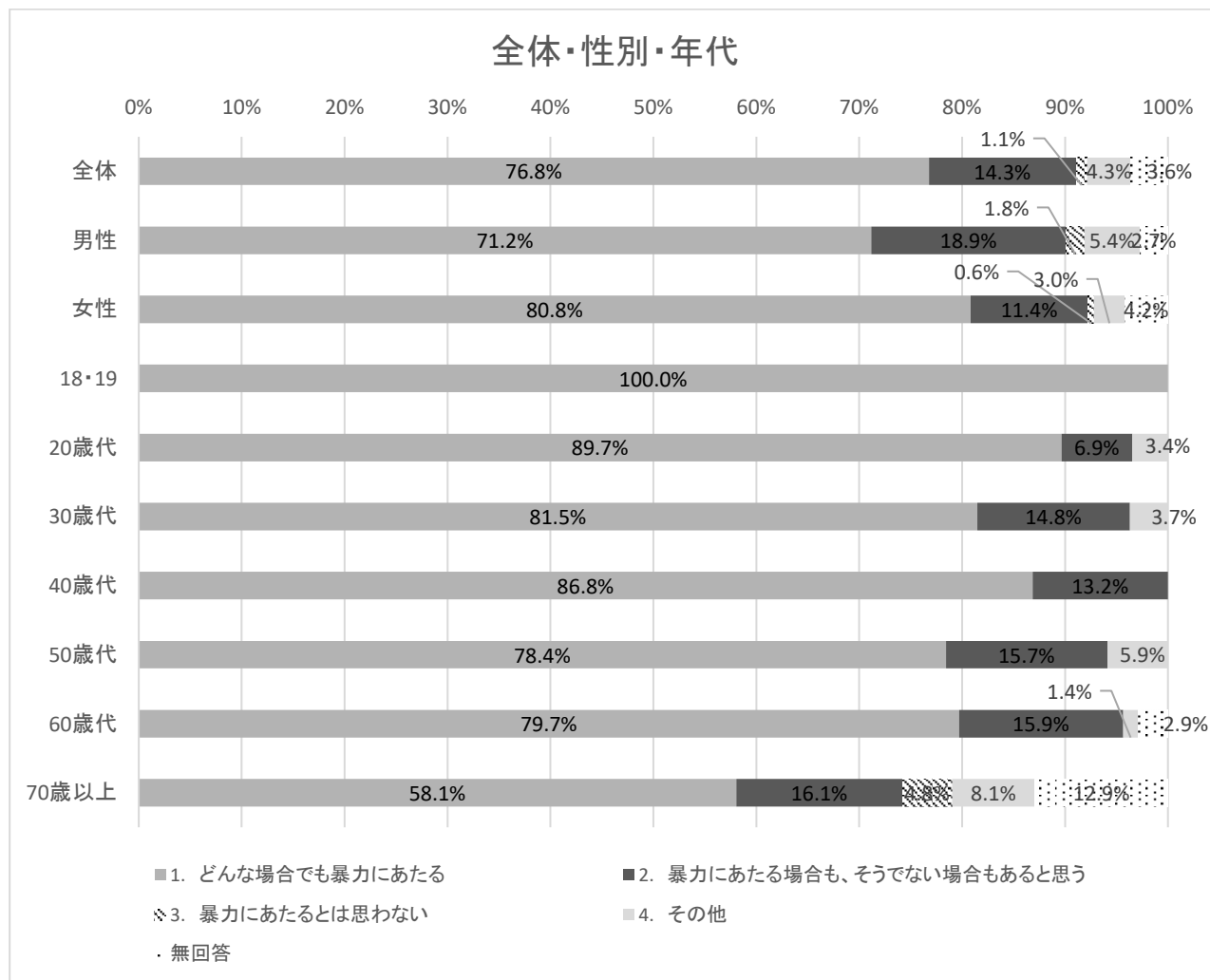
＜嫌がっているのに性的な行為を強要する＞は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が81.1%



【⑭嫌がっているのに性的な行為を強要する】は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が81.1%、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」が10.7%、「暴力にあたるとは思わない」が0.7%となっています。

⑮避妊に協力しない

<避妊に協力しない>は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が76.8%



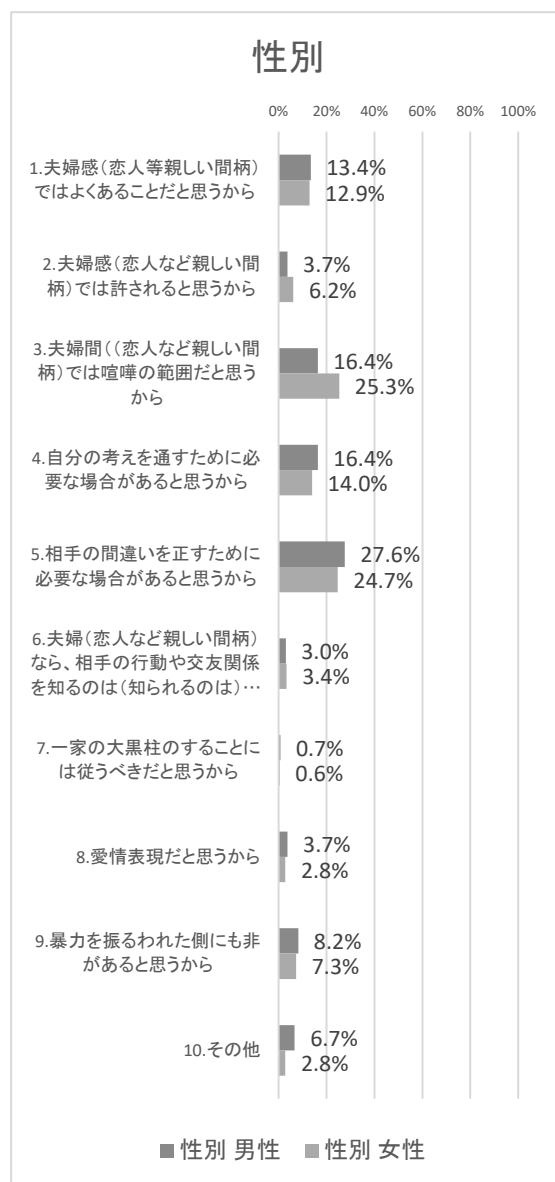
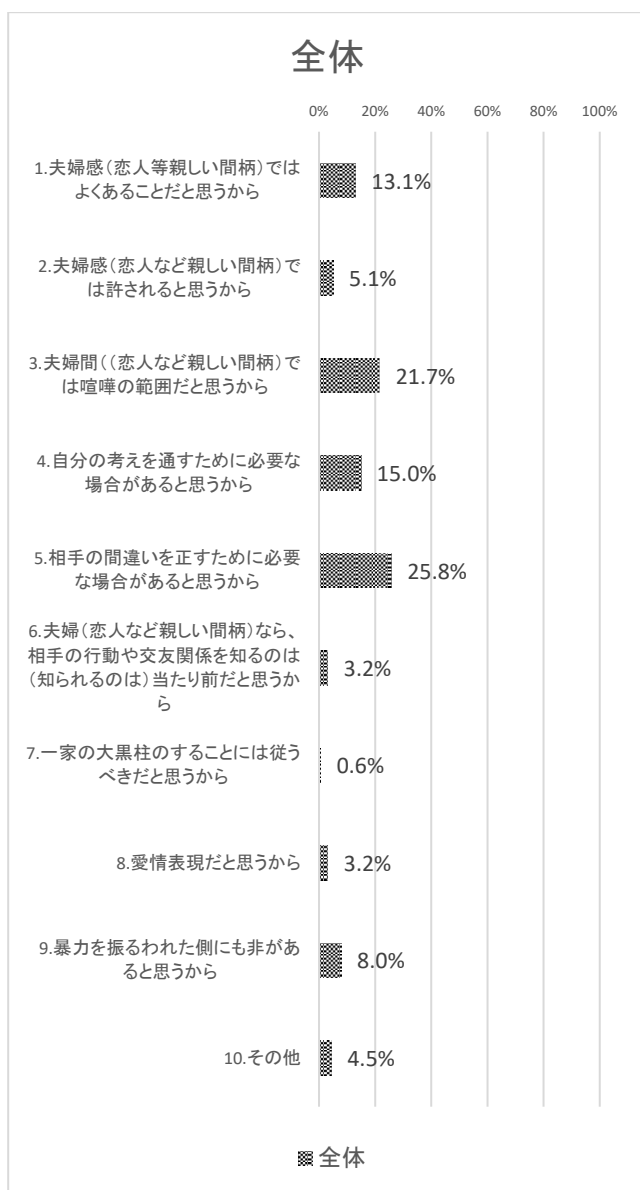
【⑮避妊に協力しない】は「どんな場合でも暴力にあたると思う」が76.8%、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」が14.3%、「暴力にあたるとは思わない」が1.1%となっています。

性別で見ると、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が男性は71.2%、女性は80.8%となっており、男女間で差がややみられます。

3. ドメスティック・バイオレンスだと思わない理由

問6-3 (問6-2の①から⑮のうち1つでも「2」、「3」と答えた方に伺います。)そのような行為が「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」、「暴力にあたるとは思わない」と思ったのはなぜですか。(あてはまるもの全てに○)

暴力だと思わない理由は「相手の間違いを正すために必要な場合があると思うから」が 25.8%
「夫婦間(恋人など親しい間柄)では喧嘩の範囲だと思うから」が 21.7%

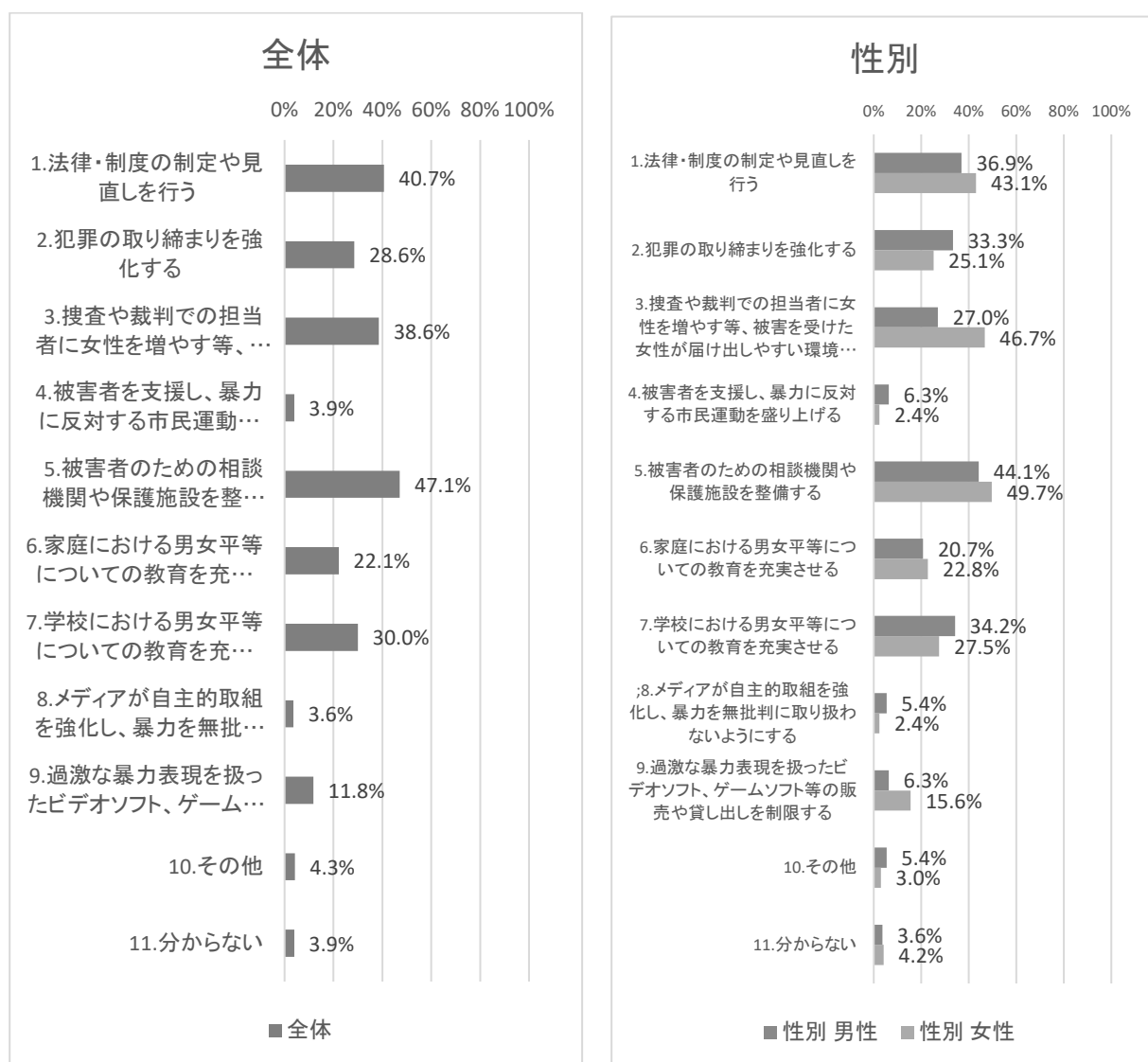


ドメスティック・バイオレンスだと思わない理由は「相手の間違いを正すために必要な場合があると思うから」が 25.8%と最も高く、次に「夫婦間(恋人など親しい間柄)では喧嘩の範囲だと思うから」が21.7%、「自分の考えを通すために必要な場合があると思うから」が 15.0%となっています。

4. ドメスティック・バイオレンスをなくすために重要なこと

問7「夫婦・恋人など親しい間柄にあるパートナー間の暴力」(ドメスティック・バイオレンス)をなくすためには、どうしたらよいとお考えになりますか。あなたが、重要であるとお考えのものをお選びください。(3つまでに○)

暴力をなくすために重要なことは「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」が 47.1%

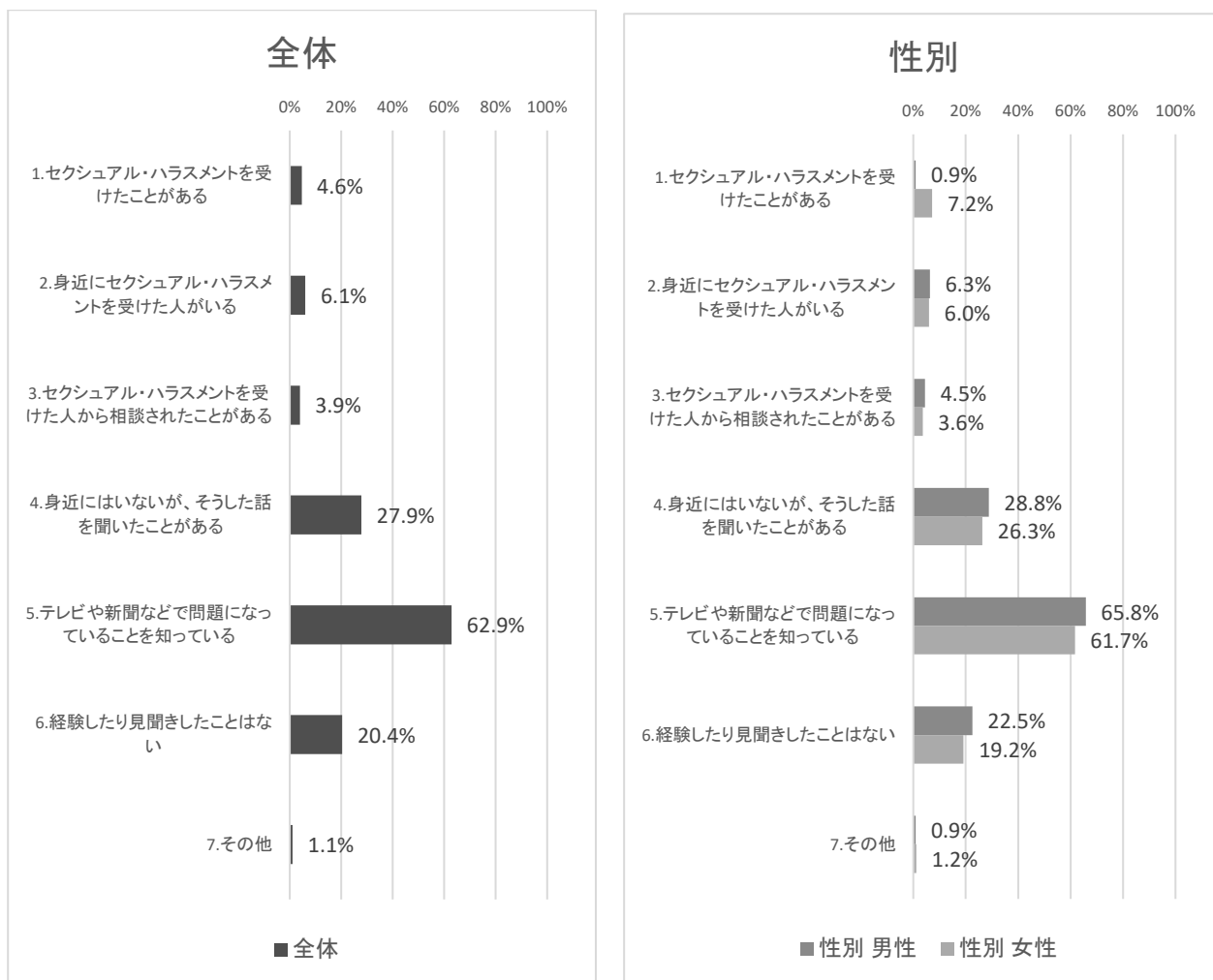


ドメスティック・バイオレンスをなくすためには、どうしたらよいと考えるかについては「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」が 47.1%と最も高く、次に「法律・制度の制定や見直しを行う」が 40.7%、「捜査や裁判での担当者に女性を増やすなど、被害を受けた女性が届け出しやすい環境をつくる」が 38.6%となっています。

5. セクシュアル・ハラスメントの経験

問8 過去1年間に、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ・性的嫌がらせ)について経験したり、見聞きしたことがありますか。(あてはまるもの全てに○)

過去1年間に、セクシュアル・ハラスメントを経験した女性は 4.6%



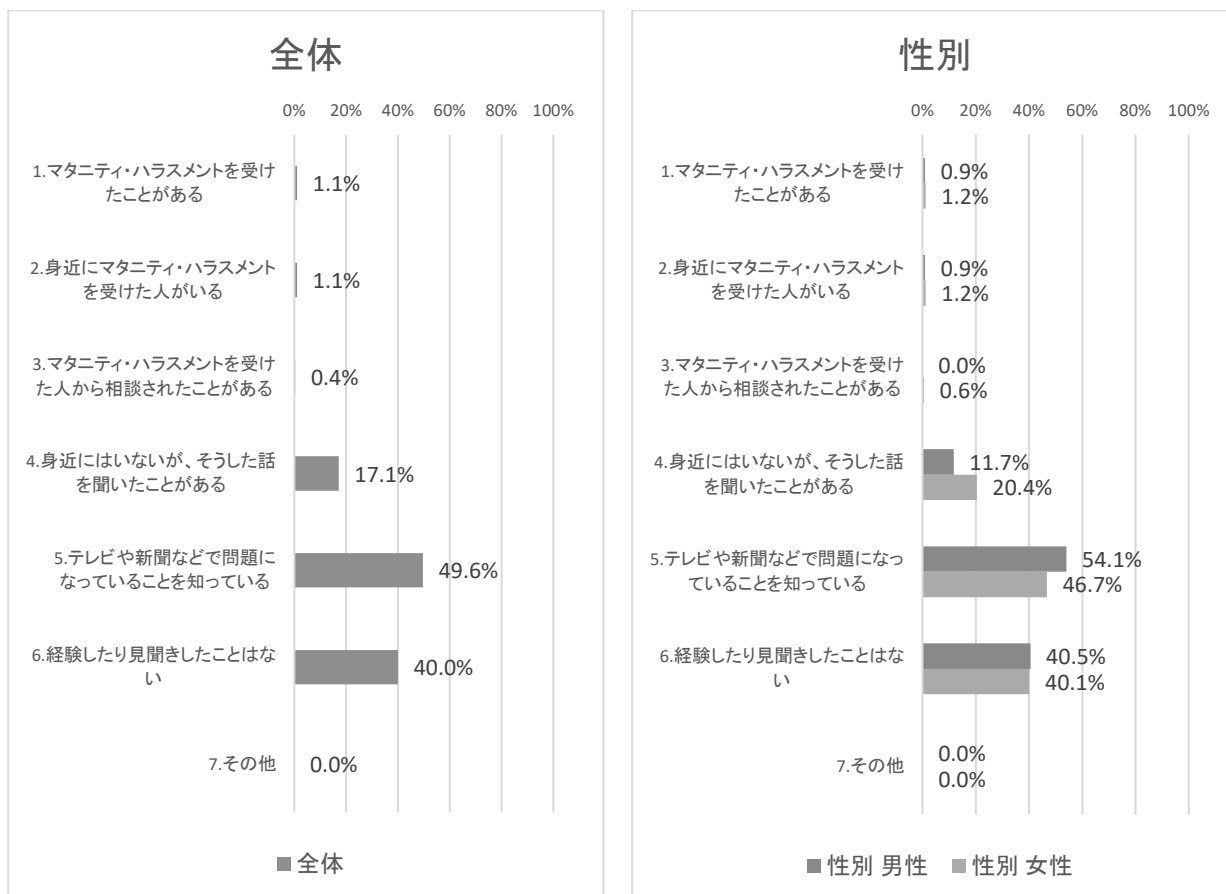
過去1年間に、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ・性的嫌がらせ)について経験したり、見聞きしたことがあるかについては「テレビや新聞などで問題になっていることを知っている」が62.9%と最も高く、次に「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」が27.9%となっています。また、「セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある」は4.6%、「身近にセクシュアル・ハラスメントを受けた人がいる」は6.1%となっています。一方、「経験したり見聞きしたことはない」は20.4%となっています。

性別で見ると、男性、女性ともに「テレビや新聞などで問題になっていることを知っている」が最も高く、次に「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」となっています。また、「セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある」は男性が0.9%、女性が7.2%となっています。

6. マタニティ・ハラスメントの経験

問9 過去1年間に、マタニティ・ハラスメント(妊娠・出産・育児等に関する嫌がらせ)について経験したり、見聞きしたことがありますか。(あてはまるもの全てに○)

過去1年間に、マタニティ・ハラスメントを経験した女性は1.1%



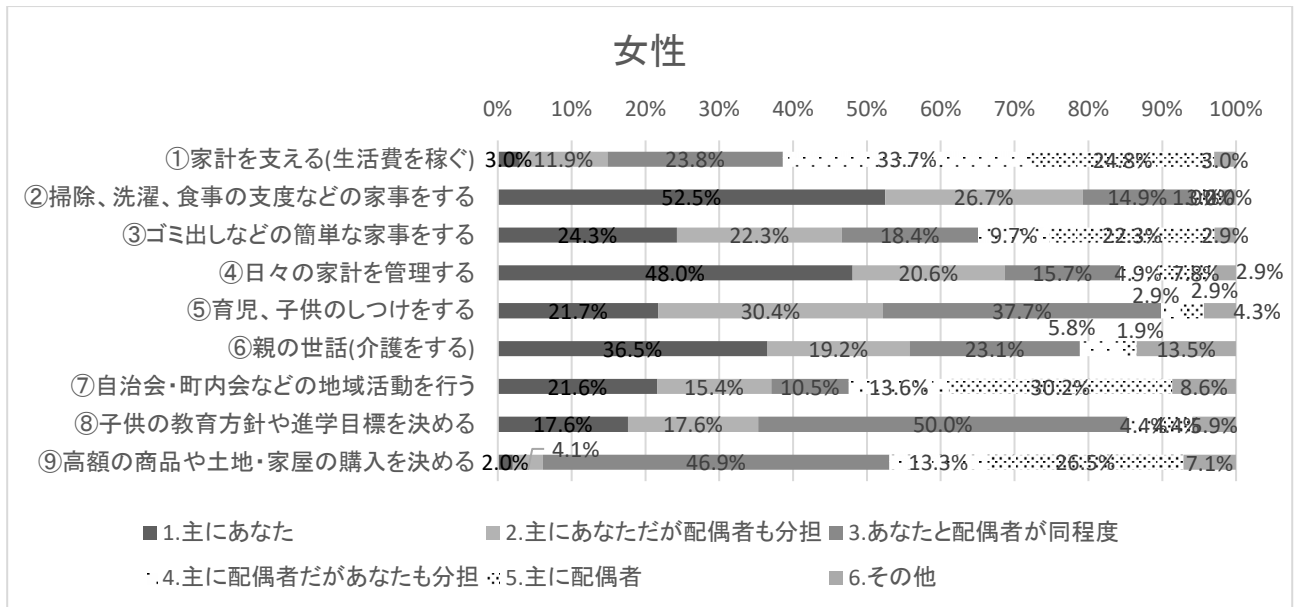
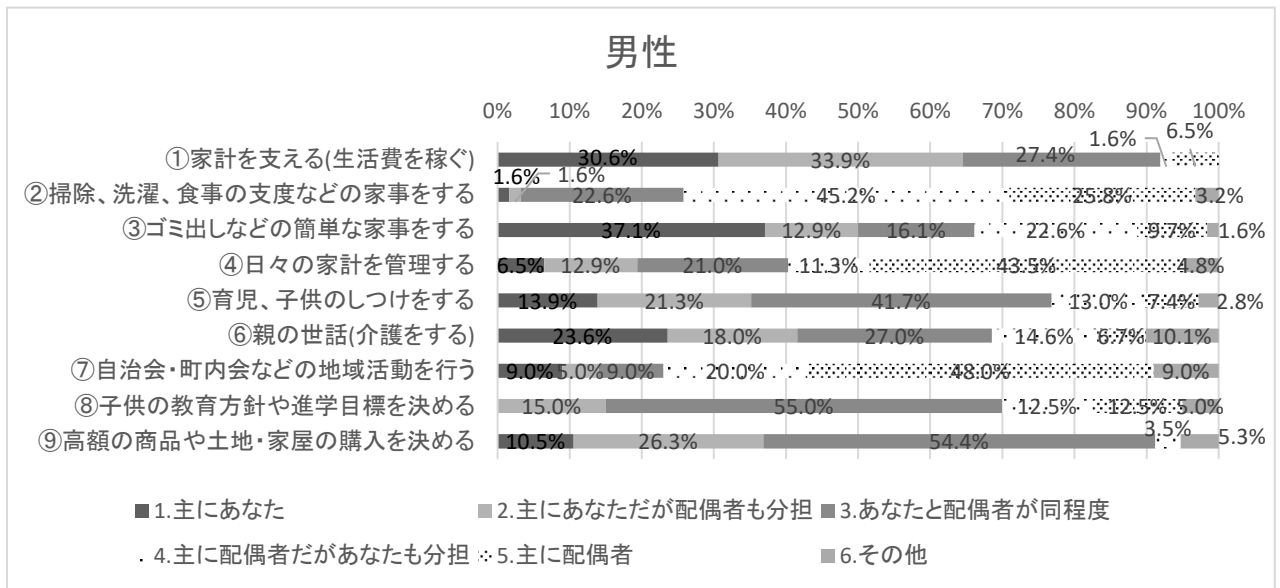
過去1年間に、マタニティ・ハラスメント(妊娠・出産・育児等に関する嫌がらせ)について経験したり、見聞きしたことがあるかについては「テレビや新聞などで問題になっていることを知っている」が49.6%と最も高く、次に「経験したり見聞きしたことはない」が40.0%となっています。また、「マタニティ・ハラスメントを受けたことがある」は1.1%、「身近にマタニティ・ハラスメントを受けた人がある」は1.1%となっています。

4 男女が共に子育てや介護等に主体的に関わることができる環境について

1. 家庭での役割分担

問 10 現在、配偶者(事実婚・パートナーを含む)のいる方に伺います。
 あなたのご家庭では、次にあげる家庭での役割を問 10 現在、配偶者(事実婚・パートナーを含む)のいる方に伺います。

「夫は外（家計を支える、地域活動を行う）、
 妻は家庭（家事や家計の管理、育児やしつけ）」という意識を持つ人が多い。

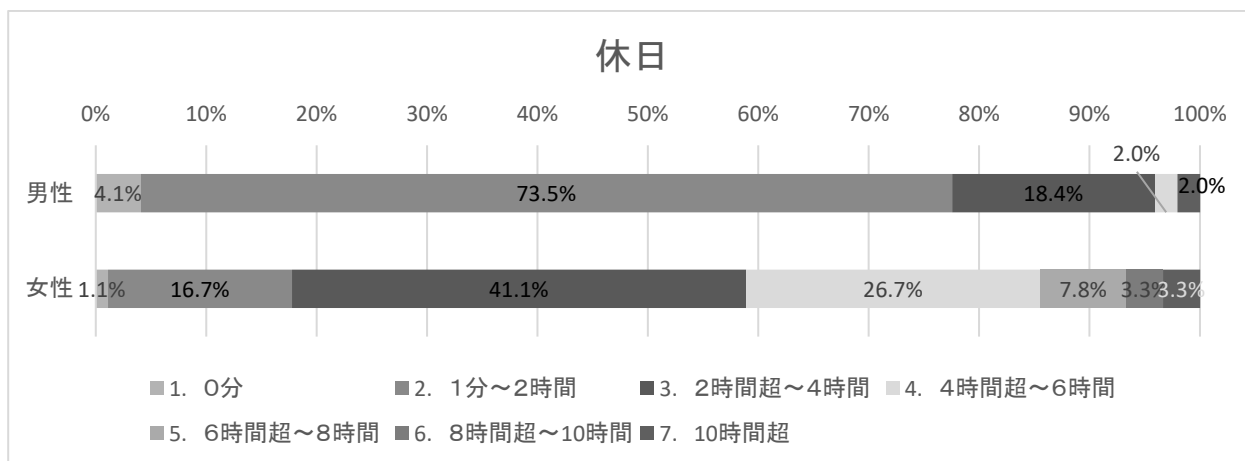
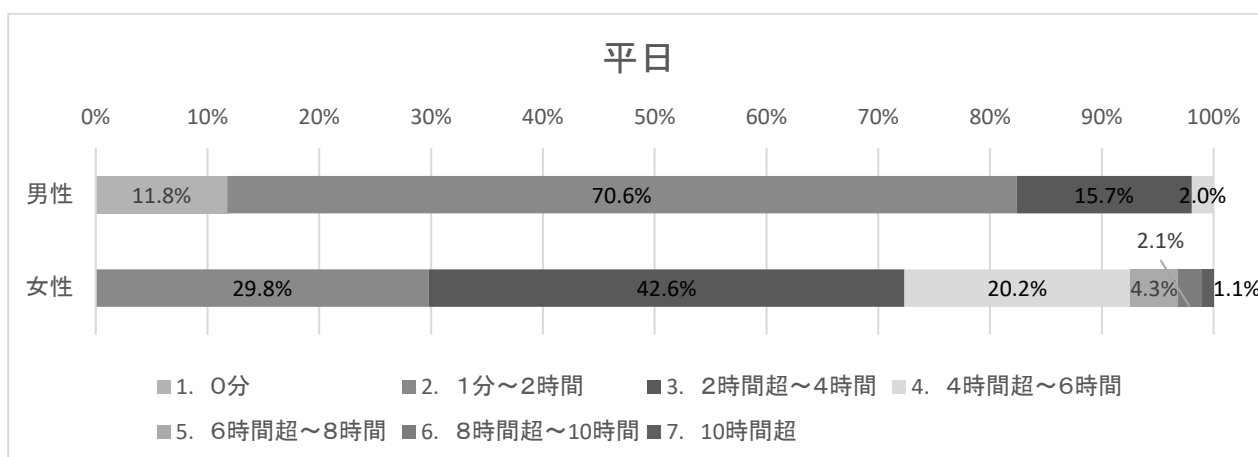


2. 家事にかかる時間・分担

問11 あなたと配偶者(事実婚・パートナーを含む)の家事について伺います。あなたと配偶者は、それぞれ1日の中で、家事を何時間ぐらいしていますか。平日と休日に分けてお答えください。

①あなた(回答者)の家事にかかる時間

男性は平日、休日ともに「1分～2時間」、女性は平日、休日ともに「2時間～4時間」が最も高い。

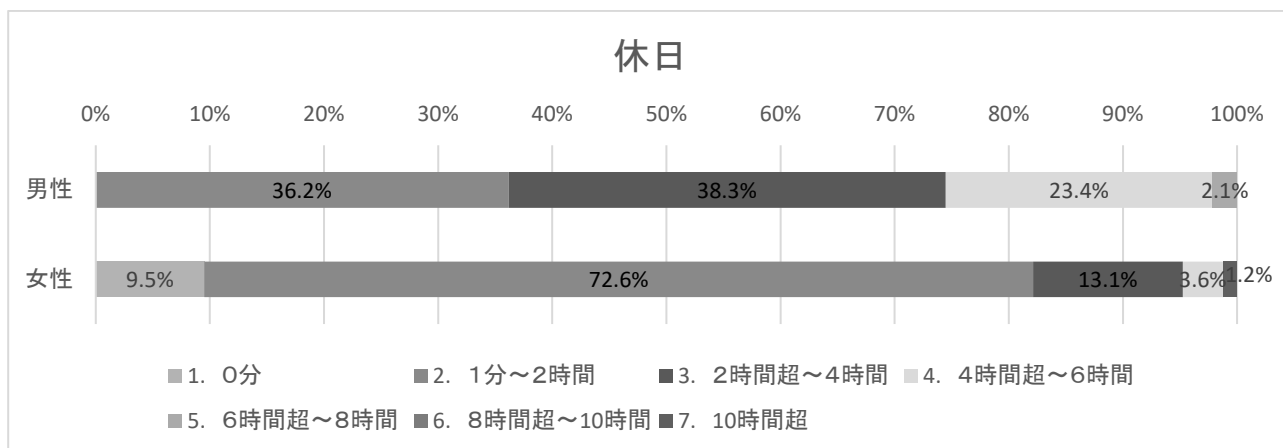
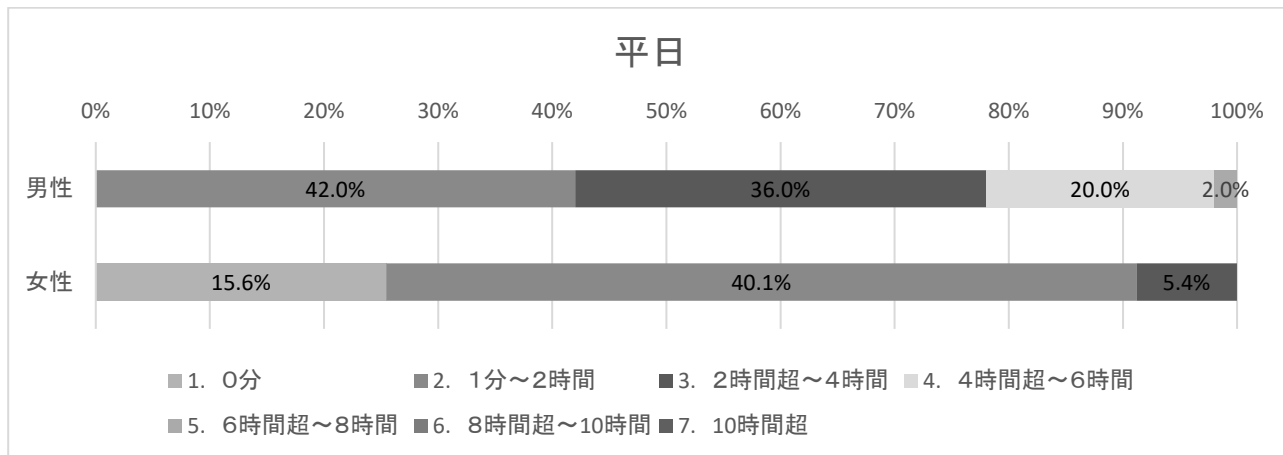


回答者が家事にかかる時間は、男性の場合、平日は「1分～2時間」が70.6%、休日も同様に「1分～2時間」が73.5%と最も高く、女性の場合、平日は「2時間超～4時間」が42.6%、休日も同様に「2時間超～4時間」が41.1%と最も高くなっています。

河津町第3次男女共同参画計画

②配偶者の家事にかかる時間

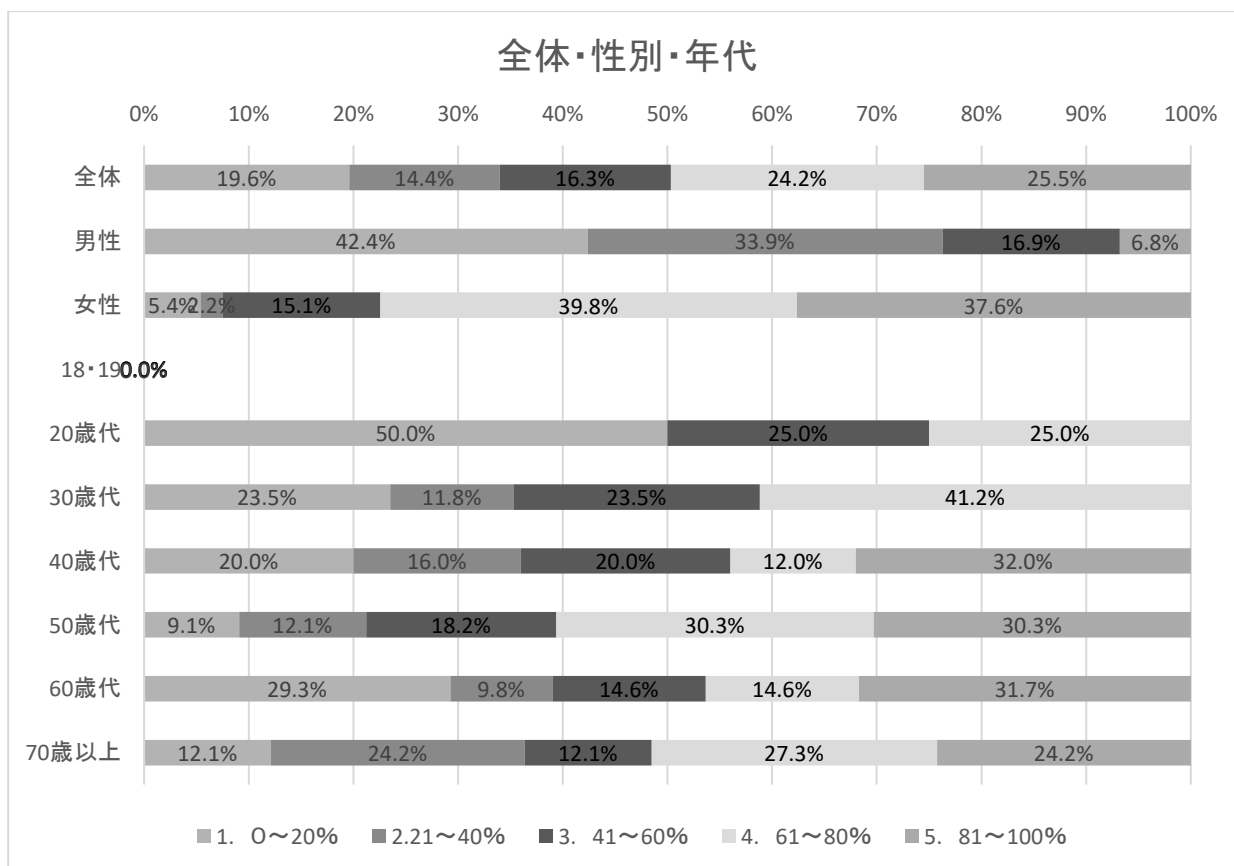
男性は平日、休日ともに「1分～2時間」、女性は平日、休日ともに「2時間～4時間」が最も高い。



配偶者が家事にかかる時間は、回答者が男性（配偶者は主に女性）の場合、平日は「1分～2時間」が42.0%、休日は「2時間超～4時間」が38.3%と最も高く、回答者が女性（配偶者は主に男性）の場合、平日は「1分～2時間」が40.1%、休日も同様に「1分～2時間」が72.6%と最も高くなっています。

問11-2 日頃、家事の分担はどのようにしていますか。全体を100%としてお答えください。

日頃の家事分担は、男性は「0～20%」が4割、女性は「61～80%」が約4割。



※全体から無回答を除いて再集計しています。

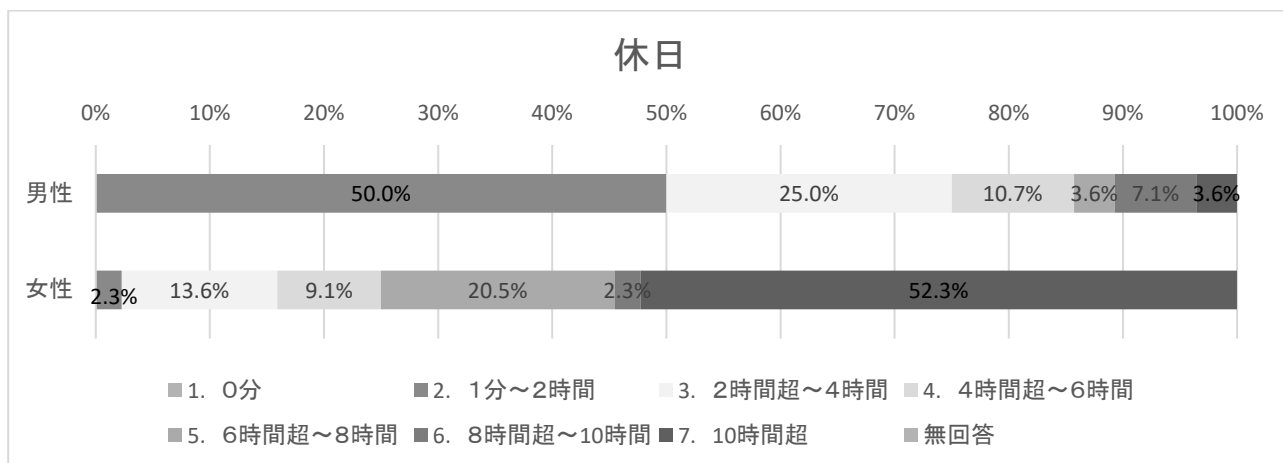
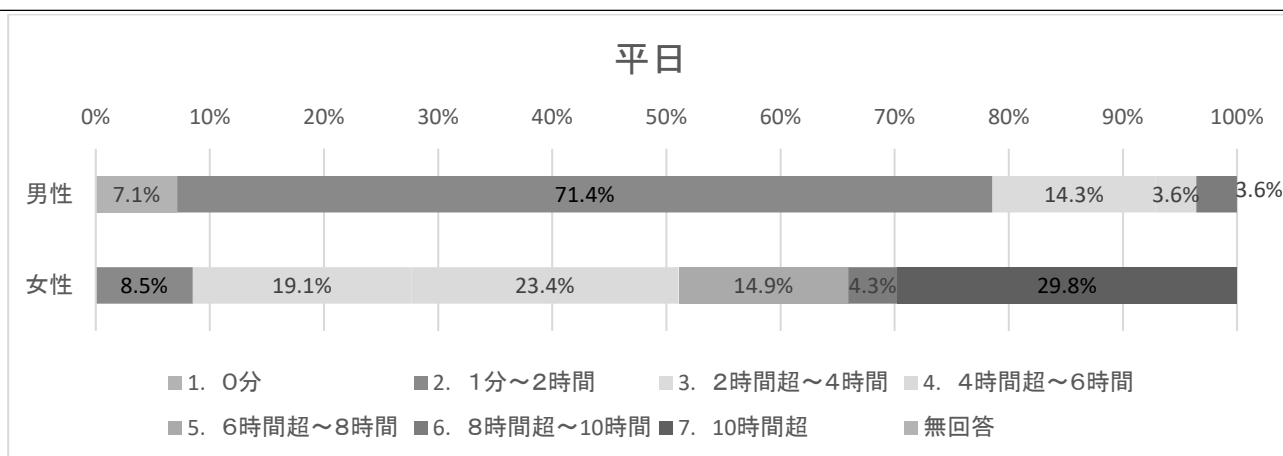
3. 育児にかかる時間・分担

問12 あなたと配偶者(事実婚・パートナーを含む)の育児について伺います。育児を終えた方は過去の経験で結構です。

あなたと配偶者は、それぞれ1日の中で、育児を何時間ぐらいしていますか。平日と休日に分けてお答えください。

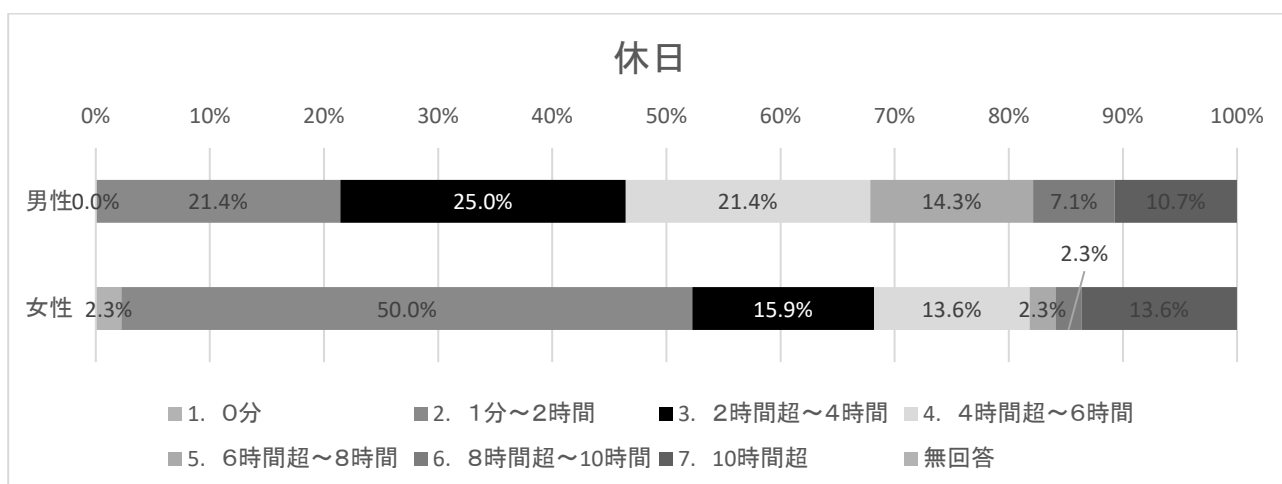
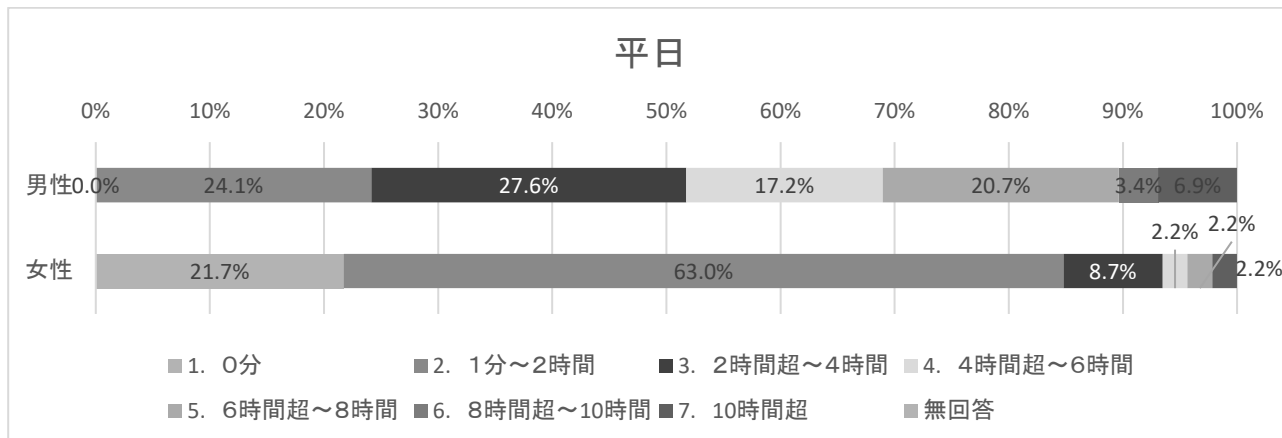
①あなた(回答者)の育児にかかる時間

男性は平日、休日ともに「1分～2時間」、女性は平日、休日ともに「10時間超」が最も高い。



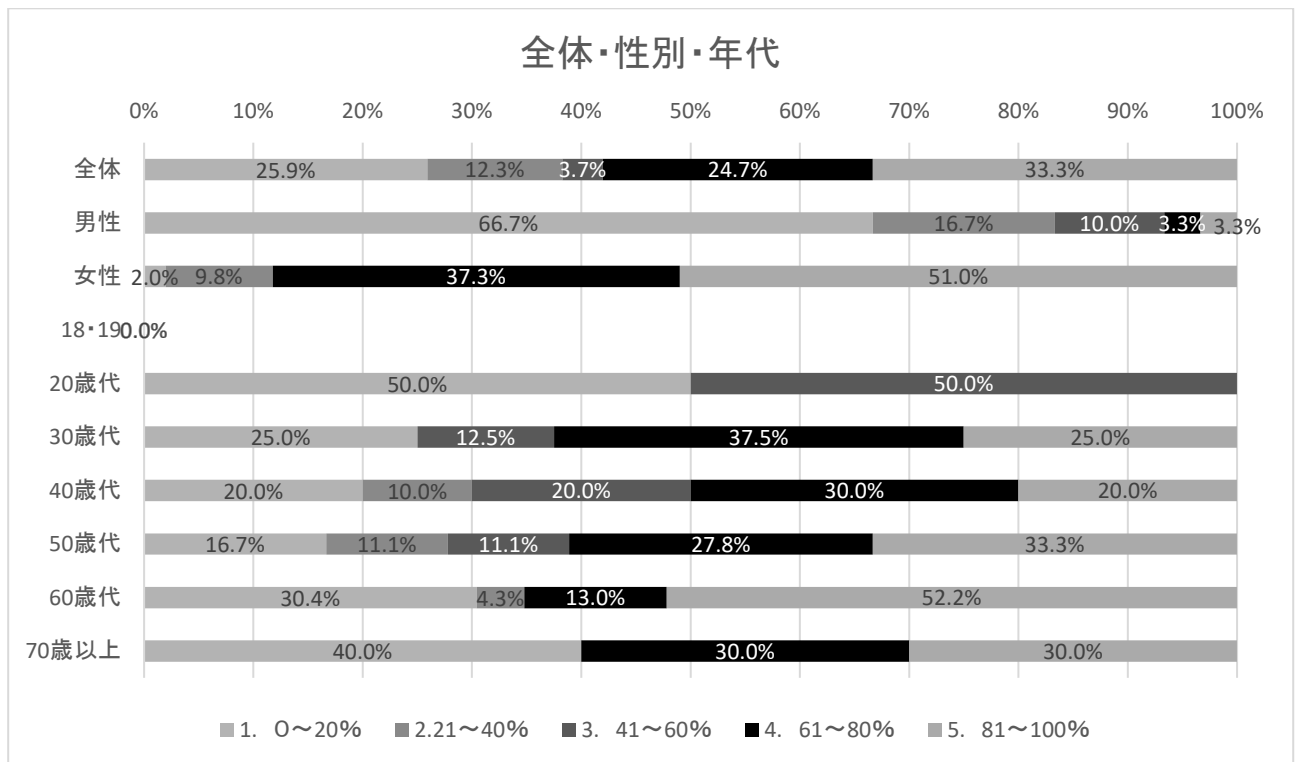
②配偶者の育児にかかる時間

男性は平日、休日ともに「2時間～4時間」、女性は平日、休日ともに「8時間～10時間」が最も高い。



問12-2 日頃、育児の分担はどのようにしていますか。全体を100%としてお答えください。

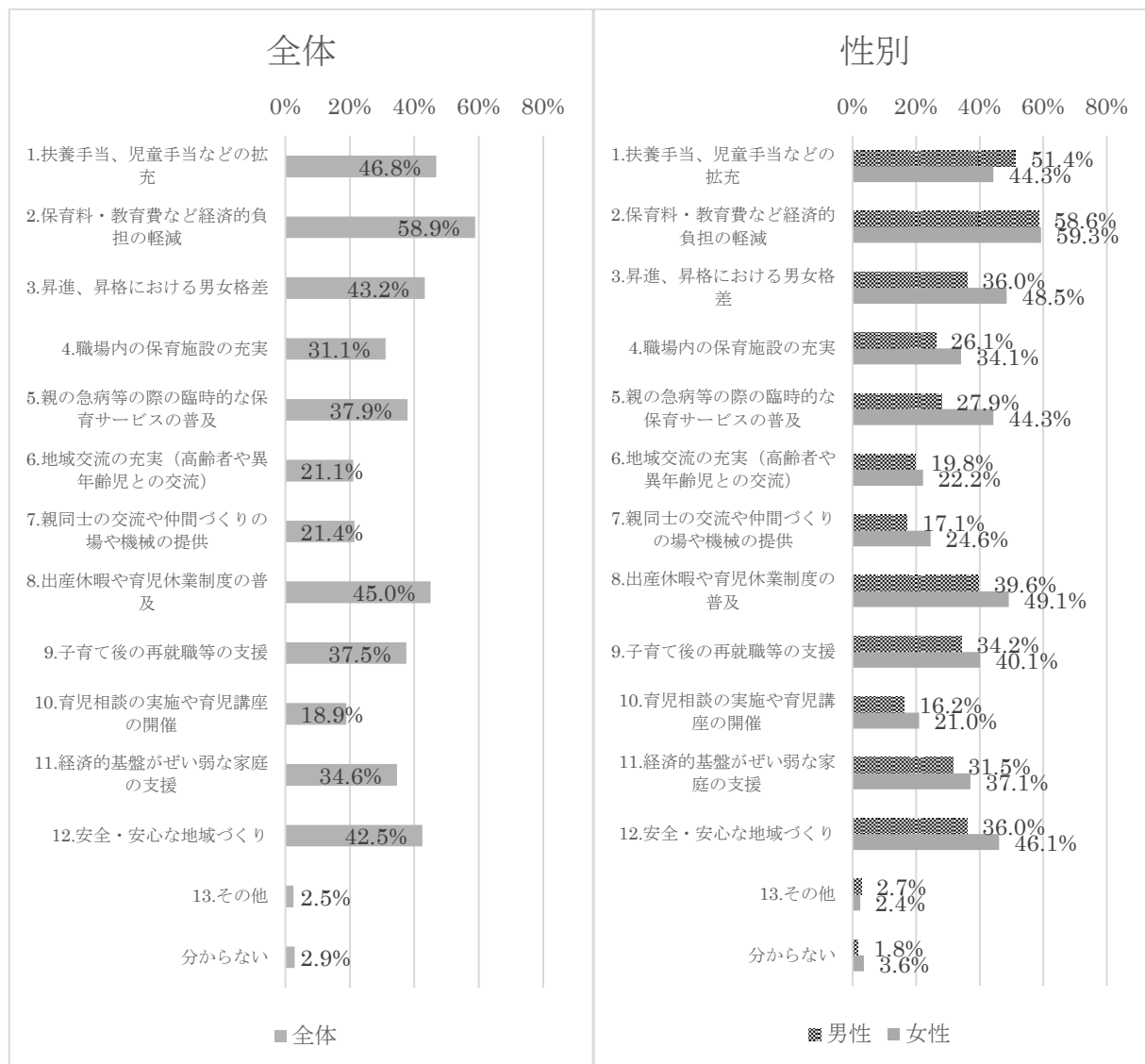
日頃の家事分担は、男性は「0～20%」が6割、女性は「81～100%」が5割を超える。



4. 子育てしやすい環境づくりに必要な行政の取組

問13 子どもを育てやすい環境づくりをするには、行政としてどのような取組が必要だと思いますか。
(3つまでに○)

『保育料・教育費など経済的負担の軽減』が58.9%

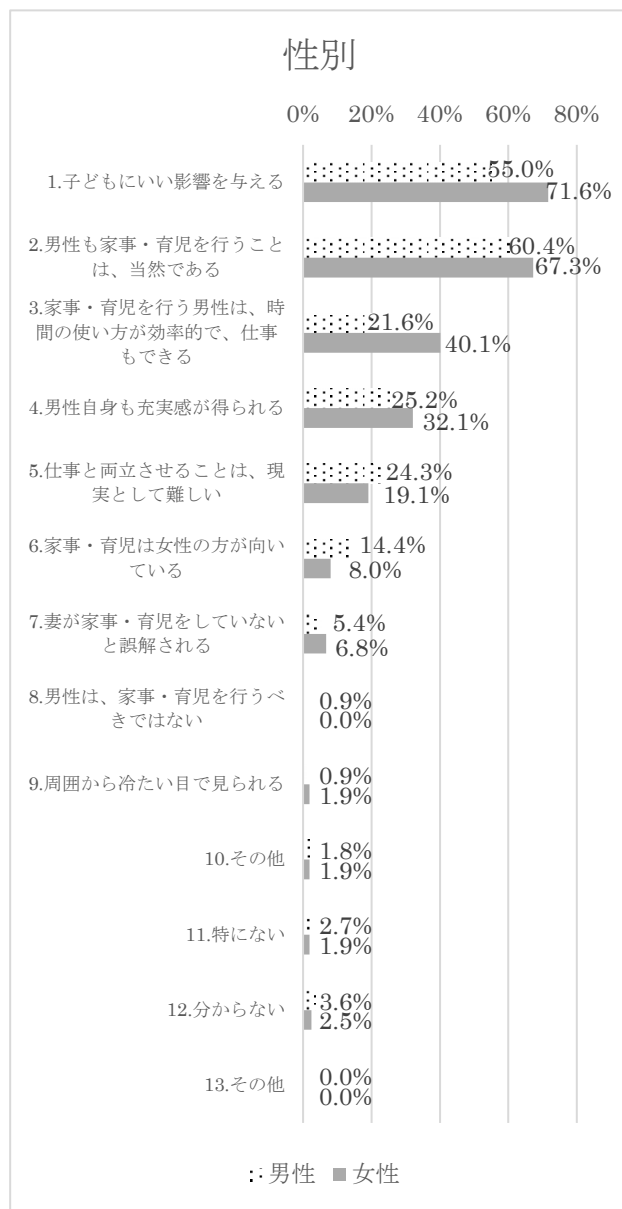
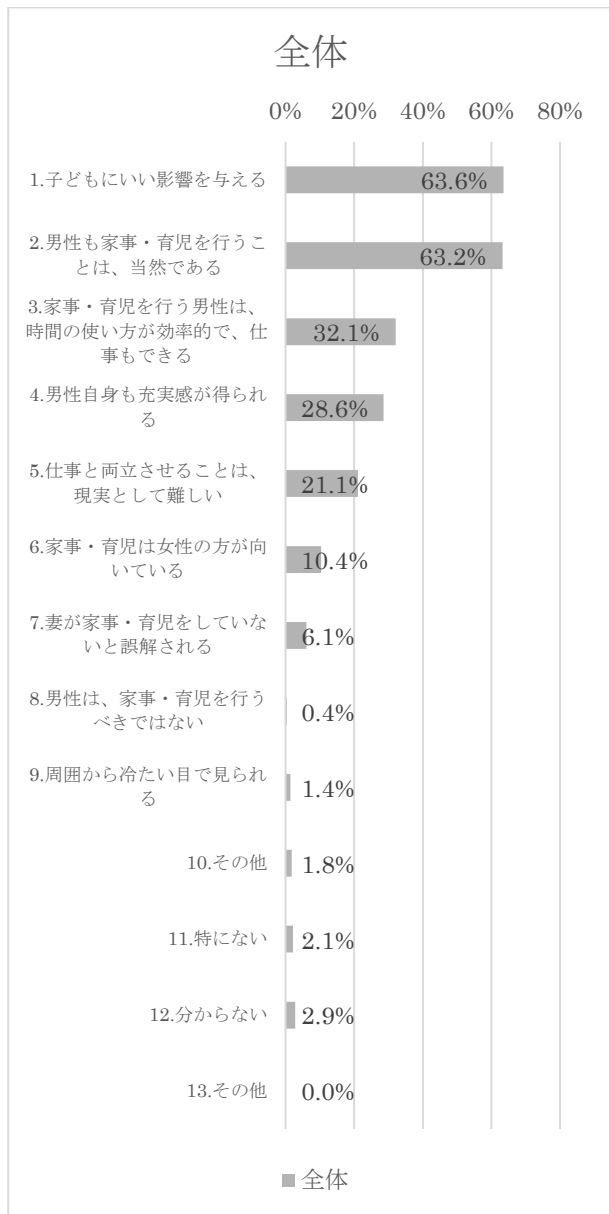


子どもを育てやすい環境づくりをするには、行政としてどのような取組が必要だと思うかについては「保育料・教育費など経済的負担の軽減」が58.9%と最も高く、次に「扶養手当、児童手当などの拡充」が46.8%、「出産休暇や育児休業制度の普及」が45.0%となっています。

5. 男性が家事・育児を行うことに対するイメージ

問 14 男性が家事・育児を行うことについて、どのようなイメージをお持ちですか。(あてはまるもの全てに○)

「子どもにいい影響を与える」、「男性も家事・育児を行う事は、当然である」が6割以上

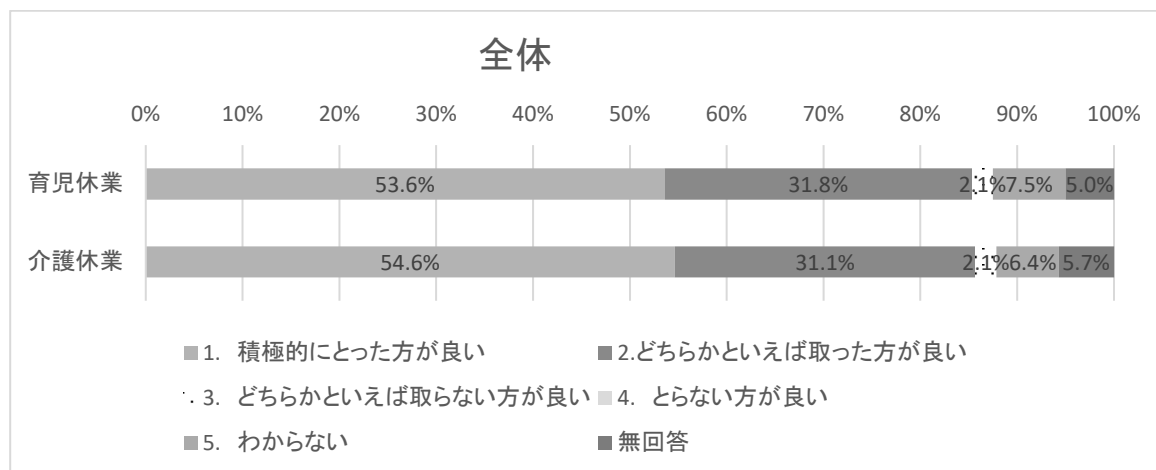


男性が家事・育児を行うことについて、どのようなイメージを持っているかについては「子どもにいい影響を与える」が63.6%と最も高く、次に「男性も家事・育児を行うことは、当然である」が63.2%、「家事・育児を行う男性は時間の使い方が効率的で、仕事もできる」が32.1%となっています。

6. 男性の育児休業や介護休業の取得について

問15 育児や介護を行うために、育児休業や介護休業を取得できる制度があります。この制度を活用して男性が育児休業や介護休業を取ることに、あなたはどのように考えますか。(それぞれ1つに○)

育児休業は85.4%、介護休業は85.7%が『取ったほうがよい』。



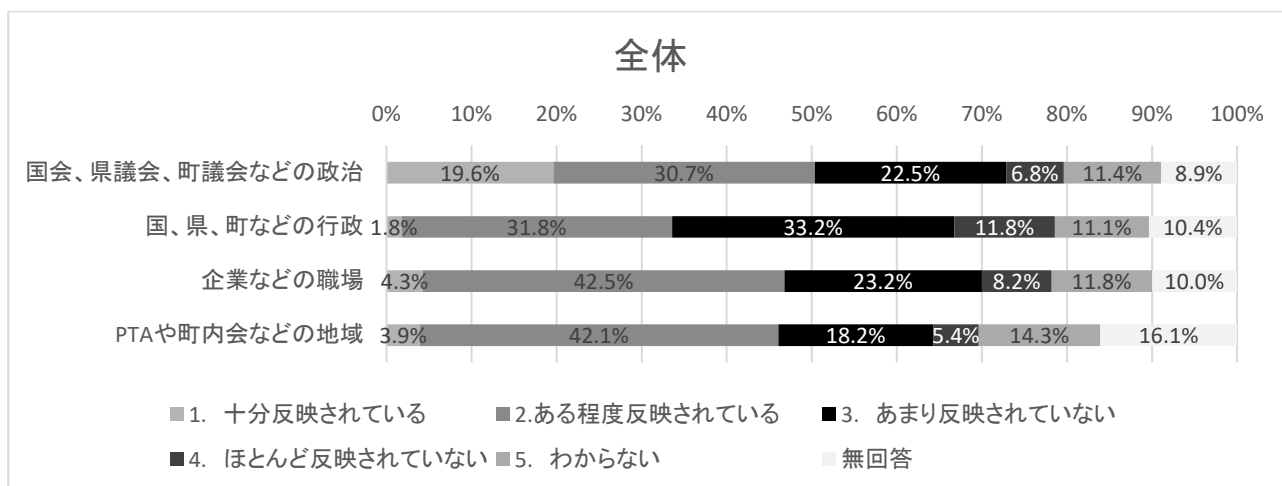
制度を活用して男性が育児休業や介護休業を取ることにについては、【①育児休業】では「積極的に取ったほうがよい」が53.6%、「どちらかといえば取ったほうがよい」が31.8%、「どちらかといえば取らないほうがよい」が2.1%、「取らないほうがよい」が0.0%、「わからない」が7.5%となっています。「積極的に取ったほうがよい」と「どちらかといえば取ったほうがよい」を合わせた『取ったほうがよい』が85.4%、「どちらかといえば取らないほうがよい」と「取らないほうがよい」を合わせた『取らないほうがよい』が2.1%となっています。

【②介護休業】では「積極的に取ったほうがよい」が54.6%、「どちらかといえば取ったほうがよい」が31.1%、「どちらかといえば取らないほうがよい」が2.1%、「取らないほうがよい」が0.0%、「わからない」が6.4%となっています。「積極的に取ったほうがよい」と「どちらかといえば取ったほうがよい」を合わせた『取ったほうがよい』が85.7%、「どちらかといえば取らないほうがよい」と「取らないほうがよい」を合わせた『取らないほうがよい』が2.1%となっています。

5 意思決定の過程への女性の参画について

問16 あなたは、次のような分野で女性の意見がどの程度反映されていると思いますか(それぞれ1つに○)

女性の意見は【行政】では『反映されていない』の割合が『反映されている』より高く、【政治】、【職場】、【地域】では『反映されている』の割合が『反映されていない』より高い。



様々な分野において女性の意見がどの程度反映されていると思うかについてたずねたところ、【①国会、県議会、町議会などの政治】では「十分反映されている」が19.6%、「ある程度反映されている」が30.7%、「あまり反映されていない」が22.5%、「ほとんど反映されていない」が6.8%、「わからない」が11.4%となっています。

性別でみると「十分反映されている」は男性が5.4%に対し、女性は0.0%でありやや差があります。

【②国、県、町などの行政】では「十分反映されている」が1.8%、「ある程度反映されている」が31.8%、「あまり反映されていない」が33.2%、「ほとんど反映されていない」が11.8%、「わからない」が11.1%となっています。「あまり反映されていない」と「ほとんど反映されていない」を合わせた『反映されていない』が45.0%となっています。

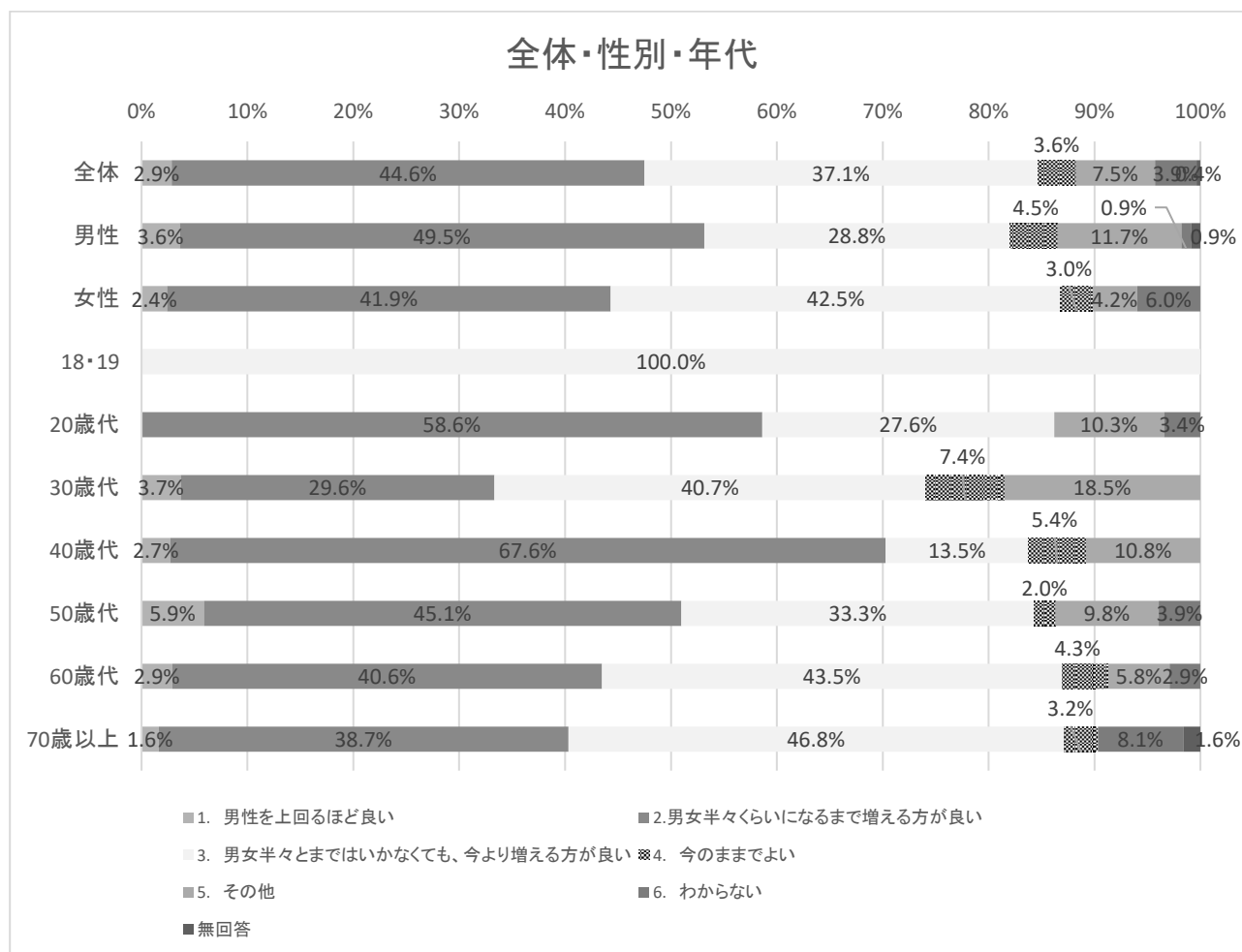
【③企業などの職場】では「十分反映されている」が4.3%、「ある程度反映されている」が42.5%、「あまり反映されていない」が23.2%、「ほとんど反映されていない」が8.2%、「わからない」が11.8%となっています。「あまり反映されていない」と「ほとんど反映されていない」を合わせた『反映されていない』が31.4%となっています。

【④PTA や町内会などの地域】では「十分反映されている」が3.9%、「ある程度反映されている」が42.1%、「あまり反映されていない」が18.2%、「ほとんど反映されていない」が5.4%、「わからない」が14.3%となっています。「十分反映されている」と「ある程度反映されている」を合わせた『反映されている』が46.0%となっています。

2. 意思決定の場に女性が参画すること

問17 あなたは、意思決定の場に女性が参画することについて、どのように考えますか。(1つに○)

意思決定の場に参画する女性の望ましい水準は
「男女半々になるくらいまで増えるほうがよい」が44.6%



意思決定の場に女性が参画することについて、望ましい水準をたずねたところ、「男女半々になるくらいまで増えるほうがよい」が44.6%と最も高く、次に「男女半々までとはいかなくても、今より増えるほうがよい」が37.1%となっています。

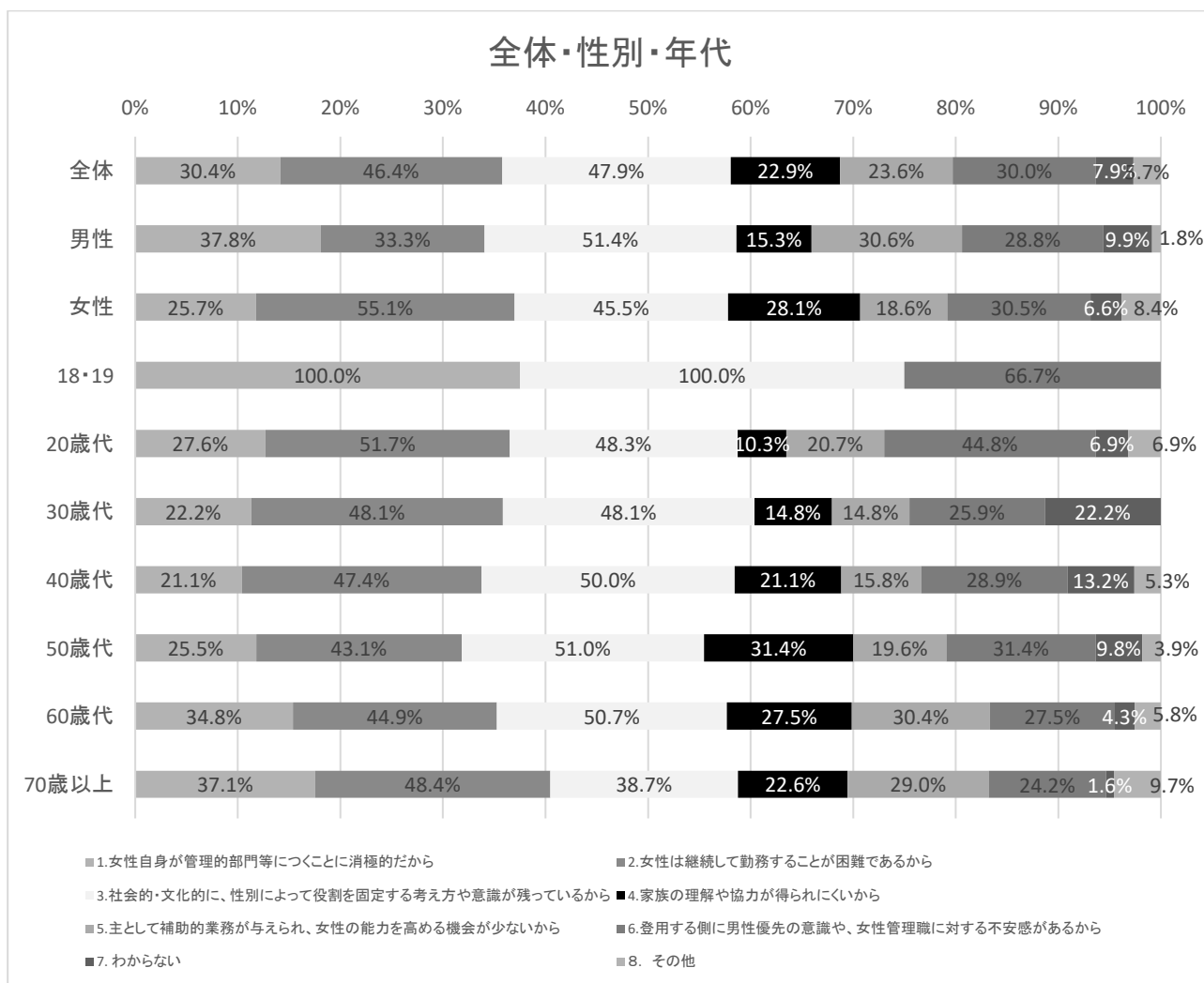
性別でみると、「男女半々になるくらいまで増えるほうがよい」が男性は49.5%、女性は41.9%となっています。男性と女性の差は7.6ポイントの差となっており、男女間で差がややみられます。

年代別でみると、40歳～49歳で「男女半々になるくらいまで増えるほうがよい」の割合が67.6%であり、他の年代に比べて高くなっています。

3. 管理的部門や指導的地位への女性登用が少ない理由

問18 現状では、意思決定を行う管理的部門や指導的地位への女性登用が未だ少ない状況にあります。あなたは、その理由としてどのようなものがあると考えますか。(3つまでに○)

「社会的・文化的に、性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから」が47.9%



管理的部門や指導的地位への女性登用が少ない理由についてたずねたところ、「社会的・文化的に、性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから」が47.9%と最も高く、次に「女性は継続して勤務することが困難であるから」が46.4%、「女性自身が管理的部門等につくことに消極的だから」が30.4%となっています。

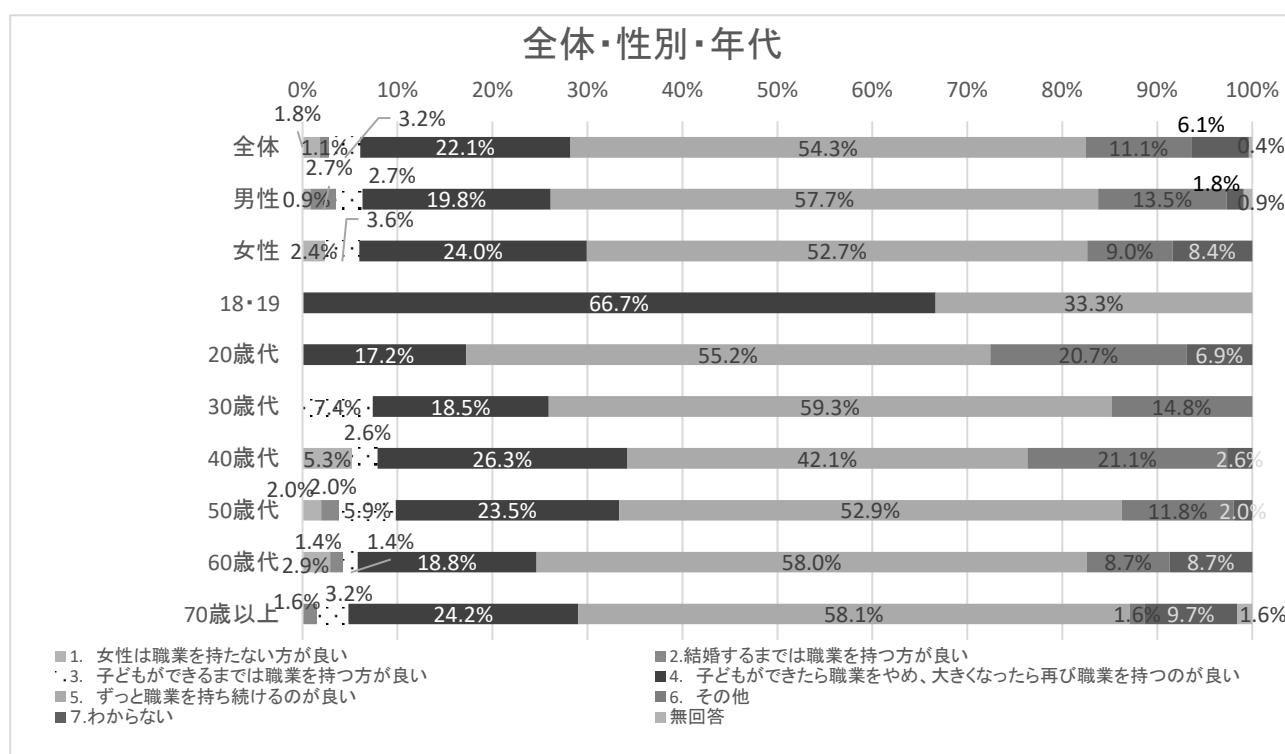
性別でみると、男性が女性より高い割合となっている項目は「女性自身が管理的部門等につくことに消極的だから」であり、女性が男性より高い割合となっている項目は「女性は継続して勤務することが困難であるから」などとなっており、これらの項目では男女間で差がみられます。

6 男女が共に能力を発揮できる就業環境について

1. 女性が職業を持つことについて

問19 一般的に女性が職業を持つことについて、どう考えますか。(1つに○)

「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」が54.3%



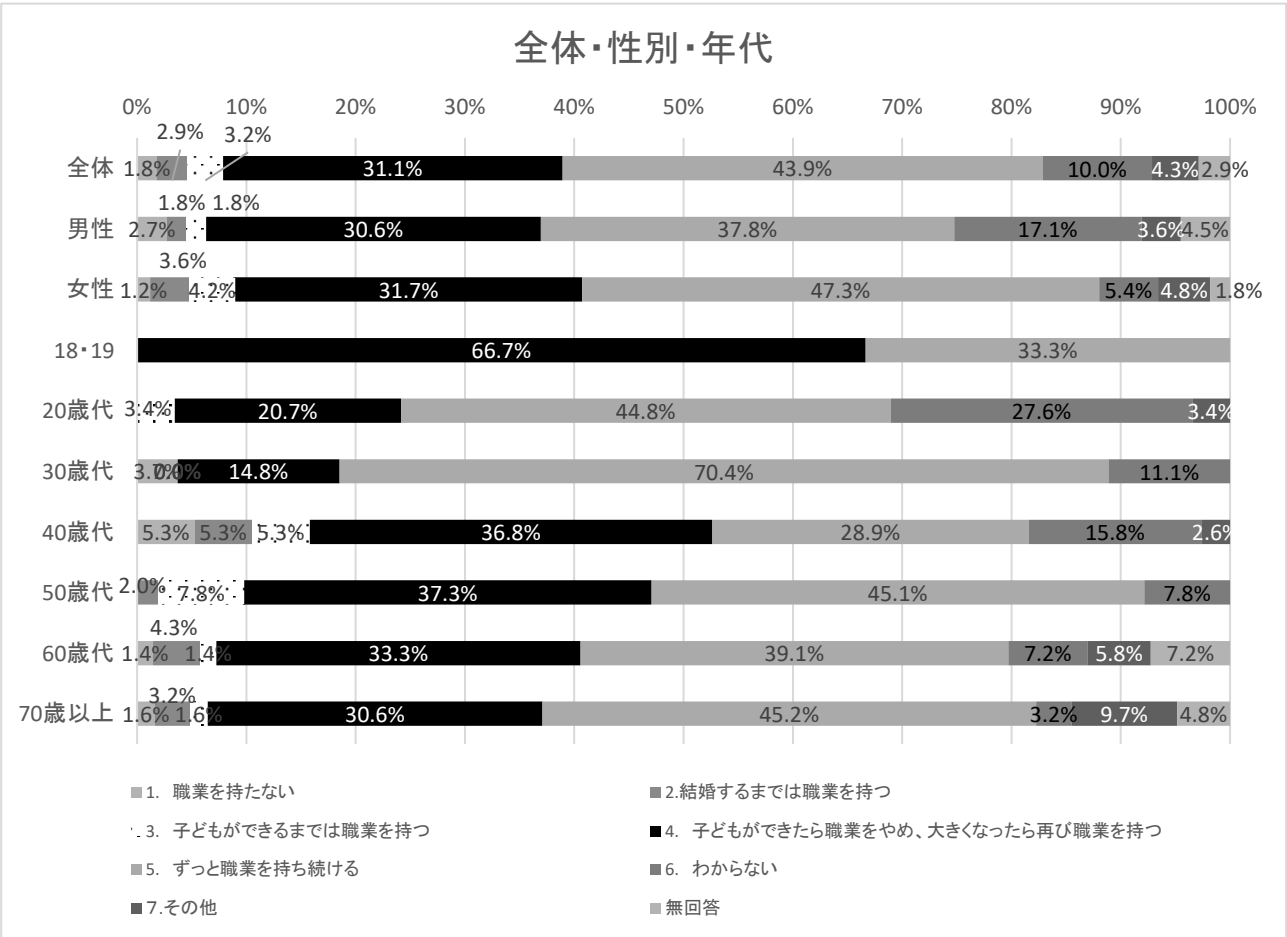
女性が職業を持つことについて、どう考えるかたずねたところ、「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」が54.3%と最も高く、次に「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」が22.1%となっています。

性別で見ると、男性、女性ともに「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」が最も高くなっています。年代別で見ると、30歳代で「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」の割合が他の年代に比べ最も高くなっています。

2. 女性が職業を持つことについて現実に当てはまるもの

問19-2 女性が職業を持つことについて、あなたの現実に当てはまるもの(当てはまると予想されるもの)はどれですか。(1つに○)
 ※男性の方は、配偶者の働き方など、ご家庭での状況で現実に当てはまるもの(当てはまると予想されるもの)をお答えください。

「ずっと職業を持ち続ける」が43.9%



女性が職業を持つことについて、現実に当てはまるものをたずねたところ、「ずっと職業を持ち続ける」が43.9%と最も高く、次に「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ」が31.1%となっています。

性別で見ると、男性、女性ともに「ずっと職業を持ち続ける」が最も高くなっています。

年代別で見ると、18歳・19歳、40歳代では「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ」、他の年代では「ずっと職業を持ち続ける」が最も高く、30歳代では7割となっています。

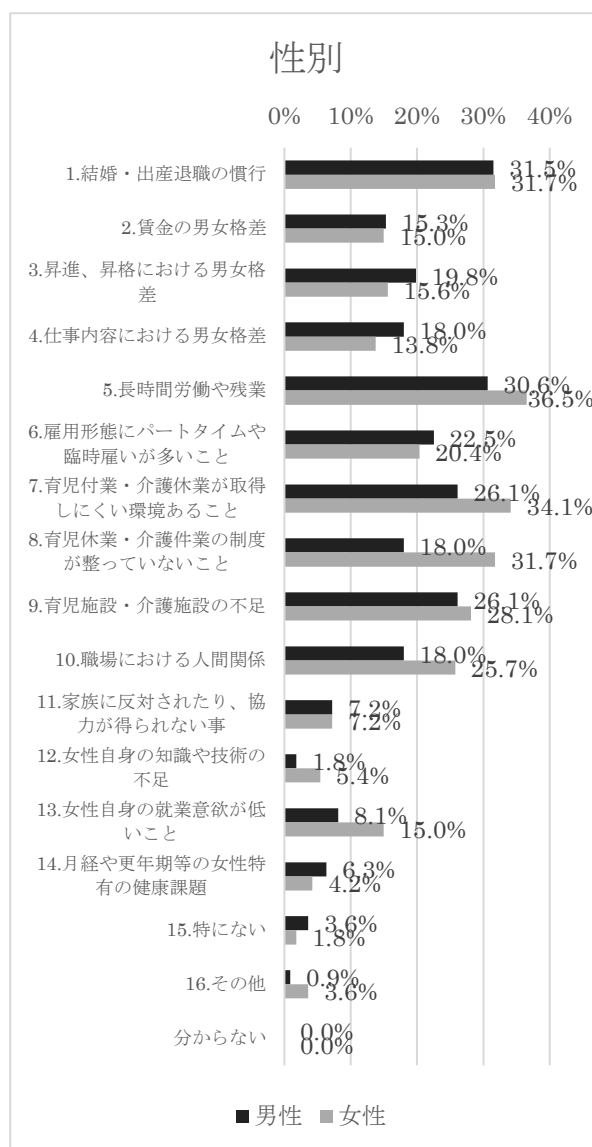
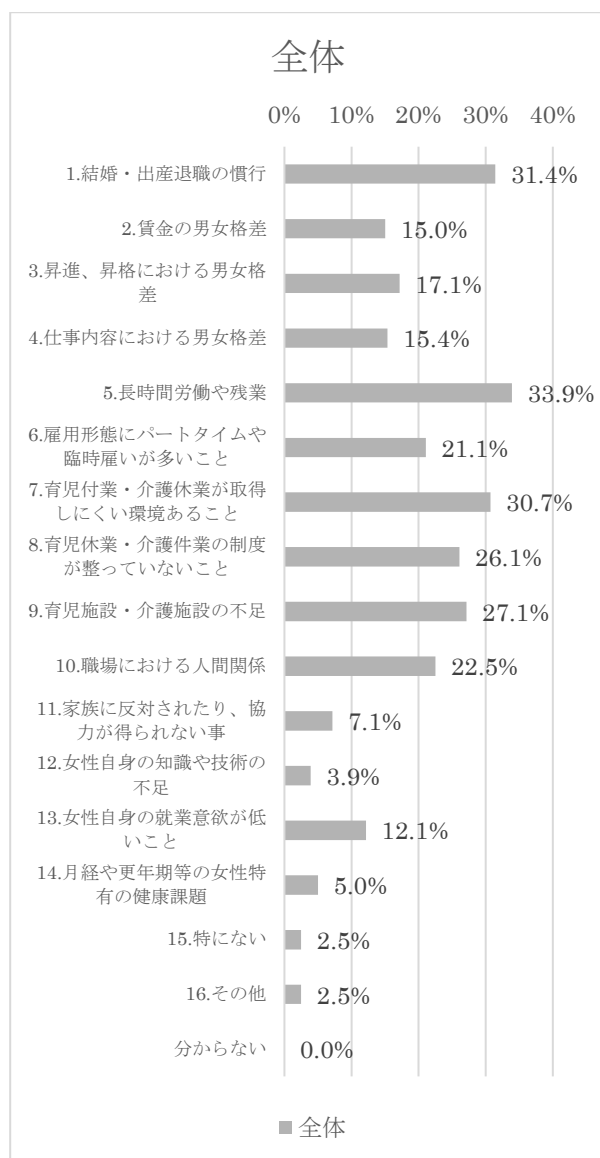
3. 女性が働く上で障害となること

問19-3 問 19-2で「2」「3」「4」又は「5」と答えた方に伺います。

継続して女性が働く上での障害は何だと思えますか。(あてはまるもの全てに○)

「長時間労働や残業」が33.9%

他には結婚、出産退職等の慣行、育児休業・介護休業の取得がしにくい環境など、慣行、育児や介護に関連する項目が上位



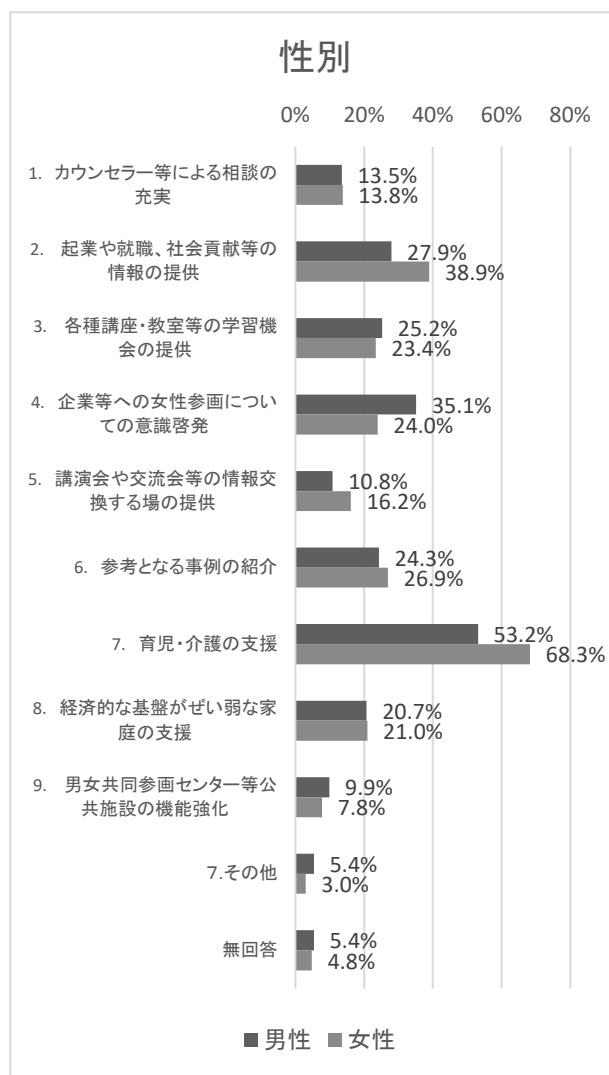
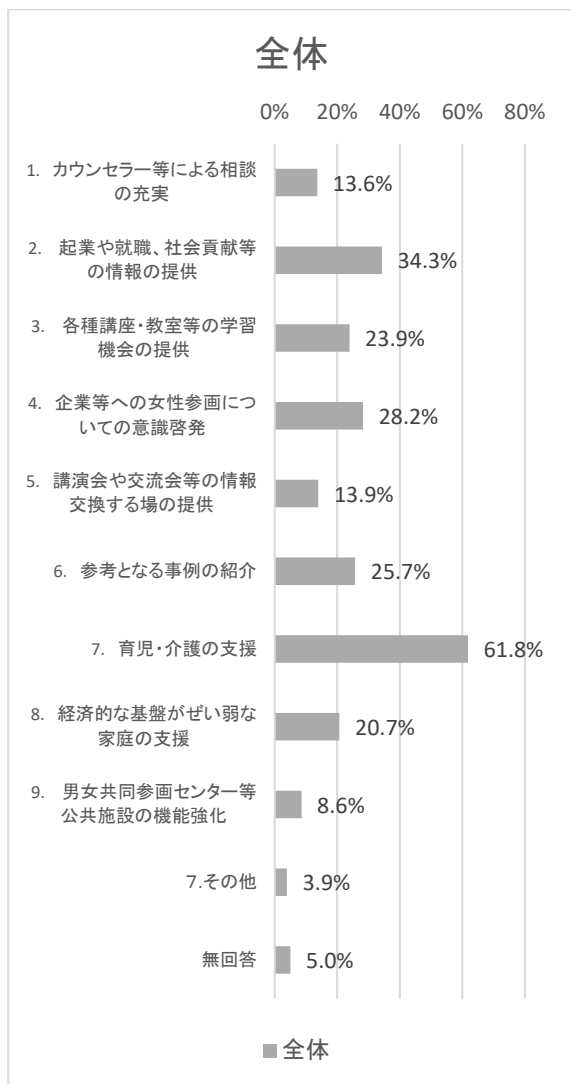
継続して女性が働く上での障害についてたずねたところ、「長時間労働や残業」が33.9%と最も高く、次に「結婚・出産退職の慣行」が31.4%、「育児休業・介護休業が取得しにくい環境にあること」が30.7%となっています。

性別でみると項目では男女間で大きな差はみられません。

4. 女性の社会参画を進めるために必要な行政の取組

問20 女性の社会参画を進めるため、行政としてどのような取組が必要だと思いますか。
(あてはまるもの全てに○)

男女とも「育児・介護の支援」が一番高く、男性53.2%、女性68.3%、
2番目は、男性は「企業等への女性参画についての意識啓発」が35.1%、
女性は「起業や職業、社会貢献等の情報の提供」が38.9%

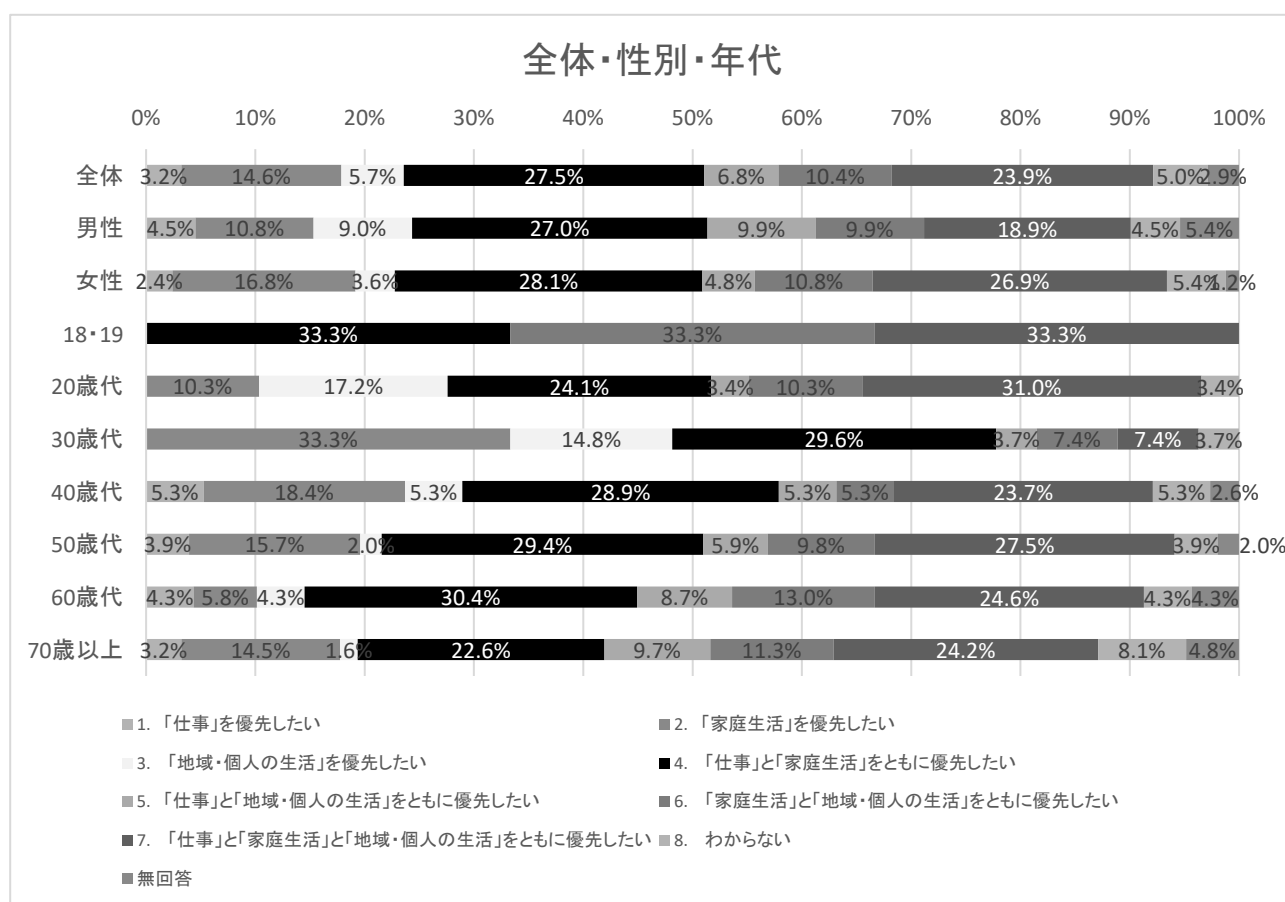


7 地域社会の一員としての活動について

1. 仕事と家庭生活、地域・個人の生活の希望優先度

問 21 生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い)の優先度について、あなたの希望に最も近いものはどれですか。(1つに○)

生活の希望優先度は“「仕事」と「家庭生活」の優先”が27.5%、
“「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の優先”が23.9%、“「家庭生活」の優先”が14.6%

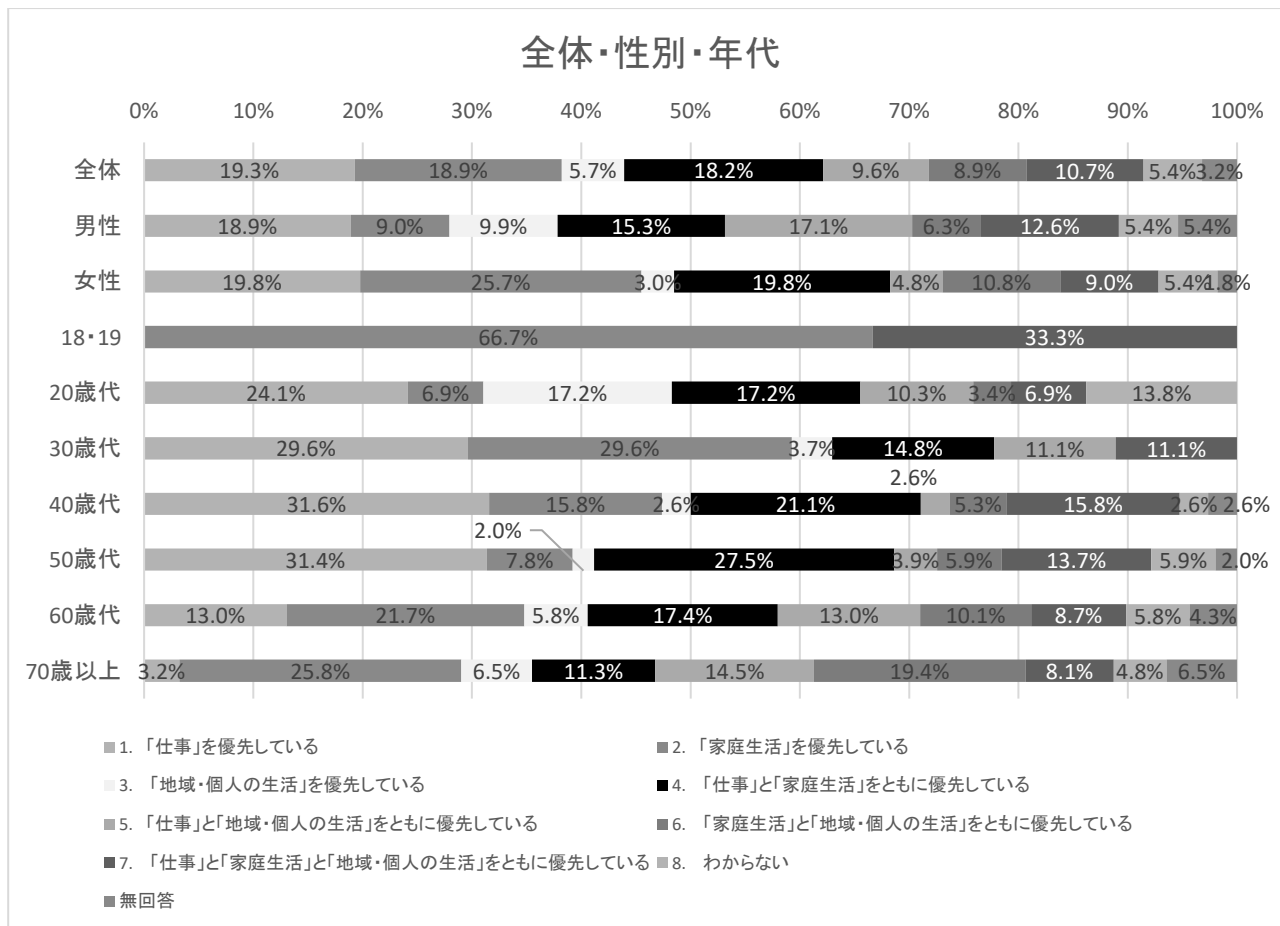


河津町第3次男女共同参画計画

2. 仕事と家庭生活、地域・個人の生活の優先度の現実

問21-2 あなたの現実(現状)に最も近いものはどれですか。(1つに○)

男性は“「仕事」を優先”が女性は“「家庭生活」を優先”が一番多い。



生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度の現実についてたずねたところ、「仕事を優先している」の19.3%が最も高く、次に「家庭生活を優先している」が18.9%となっています。「仕事」と「家庭生活」をともに優先している」が18.2%となっています。

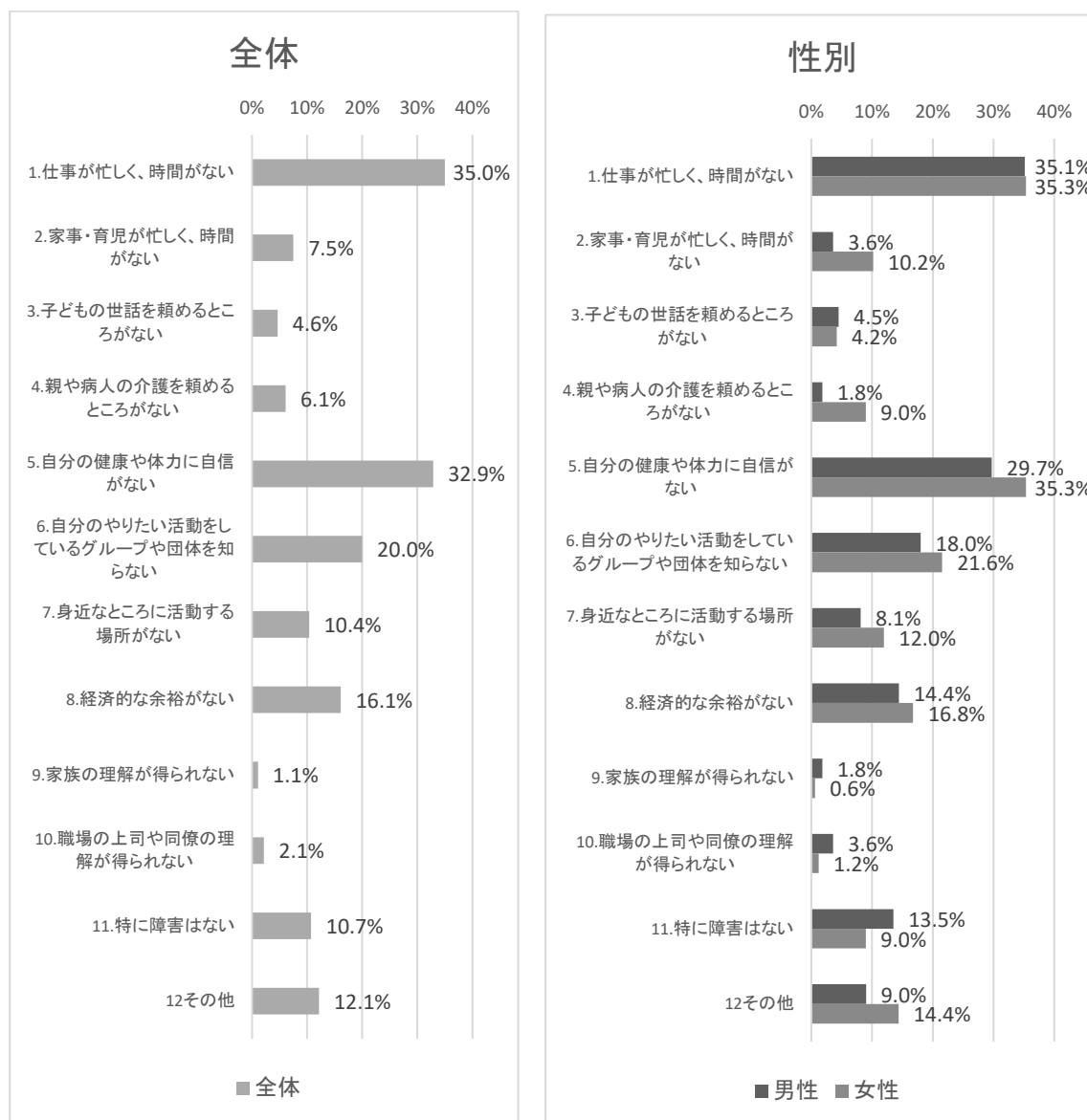
静岡県民と河津町民との比較

静岡県民の全体では、「仕事」より「家庭生活」を最も優先している。

3. 地域活動に参加しようとするときに障害となること

問 22 あなたが現在(あるいは今後)、地域活動に参加しようとする時、何か障害になるようなことがありますか。(あてはまるもの全てに○)

「仕事が忙しく、時間がない」、「自分の健康や体力に自信がない」が3割以上

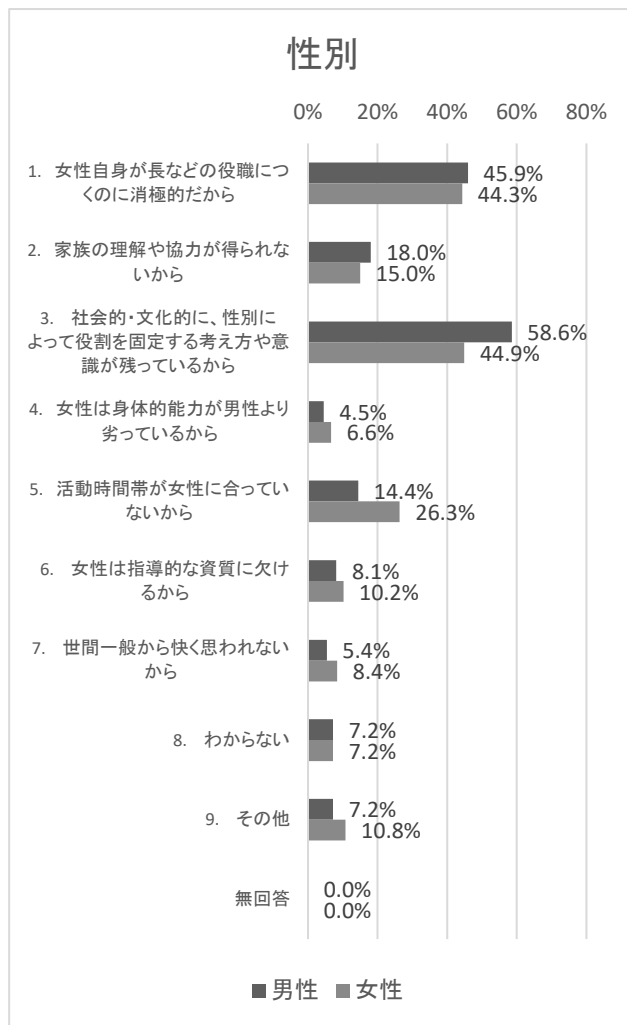
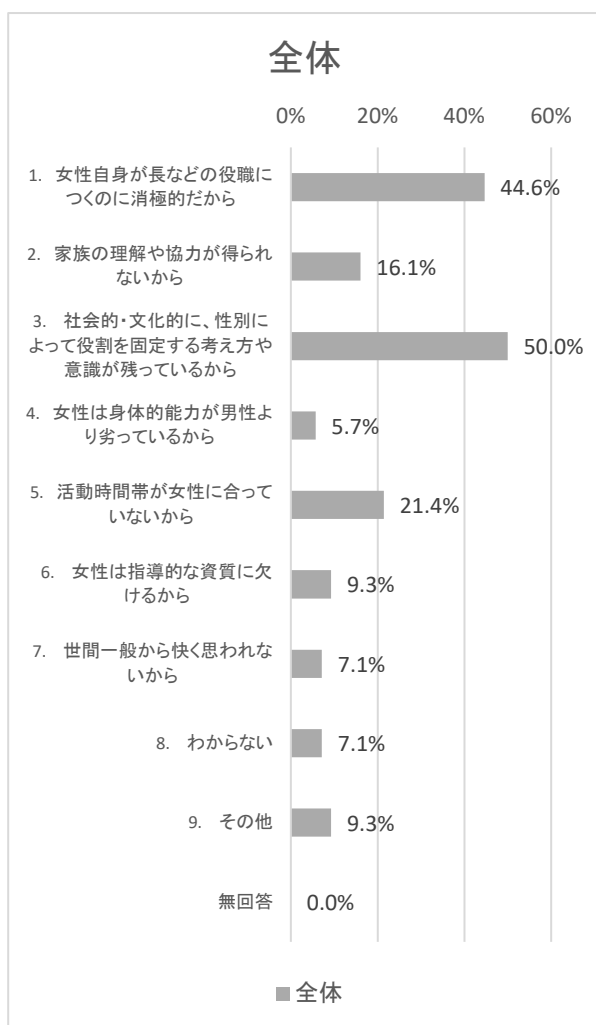


現在(あるいは今後)、地域活動に参加しようとするときに障害となることについてたずねたところ、「仕事が忙しく、時間がない」が35.0%と最も高く、次に「自分の健康や体力に自信がない」が32.9%、「自分のやりたい活動をしているグループや団体を知らない」が20.0%、「経済的な余裕がない」が16.1%、となっています。

4. 女性が自治会の長などの役職につくことが少ない理由

問23 地域活動において、女性が自治会の長などの役職につくことが少ないのが現状です。この主な理由は何だと思えますか。(3つまでに○)

「社会的・文化的に、性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから」が50.4%
 「女性自身が長などの役職につくのに消極的であるから」が44.6%



地域活動において、女性が自治会の長などの役職につくことが少ない理由についてたずねたとこ

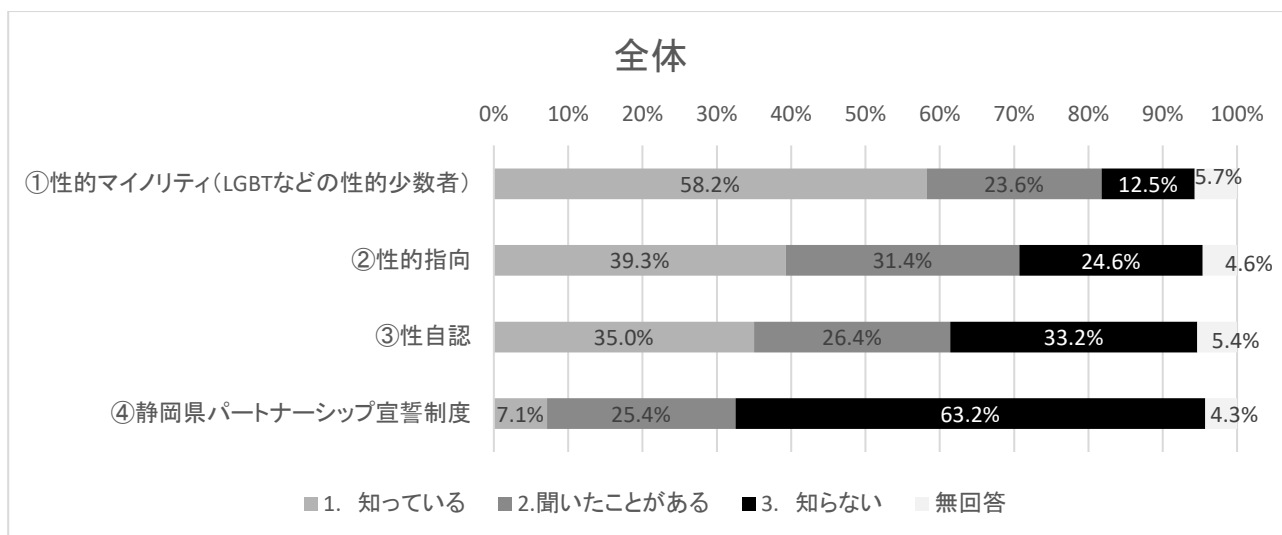
8 性的マイノリティ(LGBTなどの性的少数者)について

ろ、「社会的・文化的に、性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから」が50.0%と最も高く、次に「女性自身が長などの役職につくのに消極的だから」が44.6%、「活動時間帯が女性に合っていないから」が21.4%となっています。性別でみると、「社会的・文化的に、性別によって役割を固定する考えや意識が残っているから」は男性が女性より高い割合となり(13.7ポイント差)、「活動時間帯が女性に合っていないから」は女性が男性より高い割合(11.9ポイント差)となっています。

1. 性的マイノリティなどに関する認知

問 24 あなたは次のことがらを知っていますか。(それぞれ1つに○)

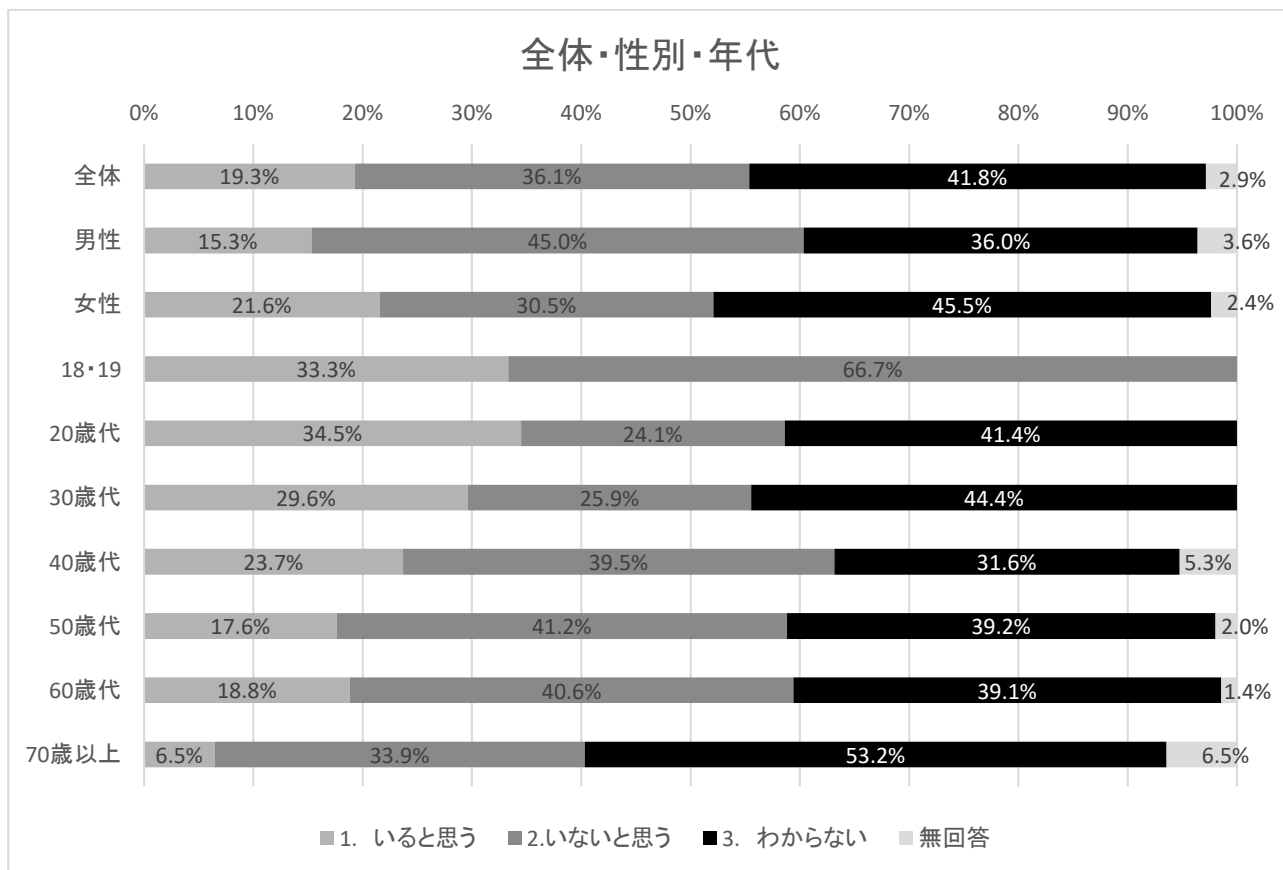
【性的マイノリティ（LGBTなどの性的少数者）】は『知っている』が58.2%、
 【性的指向】は39.3%、【性自認】は35.0%
 【静岡県パートナーシップ宣誓制度】は『知らない』が63.2%



2. 性的マイノリティの方が身近にいるか

問25 あなたの周りに、性的マイノリティ(LGBT などの性的少数者)の方はいますか。

性的マイノリティの方は身近に「いると思う」が 19.3%



周りに、性的マイノリティ（LGBT などの性的少数者）の方がいるかについてたずねたところ、「いると思う」が 19.3%、「いないと思う」が 36.1%、「わからない」が 41.8%となっています。

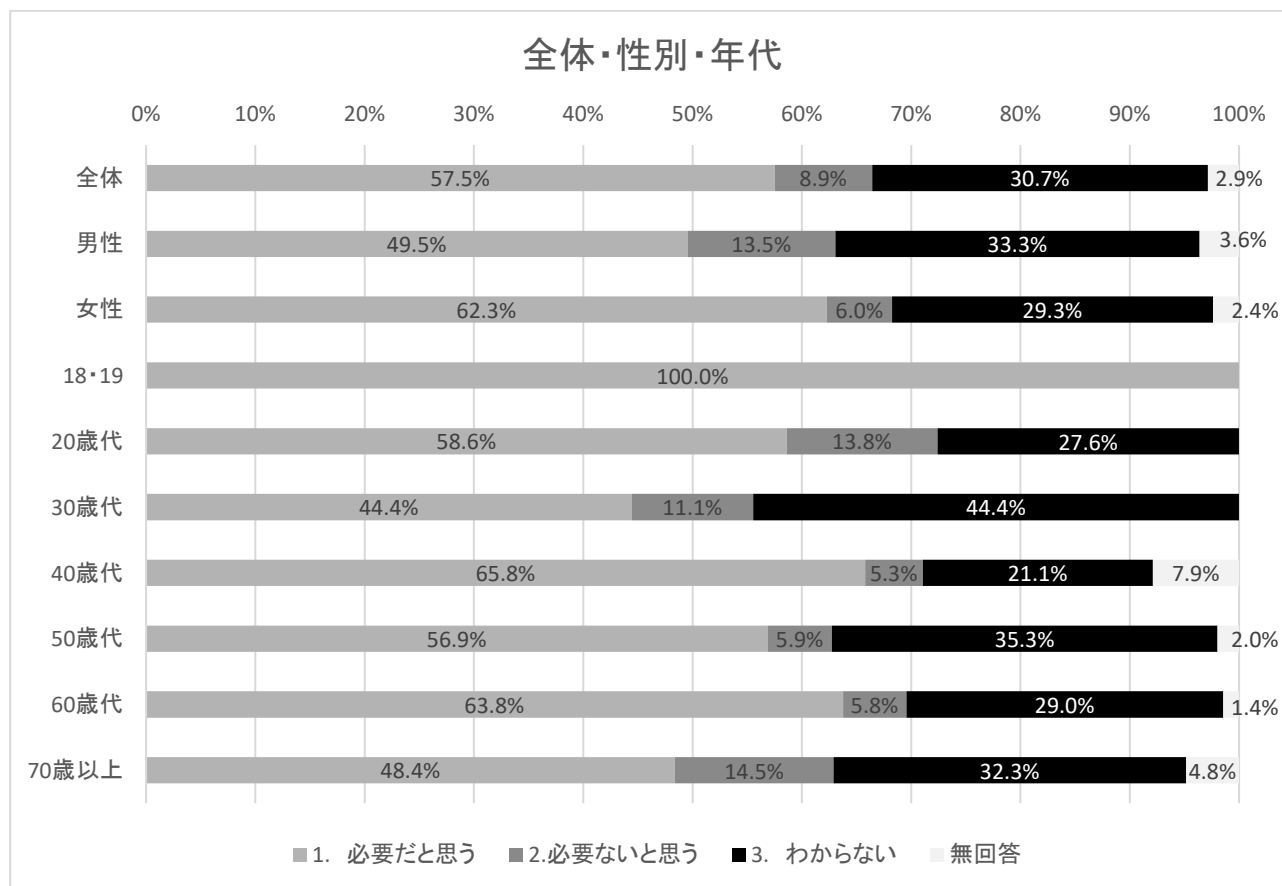
性別でみると、「いると思う」は男性が 15.3%、女性が 21.6%となっています。

年代別でみると、「いると思う」の割合が、20歳代は 34.5%に対し、70歳代は 6.5%と大きな差がありました。

3. 性的マイノリティの方々に対する差別への対策

問26 あなたは、性的マイノリティの方々の人権を守る啓発や施策について、必要だと思いますか。(1つに○)

性的マイノリティの方々の人権を守る啓発や施策は「必要だと思う」が57.5%



性的マイノリティの方々の人権を守る啓発や施策について、必要だと思うかについてたずねたところ、「必要だと思う」が57.5%、「必要ないと思う」が8.9%、「わからない」が30.7%となっています。性別で見ると、「必要だと思う」の割合が、男性は5割、女性は6割で、女性が男性より高い割合となっています。

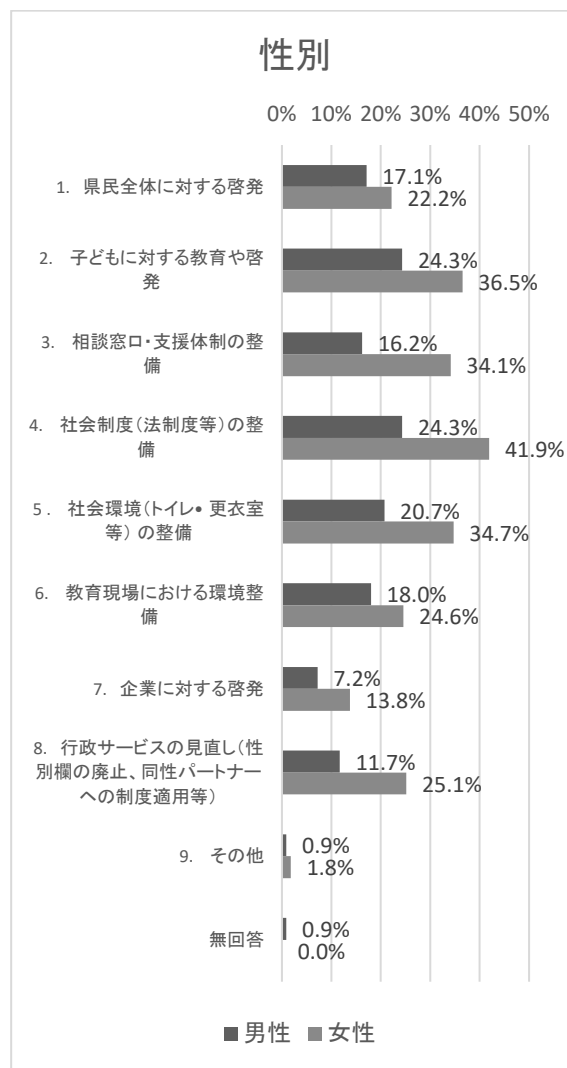
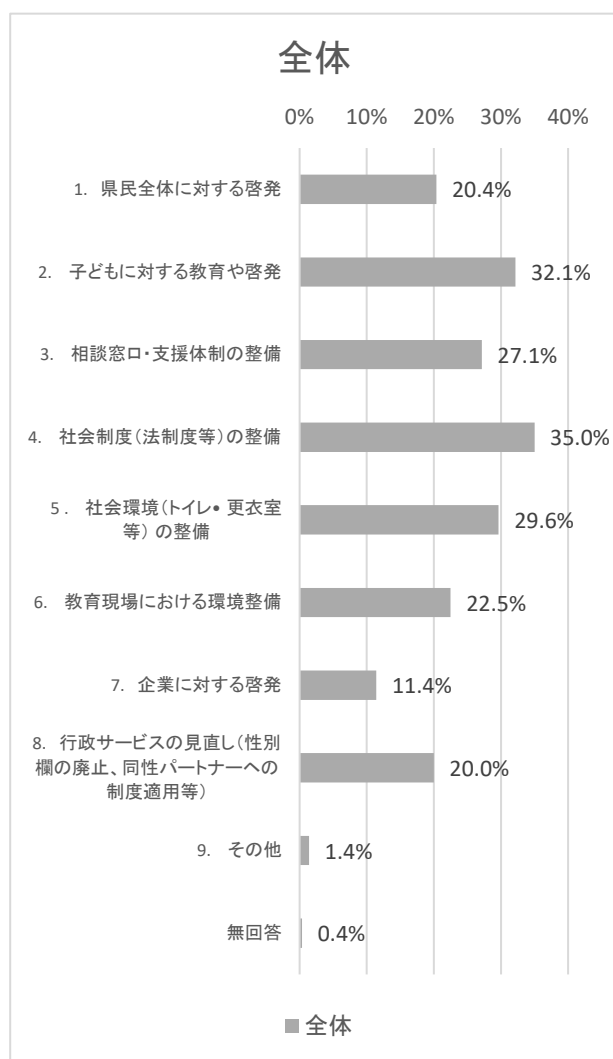
河津町第3次男女共同参画計画

4. 性的マイノリティの方々に対する偏見や差別への対策

問 27 (問 26 で「1. 必要だと思う」と答えた方に伺います。)

性的マイノリティの方々に対する偏見や差別をなくし、性的マイノリティの方々が生かしやすくなるためにはどのような対策が必要だと思いますか。(あてはまるもの全てに○)

対策で必要なものは「子どもに対する教育や啓発」、「社会制度（法制度等）の整備」が3割以上



性的マイノリティの方々に対する偏見や差別をなくし、性的マイノリティの方々が生かしやすくなるためにはどのような対策が必要だと思うかについてたずねたところ、「社会環境（法制度等）の整備」が35.0%と最も高く、次に、「子どもに対する教育や啓発」が32.1%、「社会環境（トイレ・更衣室等）の整備」が29.1%となっています。

静岡県民と河津町民との比較

静岡県民の全体では、性別による対策が必要とした項目に大きな差がないが、町民は、すべての項目で、女性が男性より高い割合となっていて、「相談窓口・支援体制の整備」と「社会制度（法制度等）の整備」は17ポイント以上の差があり、大きな差がみられます。

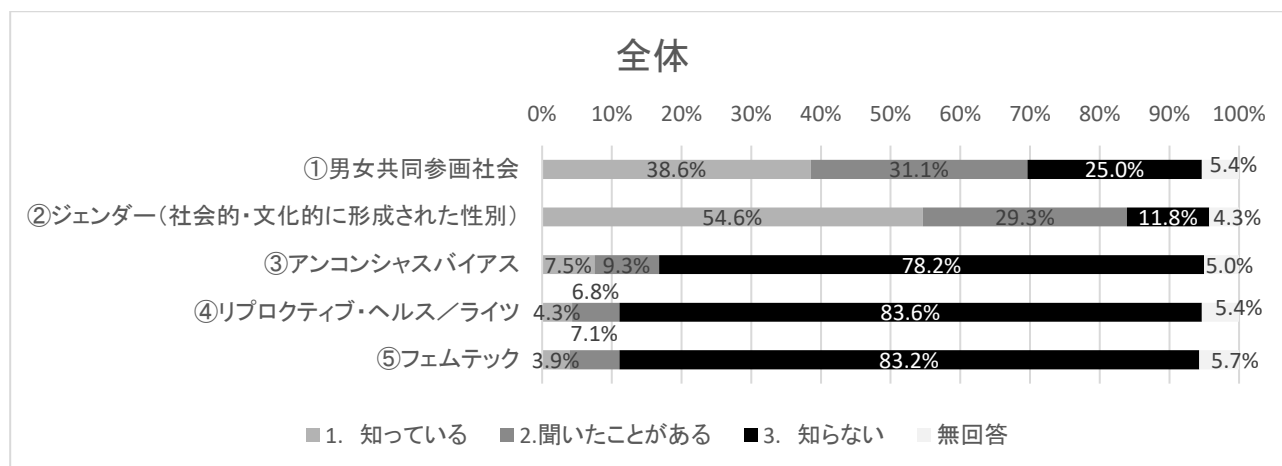
9 その他(男女共同参画関係)

1. 男女共同参画社会に関する知識

問 28 あなたは次のことがらを知っていますか。(それぞれ1つに○)

【男女共同参画社会】は7割 【ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）】は8割が「知っている」

【アンコンシャス・バイアス】は7割以上が「知らない」、
【リプロダクティブ・ヘルス/ライツ】、【フェムテック】は8割以上が「知らない」



【①男女共同参画社会】については、「知っている」が38.6%、「聞いたことがある」が31.1%、「知らない」が25.0%となっています。「知っている」と「聞いたことがある」を合わせた『知っている』が69.6%となっています。

【②ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）】については、「知っている」が54.6%、「聞いたことがある」が29.3%、「知らない」が11.8%となっています。「知っている」と「聞いたことがある」を合わせた『知っている』が83.9%となっています。

【③アンコンシャス・バイアス】については、「知っている」が7.6%、「聞いたことがある」が9.3%、

「知らない」が78.2%となっています。「知っている」と「聞いたことがある」を合わせた『知っている』が16.8%となっています。

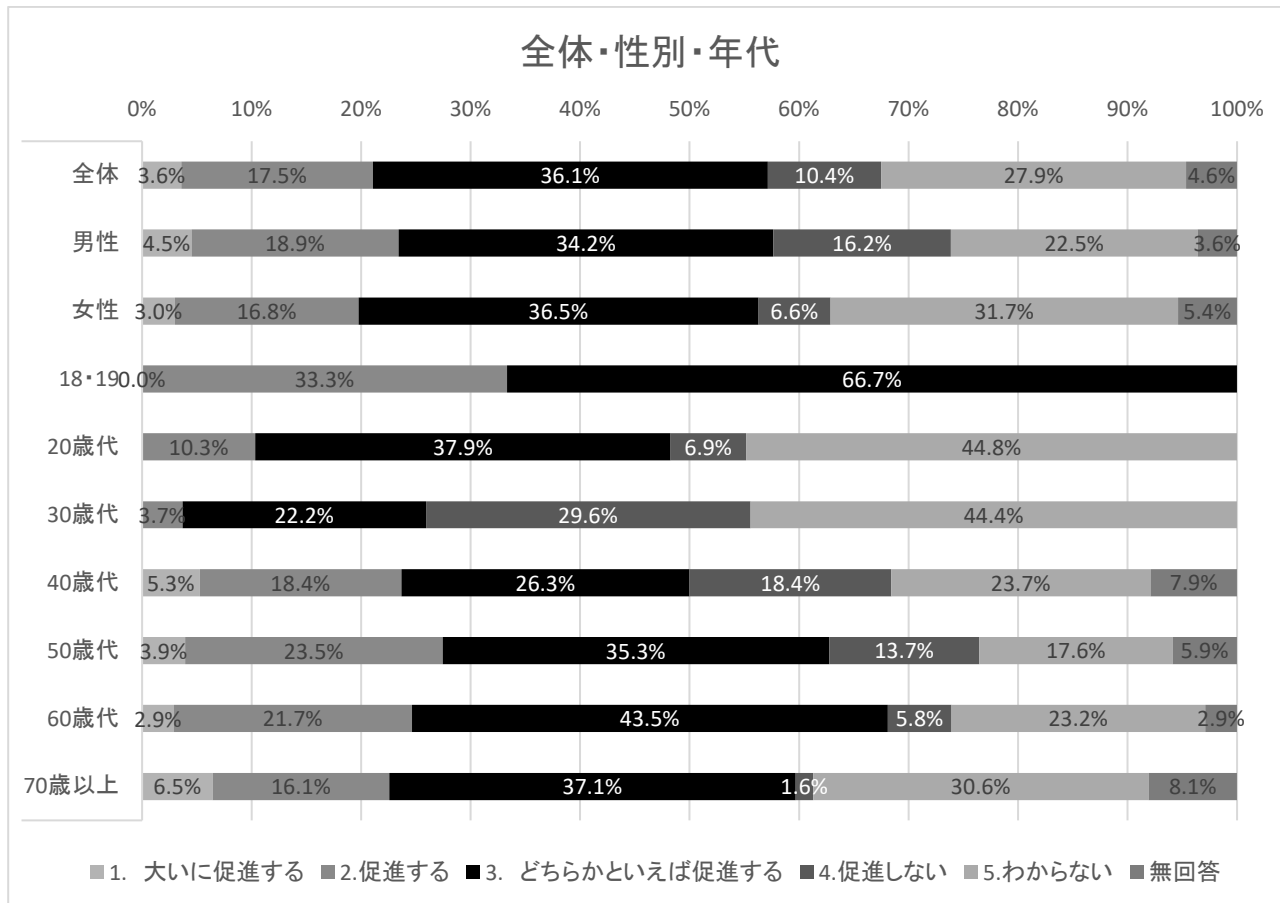
【④リプロダクティブ・ヘルス/ライツ】については、「知っている」が4.3%、「聞いたことがある」が6.8%、「知らない」が83.6%となっています。「知っている」と「聞いたことがある」を合わせた『知っている』が11.1%となっています。

【⑤フェムテック】については、「知っている」が3.9%、「聞いたことがある」が7.1%、「知らない」が83.2%となっています。「知っている」と「聞いたことがある」を合わせた『知っている』が11.0%となっています。

2. 女性活躍推進法による今後の女性の活躍について

問 29 国・地方公共団体や民間いますか。(企業等に数値目標等の策定・公表を義務づけた女性活躍推進法により、今後、女性の活躍が促進すると思うもの1つに○)

女性活躍推進法で今後の女性の活躍は『促進する』が 57.2%



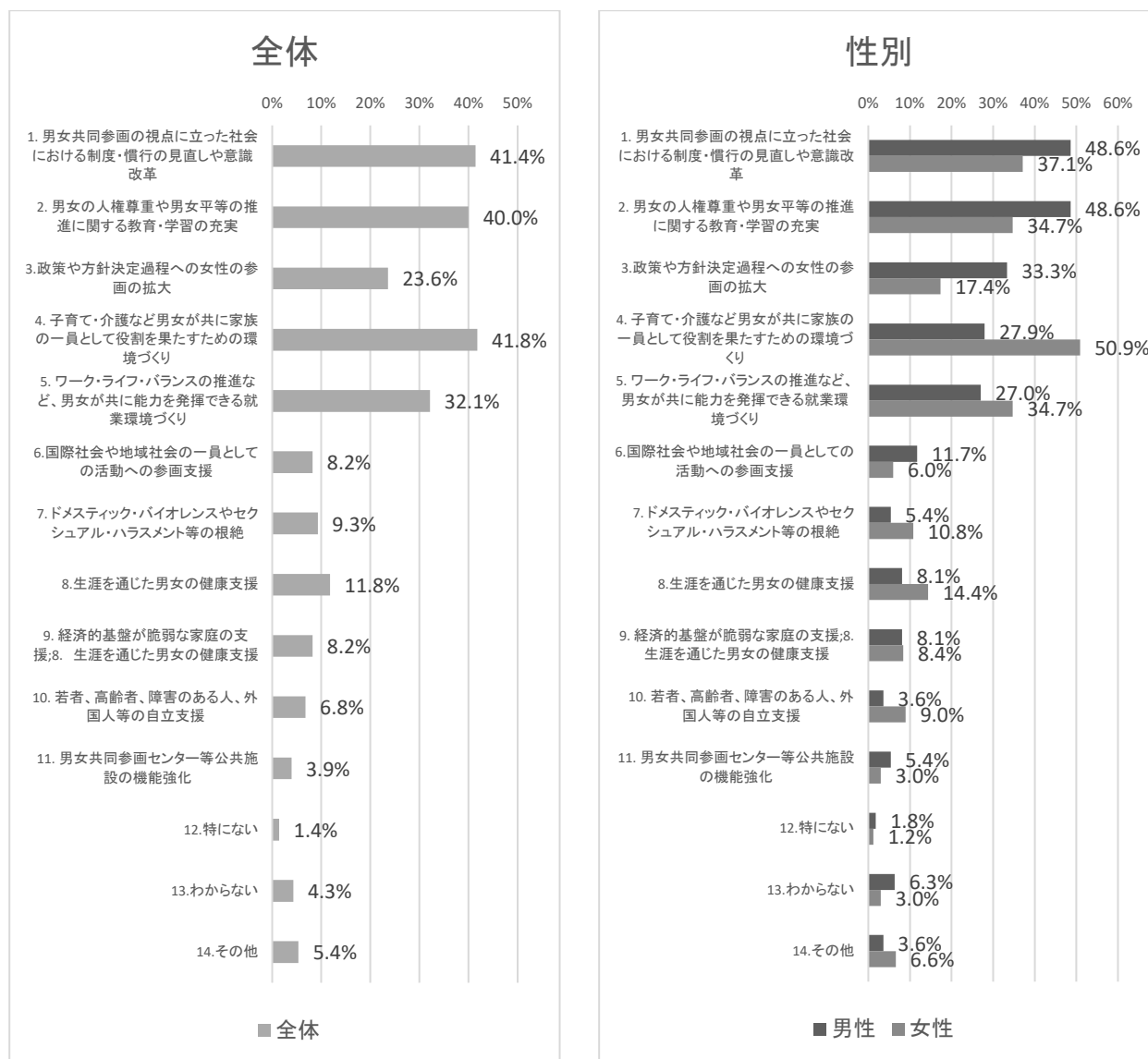
女性活躍推進法により、今後、女性の活躍が促進すると思うかたずねたところ、「大いに促進する」が 3.6%、「促進する」が 17.5%、「どちらかといえば促進する」が 36.1%、「促進しない」が 10.4%、「わからない」が 27.9%となっています。『促進する』（大いに促進する）+「促進する」+「どちらかといえば促進する」が 57.2%となっています。

性別でみると、男性、女性ともに『促進する』は5割以上となっています。

3. 男女共同参画社会の実現のために重要な取組

問 30 男女共同参画社会の実現に向けて、重要だと思われる取組は何でしょうか。(3つまでに○)

「子育て・介護など男女が共に家族の一員として役割を果たすための環境づくり」や「男女共同参画の視点に立った社会における制度・慣行の見直しや意識改革」が重要と思われる。



男女共同参画社会の実現に向けて、重要だと思われる取組をたずねたところ、「子育て・介護など男女が共に家族の一員として役割を果たすための環境づくり」が41.8%と最も高く、次に「男女共同参画の視点に立った社会における制度・慣行の見直しや意識改革」が41.4%、「男女の人権尊重や男女平等の推進に関する教育・学習の充実」が40.0%、「ワーク・ライフ・バランスの推進など、男女が共に能力を発揮できる就業環境づくり」が32.1%となっています。

性別で見ると、女性が男性より高い割合となっている項目は「子育て・介護など男女が共に家族の一員として役割を果たすための環境づくり」(23ポイント差)などとなっており、男女間で差がみられます。経年比較で見ると、「ワーク・ライフ・バランスの推進など男女が共に能力を発揮できる就業環境」、「生涯を通じた男女の健康支援」の割合が前回調査よりやや高く、「男女共同参画の視点に立った社会における制度・慣行の見直しや意識改革」の割合が前回調査よりやや低くなっています。

2. 河津町男女共同参画計画策定委員名簿

	役職名	氏名	備考
1	河津町教育委員会 (教育長職務代理者) 河津町商工会 女性部長	植松 智子	委員長
2	一般社団法人河津町観光協会 事務局長	諸星 正彦	副委員長
3	河津町区長会 会長	彦山 則幸	
4	かわづ花の会 会長	長田 みつ江	
5	河津町農業委員会 委員	後藤 美南子	
6	河津町PTA連絡協議会 会長	渡邊 優人	
7	河津町 副町長	木村 吉弘	
8	河津町立さくら幼稚園 園長	竹内 佐紀子	
9	河津町役場企画調整課 課長	島崎 和広	

(敬称略)

3. 用語解説

・性的マイノリティ(性的少数者)

多様な性のあり方の中で、少数派とされる人々のこと。

・LGBT

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別（戸籍の性別）と性自認等が一致しない人）の言葉の英語の頭文字を組み合わせた言葉。性的マイノリティの総称として使われることが多い。

・性的指向

どの性別の人を好きになるか、恋愛や性愛がどの性別に向いているかをいう。異性を好きになる人、同性を好きになる人、男性と女性の両方を好きになる人、どちらも好きにならない人など様々。

・性自認

自分の性別を自分でどう思うか、自分で認識している性別のことをいう。戸籍の性別と性自認が一致する人もいれば、一致しない人もいる。また、性自認が男性・女性に二分できない人、男女の枠にとらわれない性のあり方の人など様々。

・静岡県パートナーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとして認め合った2人が、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した関係であることを県に対して宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明するもの。2人の戸籍上の性別、性的指向、性自認は問わず、事実婚の異性カップルや外国籍の人も宣誓できる。

・男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、また、その機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担う社会。

・ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)

生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）ではなく、社会通念や慣習の中にある、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のような男性、女性の別のこと。社会的・文化的性別は、それ自体に「良い」、「悪い」の価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

・アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれる。

・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

リプロダクティブ・ヘルスは、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的に本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること。リプロダクティブ・ライツは、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のこと。

・フェムテック

Female（女性）とTechnology（技術）を掛け合わせた造語で、女性の健康課題をテクノロジーで解決する製品やサービスのこと。

・女性活躍推進法

職業生活における女性の活躍を推進するための法律（平成27年8月成立）。国・地方公共団体や民間企業等に数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が義務づけられている。

河津町第3次男女共同参画計画

令和8年3月

(編集) 河津町 企画調整課

〒413-0595 静岡県賀茂郡河津町田中 212-2
TEL : 0558-34-1924 FAX : 0558-34-0099
